

中野市まちづくり基本計画

立地適正化計画編

(案)

令和5年3月

中 野 市

目 次

第1章 まちづくり基本計画の策定にあたって

1 まちづくり基本計画とは.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 まちづくり基本計画の概要.....	4
4 まちづくり基本計画の構成.....	5

第2章 中野市の現状と課題

1 中野市の現状.....	6
2 上位・関連計画の整理.....	43
3 都市づくりに関する市民の意識.....	46
4 都市づくりの主要課題.....	55

第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

1 まちづくりの目標.....	59
2 まちづくりの方針.....	62

第4章 居住の誘導・維持を図る区域の設定

1 区域の設定方針.....	64
2 区域の設定.....	65

第5章 都市機能の誘導・維持を図る区域の設定

1 区域の設定方針.....	77
2 区域の設定.....	78

第6章 誘導施設

1 誘導施設の基本的な考え方.....	81
2 誘導施設の設定方針.....	82
3 誘導施設の設定.....	83

第7章 防災指針

1 防災指針の基本的な考え方.....	89
2 災害リスク分析及び防災上の課題整理.....	90
3 各課題に対応する取組方針.....	100
4 具体的な施策と目標指標.....	104

第8章 誘導施策と目標指標

1 誘導施策.....	111
2 計画の目標指標.....	120

第9章 計画の進行管理

1 基本的な考え方.....	122
2 施策の達成状況に関する評価の方法.....	122

第1章 まちづくり基本計画の策定にあたって

1 まちづくり基本計画とは

中野市の都市計画に関する基本的な方針を定める「都市計画マスタープラン」と、人口減少の中においても持続可能なまちづくりを実現するための取組を定める「立地適正化計画」は、根拠法は異なるものの、都市計画に関する長期的なマスタープランとしての性格を持つ計画であり、重複する内容や相互に連携する内容も多いことから、本市では、都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の検討を一体的に進め、「都市計画マスタープラン編」と「立地適正化計画編」の2編で構成（分冊）される「中野市まちづくり基本計画」（以下、「まちづくり基本計画」という。）を策定します。

都市計画マスタープランとは

- 土地利用や建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を定めるものが「都市計画」です。さらに、より良いまちをつくっていくために、総合的な指針としてまとめたものが「都市計画マスタープラン」です。（都市計画法第18条の2により、市町村が定める）
- 「都市計画マスタープラン」では、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明示します。
- 中野市では平成20年度に都市計画マスタープランを策定していますが、人口減少・少子高齢化の進行など社会・経済情勢の変化を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しに着手していきます。

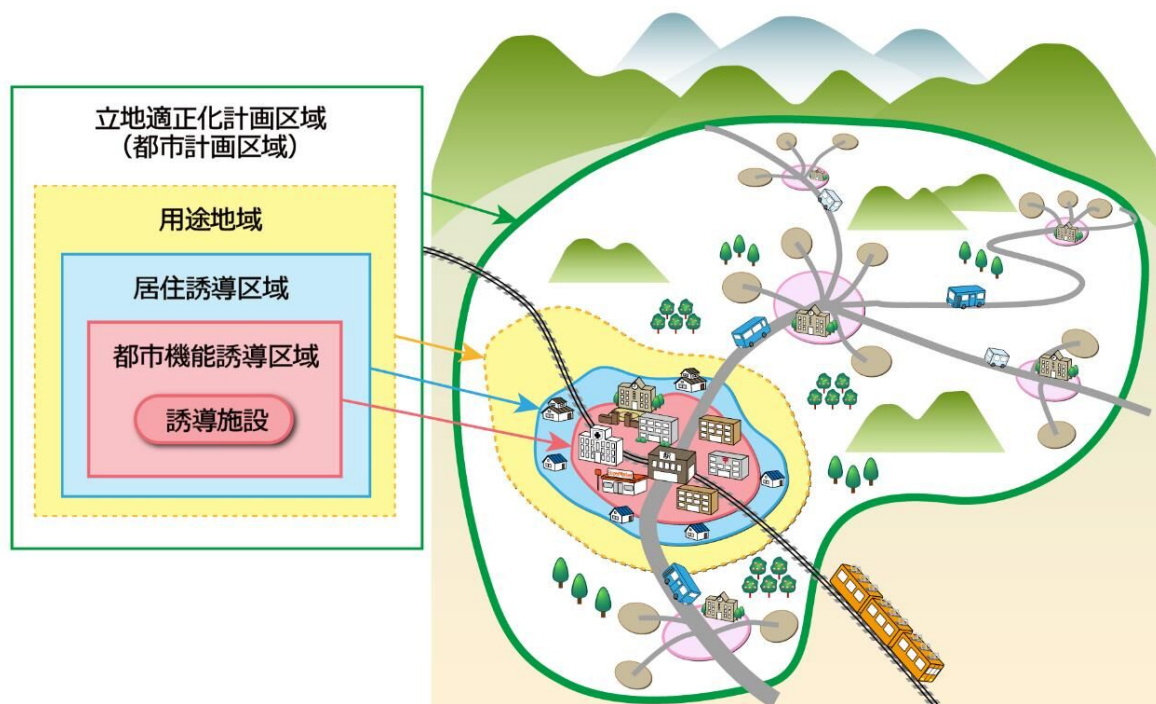
立地適正化計画とは

- 平成26年8月に都市再生特別措置法の一部が改正され、立地適正化計画が制度化されました。
- 立地適正化計画の方向性として、集約型都市構造（コンパクト＋ネットワークのまちづくり）を目指す取組を推進することが求められています。
- 立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部と見なされる計画です。

立地適正化計画では、「都市再生特別措置法」及び「都市計画運用指針（国土交通省）」に基づき、下記の事項を記載します。

表 立地適正化計画の記載事項

項 目		内 容
1	立地適正化計画の区域	立地適正化計画の対象区域を定めます。
2	立地の適正化に関する基本的な方針	立地適正化計画で目指すまちづくりの目標・方針を定めます。
3	誘導施設	都市機能誘導区域内において立地を誘導・維持すべき都市機能増進施設を設定します。
4	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能増進施設を都市の拠点に誘導・維持することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域を設定します。
5	居住誘導区域	医療・福祉・商業等の生活サービス機能を持続的に確保できるように、居住を促進し、一定エリアの人口密度の維持を図る区域を設定します。
6	防災指針	都市機能誘導区域及び居住誘導区域内の防災・減災対策を定めます。
7	誘導施策	都市機能や居住の誘導・維持を図るために必要な施策を定めます。
8	目標値	施策等の達成状況を評価・分析するための目標値を定めます。



2 計画の位置づけ

まちづくり基本計画は、市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」や、長野県が定める「中野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（中野都市計画区域マスタープラン）」に即して、本市が進める様々な施策・事業のうち、主に都市計画の分野に関する取組について定めます。

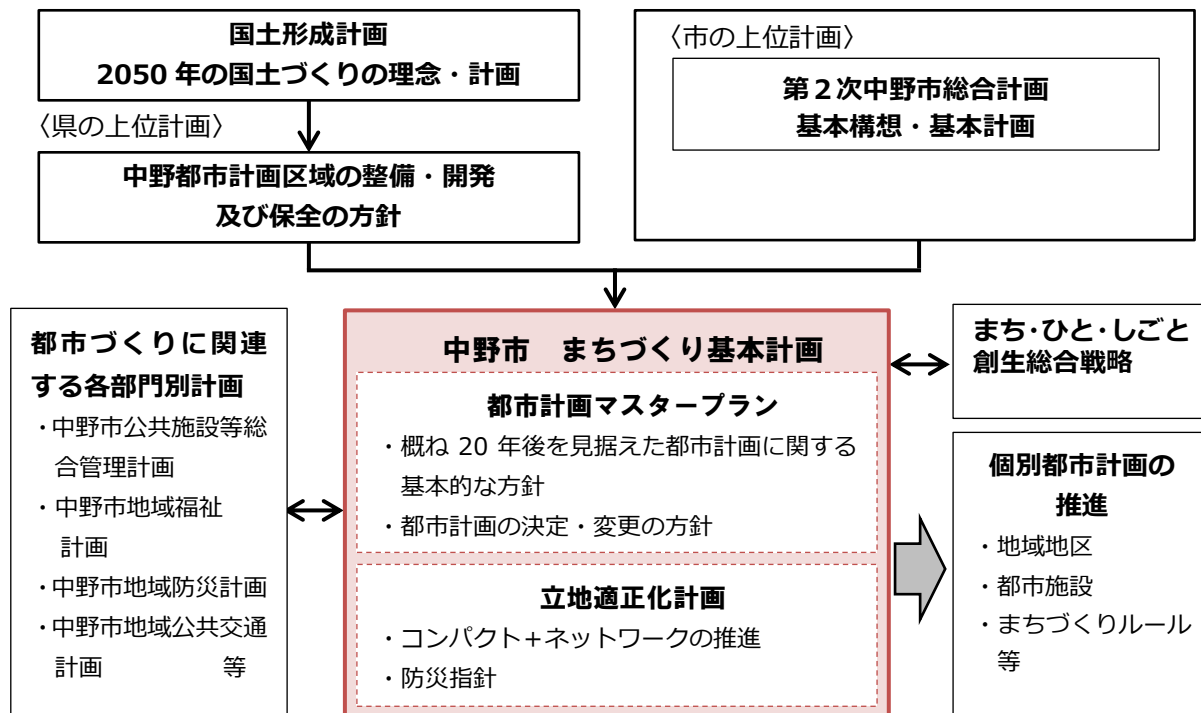


図 計画の位置づけ

■中野市まちづくり基本計画と SDGsとの関連

SDGs(持続可能な開発目標)では、「地球上の誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、持続可能な社会を実現するための包括的な 17 の目標が示されています。このSDGsの取り組みの視点を中野市まちづくり基本計画に取り入れ、持続可能なまちづくりを推進することで国際社会共通の目標達成への貢献を図ります。



3 まちづくり基本計画の概要

(1) 計画の対象区域

まちづくり基本計画の対象区域は、都市計画区域外も含む「市全域」を基本とし、都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）として、全体構想や地域別構想を策定します。

ただし、立地適正化計画の対象区域は、都市再生特別措置法の規定に基づき、「中野都市計画区域全域」とします。計画の公表日より、居住誘導区域外や都市機能誘導区域外において一定規模以上の開発行為等を行う場合は、市への届出が義務づけられますが、当該届出義務は立地適正化計画の区域内（都市計画区域内）でのみ課されることとなります。

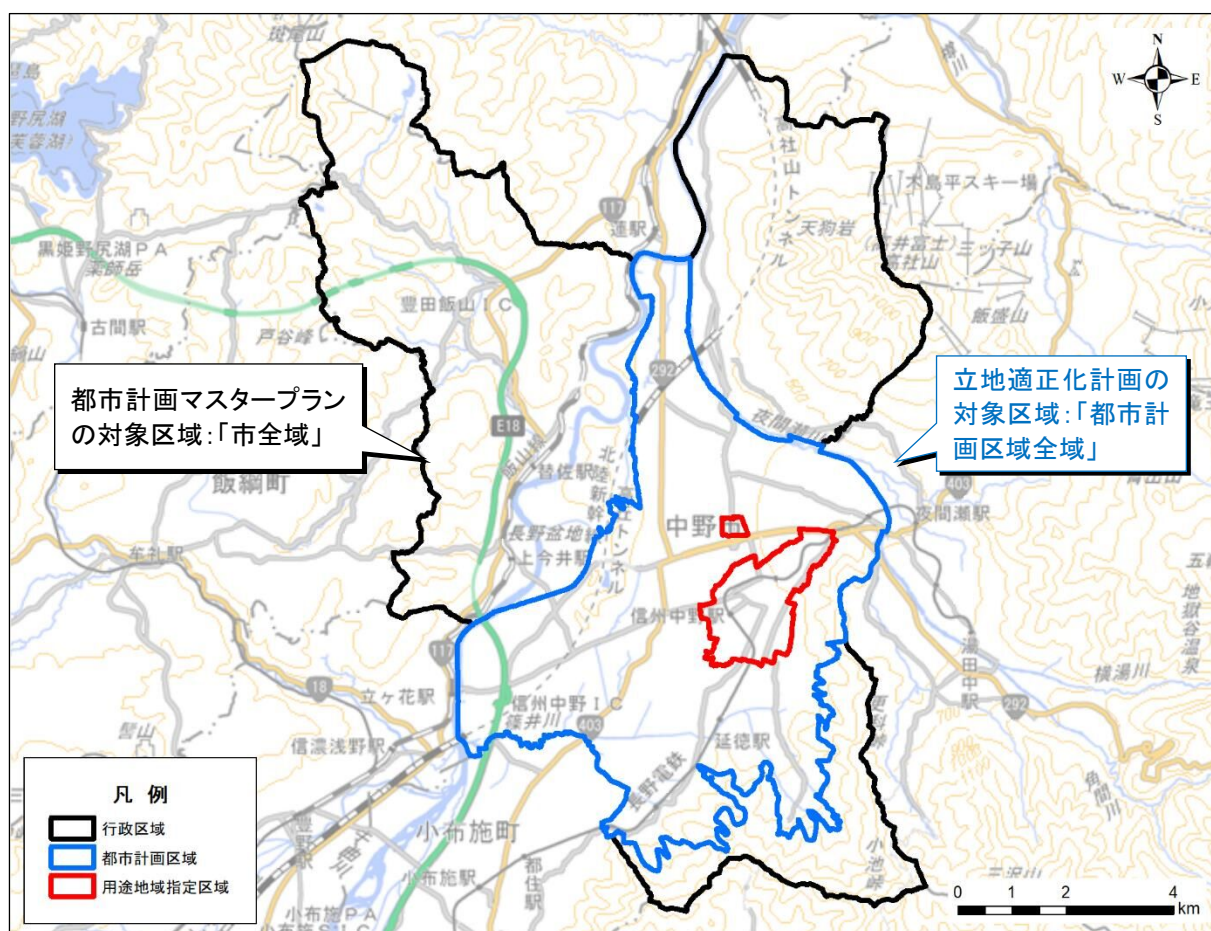


図 計画の対象区域

(2) 計画期間

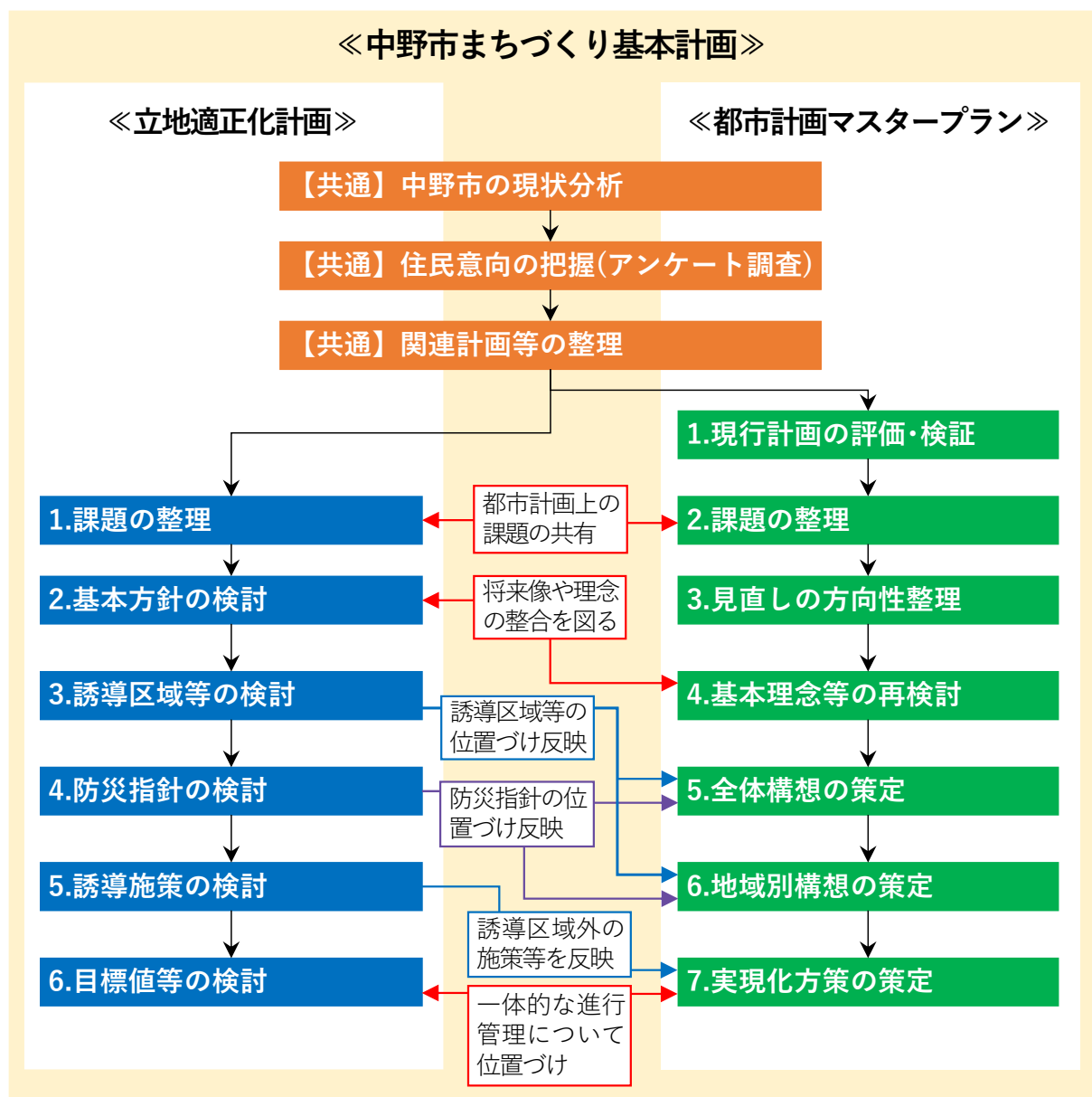
まちづくり基本計画の計画期間は、「令和5年度（2023年度）」を初年度として、目標年度を概ね20年後の「令和24年度（2042年度）」とします。

なお、計画の進行管理にあたり、都市計画マスタープランに関する項目は、概ね10年後、立地適正化計画に関する項目は、都市再生特別措置法の規定に基づき、概ね5年ごとに、施策の実施状況や目標の達成状況等の分析及び評価を行い、必要に応じて、計画の見直しや関連する都市計画の変更等を検討します。

4 まちづくり基本計画の構成

まちづくり基本計画の検討フローを以下に示します。

「都市計画マスタープランの見直し」と「立地適正化計画の策定」に係る検討を一体的に進め、「都市計画マスタープラン編」と「立地適正化計画編」の2編で構成（分冊）される「まちづくり基本計画」を策定します。



第2章 中野市の現状と課題

1 中野市の現状

1-1 人口

(1) 総人口・世帯数の推移

中野市は昭和 29 年に市制が施行され、その後平成 17 年に旧豊田村との合併により現在の中野市となりました。

総人口は平成 12 年の 47,845 人をピークに、以降は減少傾向となっています。令和 2 年の国勢調査における総人口は 42,338 人であり、市制施行以降最も少なくなっています。一方、世帯数は増加傾向となっており、令和 2 年では 15,799 世帯となっています。

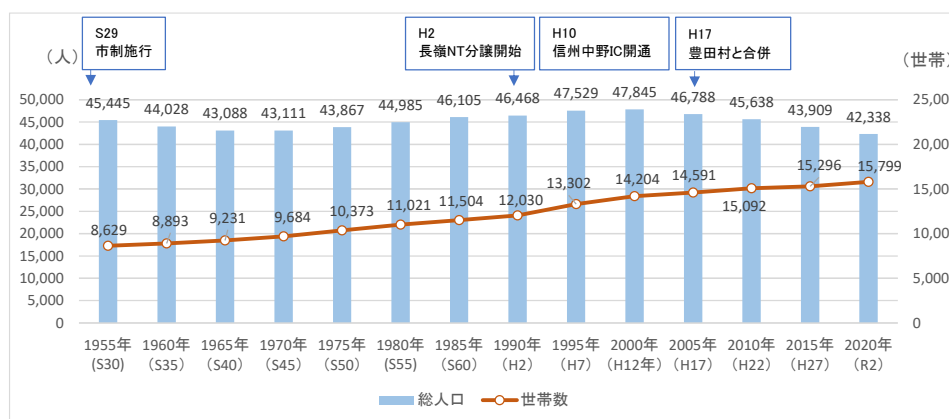


図 総人口・世帯数の推移

※昭和 30 年～平成 12 年までは旧中野市と旧豊田村の合算値

出典：国勢調査

(2) 自然動態・社会動態の推移

平成 27 年度から令和 3 年度までの自然動態をみると、年間で 200 人程度の減少超過となっています。また、社会動態も転出超過が続いており、直近 2 か年においては 270 人台の転出超過となっています。

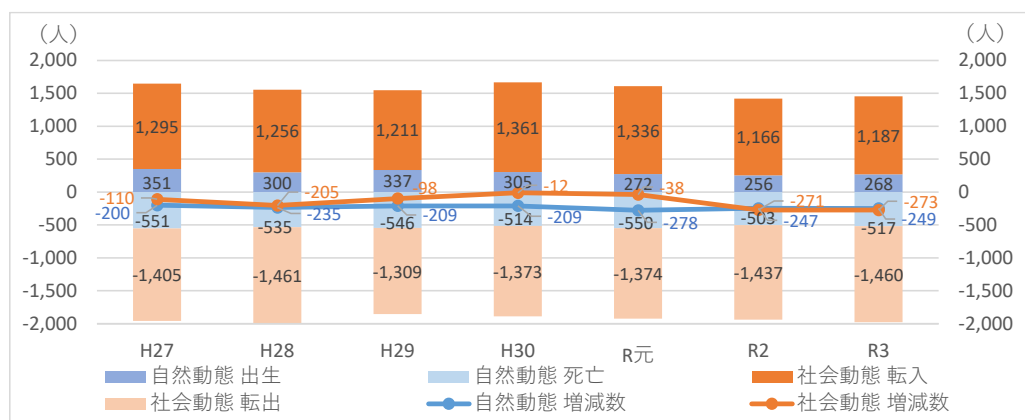


図 自然動態・社会動態の推移

出典：毎月人口移動調査

(3) 将来の人口見通し及び年齢3階層別人口の推移

① 総人口・年齢3区分別人口の動向

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による概ね 25 年後の令和 27 年(2045 年)の将来推計人口をみると、総人口は 30,608 人で令和 2 年(2020 年)の総人口から 11,730 人減少すると予測されています。

また、年齢 3 階層別の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向であり、老年人口は増加傾向となっており、今後もその傾向は続くものと推測されます。将来の見通しでは、令和 27 年では老年人口の割合が 41.8%まで上昇する一方、生産年齢人口の割合が 50%を下回るものとされています。

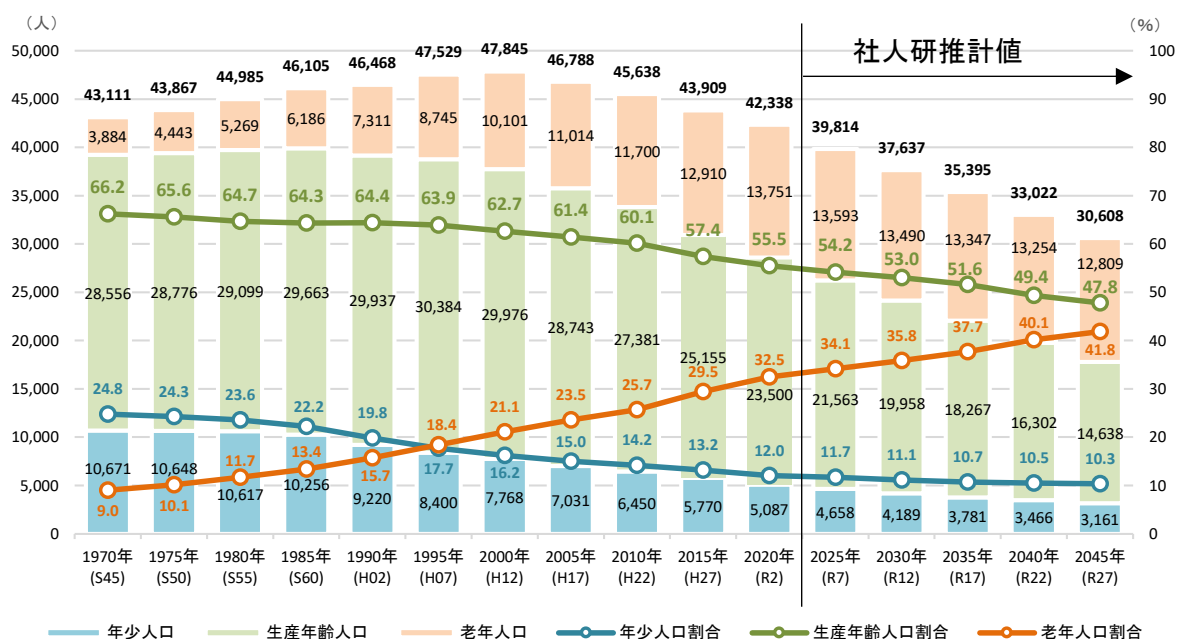


図 総人口・年齢3区分別人口の推移

出典：【1970～2015 年】総務省統計局「国勢調査」

【2020～2045 年】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30 年推計)」

※総人口は、年齢不詳人口を含む。

※平成 12 年(2000 年)以前の人口は、旧中野市と旧豊田村の人口を合算した数値を表示。

② 人口・高齢化の見通し（500m メッシュ別）

平成 27 年国勢調査による 2015 年実績人口と、社人研推計に準拠した 2040 年将来推計人口の比較を以下に示します。

平成 27 年(2015 年)から令和 22 年(2040 年)の人口増減数をみると、市全域で人口減少が進行し、特に、「市街地及びその周辺地域」の市役所等が立地する信州中野駅周辺地域では、人口減少が進行すると予測されます。

また、75 歳以上人口の割合の動向をみると、市全域で高齢化が進行し、特に、豊田地域や高社地域では 75 歳以上人口の割合が 30%を上回るエリアが多くなるなど、高齢化が進行すると予測されます。

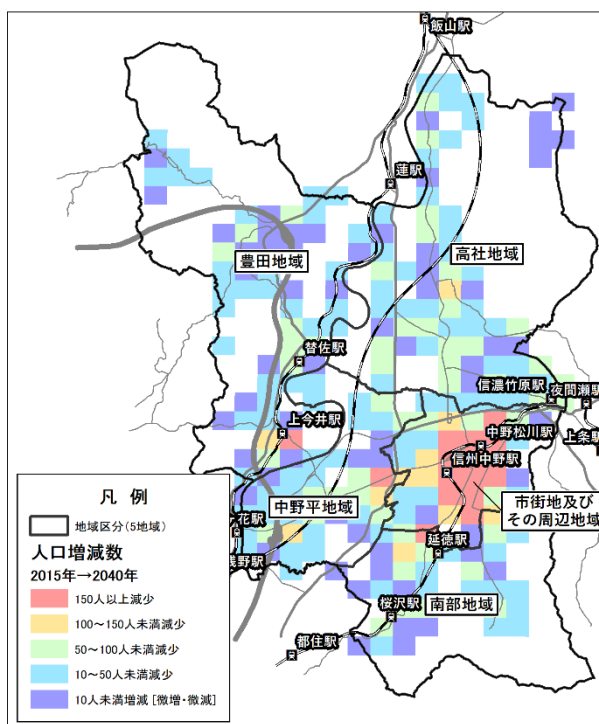


図 人口増減数の動向：2015 年→2040 年

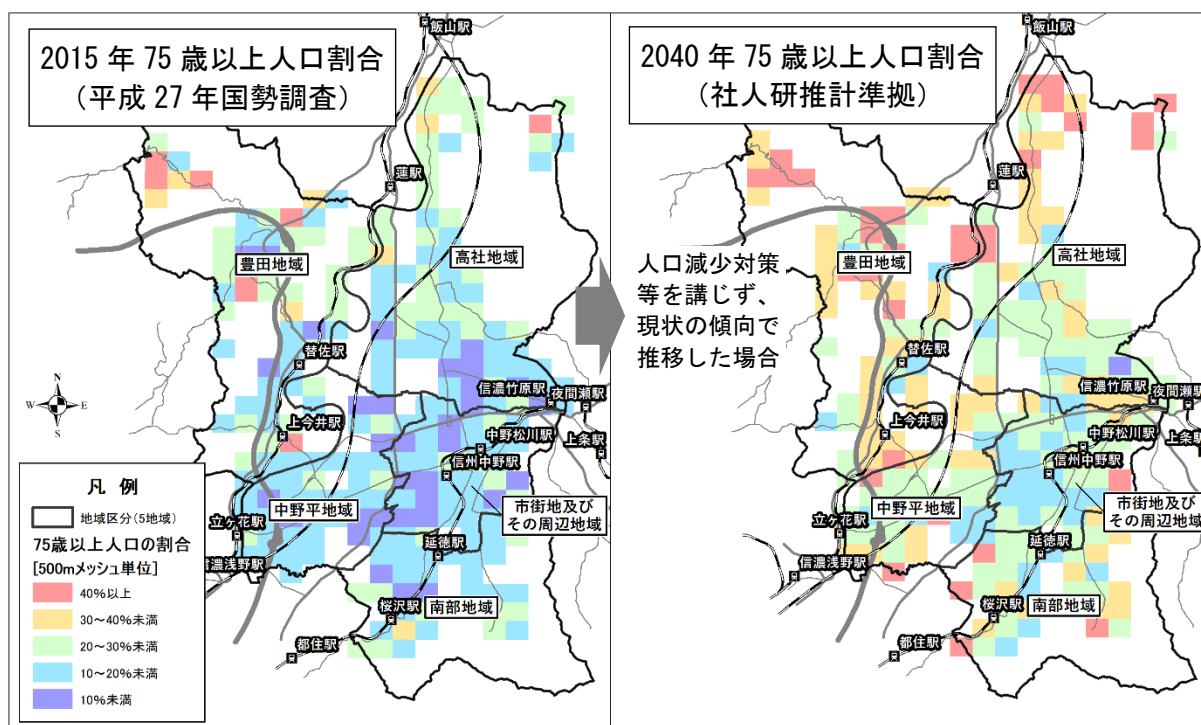


図 75 歳以上人口割合の動向：2015 年→2040 年

出典：【2015 年】総務省統計局「平成 27 年国勢調査地域メッシュ統計(500m メッシュデータ)」

【2040 年】国土交通省「国土数値情報 [500m メッシュ別将来推計人口データ(H30 国政局推計)]」※

※H30 国政局推計は、平成 27 年国勢調査を基準として、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30 年推計)」に準拠した推計データ。

③ 中心市街地(用途地域内)における人口密度の分布と見通し(100m メッシュ)

中心市街地(用途地域内)における人口密度について、平成 27 年国勢調査による 2015 年実績人口と、社人研推計に準拠した 2040 年将来推計人口の比較を以下に示します。

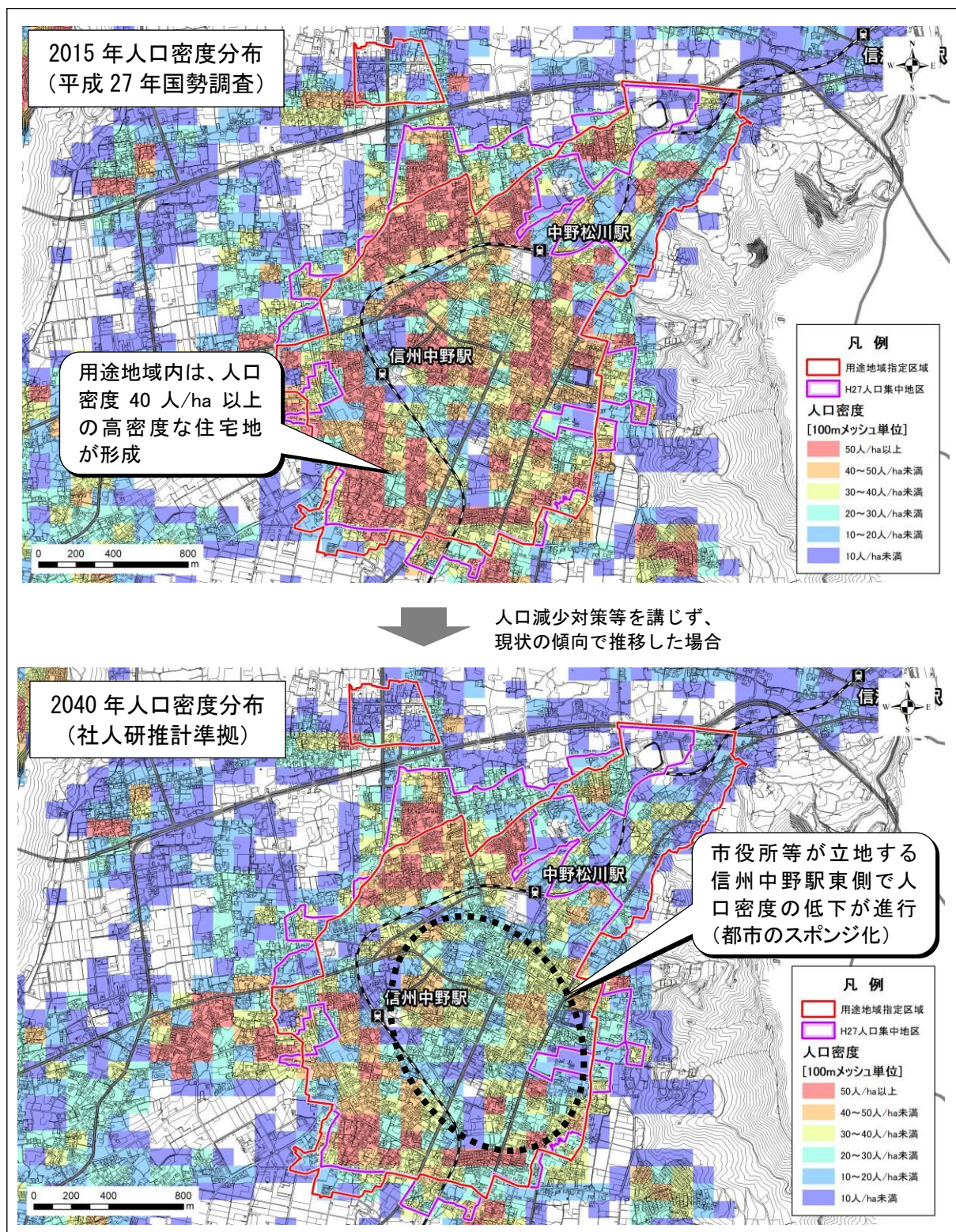


図 中心市街地における人口密度の動向：2015 年→2040 年

出典：【2015 年】総務省統計局「平成 27 年国勢調査地域メッシュ統計(500m メッシュデータ)」を基に作成
 【2040 年】国土交通省「国土数値情報[500m メッシュ別将来推計人口データ(H30 国政局推計)]」を基に作成

(4) 人口集中地区(DID)の推移

本市の人口集中地区（DID）は令和2年現在で、面積が3.1km²、人口が11,829人、人口密度が38.2人/haとなっています。人口は市の総人口（42,338人）の27.9%を占めています。

1980年（昭和55年）から2020年（令和2年）までの40年間における人口集中地区（DID）の推移をみると、面積は大きな変動は見られないものの、人口は2000年（平成2年）をピークに減少傾向となっています。また、世帯数は増加傾向にあります。

分布状況をみると、東吉田、吉田、下小田中、東山などの用途地域外でDIDに含まれるエリアが見られます。また、栗和田周辺は用途地域内ではあるもののDIDからは外れている状況となっています。

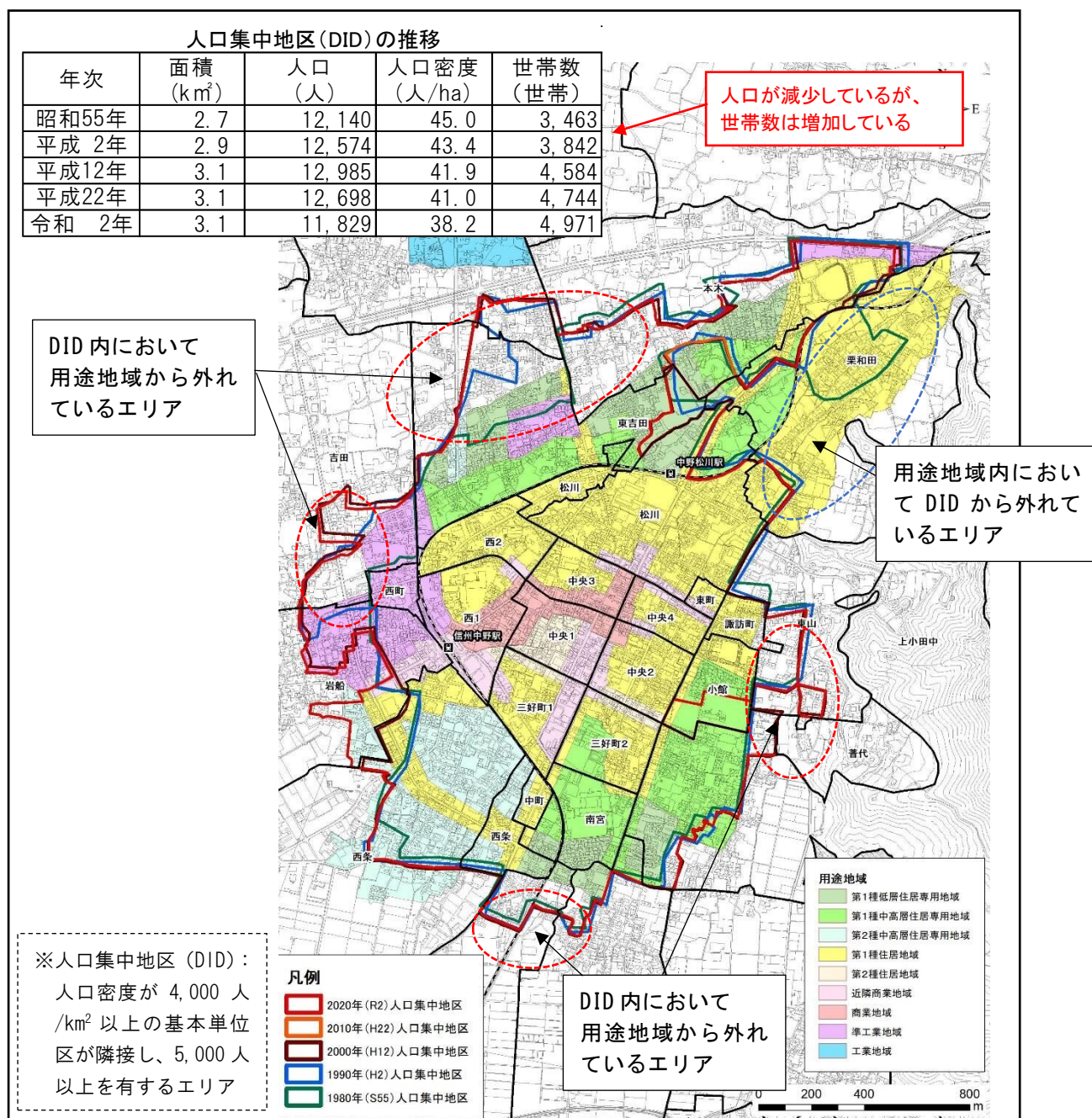


図 人口集中地区(DID)の推移

出典：国勢調査

(5) 通勤・通学流動

① 通勤者

中野市常住の就業者数は24,618人で、そのうち17,035人は市内で従業し、残り7,583人は市外で従業（流出）しています。市外に常住し中野市で従業（流入）しているのは7,256人です。市外との流動では長野市が圧倒的に多くなっています。また、山ノ内町との流動も多く、流入元では2番目、流出先では4番目に多くなっています。

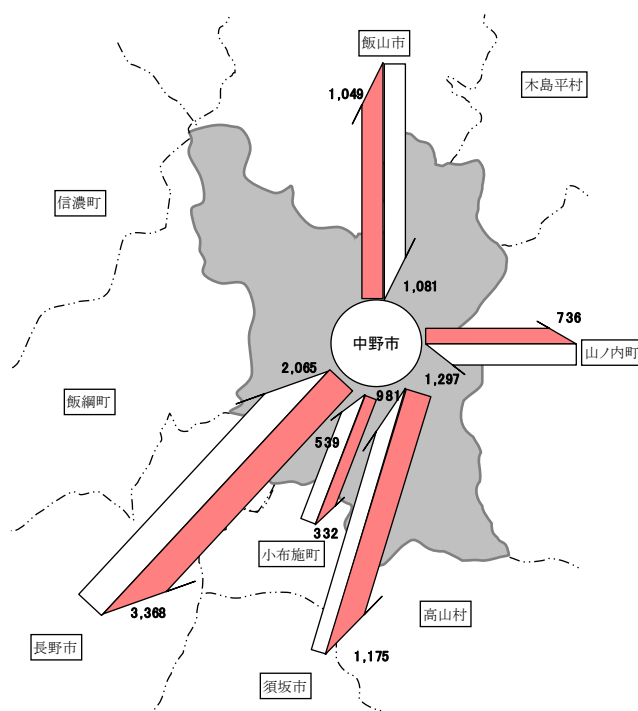


図 通勤者の流動(H27)

出典：国勢調査

② 通学者

平成27年の通学者の流出・流入別人口についてみると、流出人口は938人、流入人口は649人であり、流出人口が流入人口を289人上回っています。

流出先をみると、流出率の第1位は長野市で24.9%（490人）、第2位は須坂市で9.0%（177人）となっています。流入先は須坂市が第1位で、流入率13.8%（231人）で、第2位と第3位は山ノ内町及び小布施町となっています。

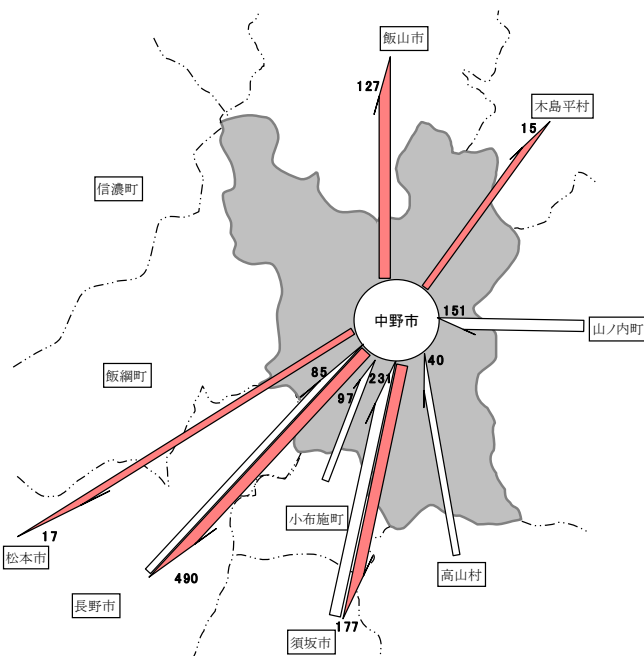


図 通学者の流動(H27)

出典：国勢調査

(6) 地域別人口の推移

平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間における国勢調査小地域別の人口増減率は以下の図に示すとおりです。総人口は約 7 % 減少となっていますが、人口が増加している調査区は用途地域の外側に分布しています。

用途地域の中では、中央 2 丁目・3 丁目、小館などにおいて減少率が 20 % 以上となっており、市街地内における人口維持が課題といえます。

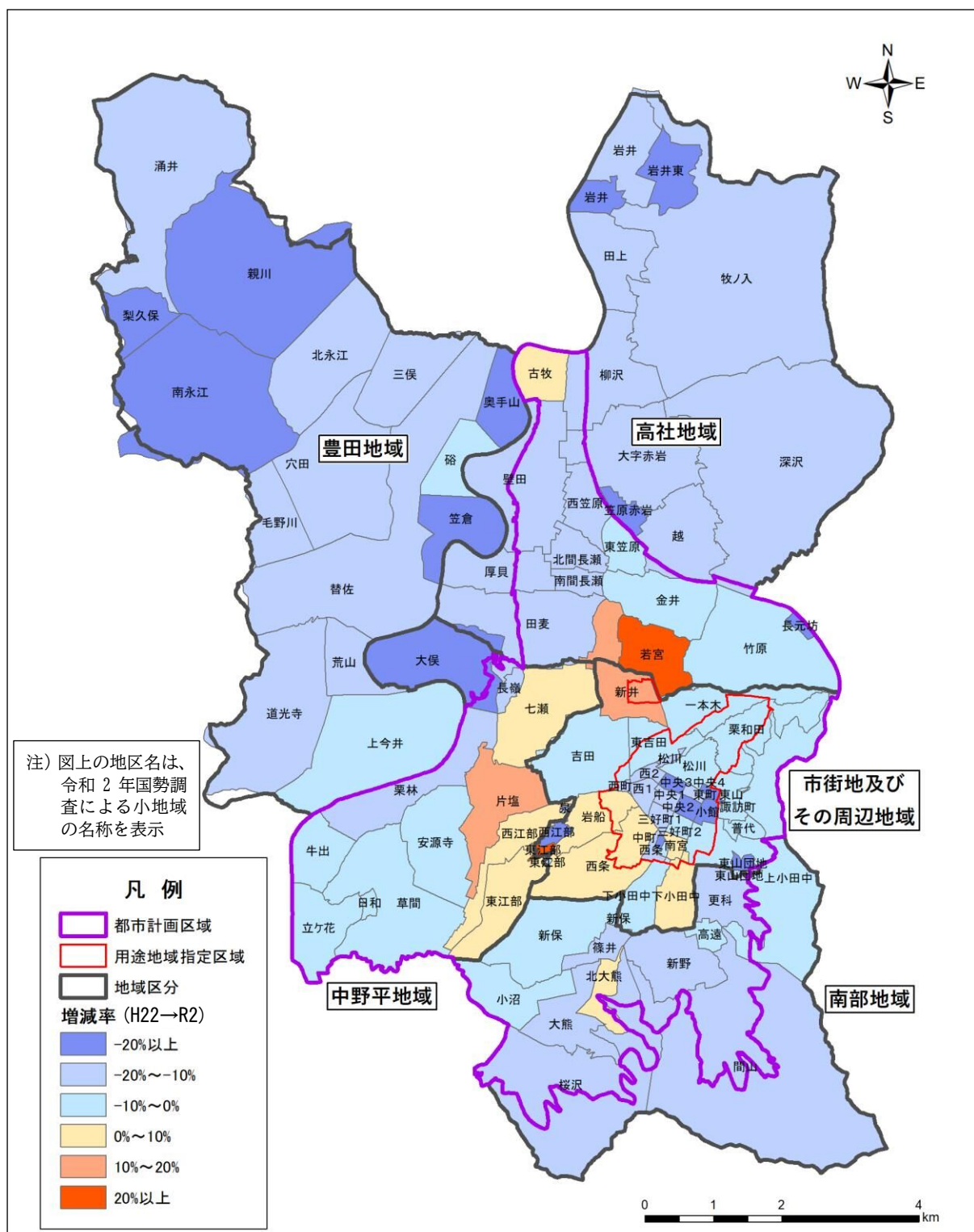


図 小地域別人口の増減率（平成 22 年～令和 2 年）

出典：国勢調査

(7) 人口密度

本市における区域ごとの人口構成及び人口密度は以下に示すとおりです。用途地域内には総人口の27.1%が居住し、人口密度は35.04人/haとなっています。

表 区域ごとの人口構成と人口密度

	面積 (ha)	行政区域に占める 面積の割合	人口 (人)	総人口に占める 人口割合	人口密度 (人/ha)
行政区域	11,218	100.0%	43,909	100.0%	3.91
都市計画区域	3,200	28.5%	36,527	83.2%	11.41
用途地域	340	3.0%	11,912	27.1%	35.04
用途指定地域外(白地)	2,860	25.5%	24,615	56.1%	8.61
都市計画区域外	8,018	71.5%	7,382	16.8%	0.92
人口集中地区(DID)	310	2.8%	12,343	28.1%	39.82

出典：都市計画基礎調査(H30)

(8) 産業別就業人口

本市の就業人口は減少傾向となっており、産業別でみると第一次、第二次が減少、第三次はほぼ横ばいで推移しています。

産業別の構成は、第三次が約5割で、第二次と第三次はほぼ同じ割合となっています。第一次産業は、県全体では就業者数の約1割程度であることから、第一次産業の就業者の割合が大きいことが本市の特徴といえます。

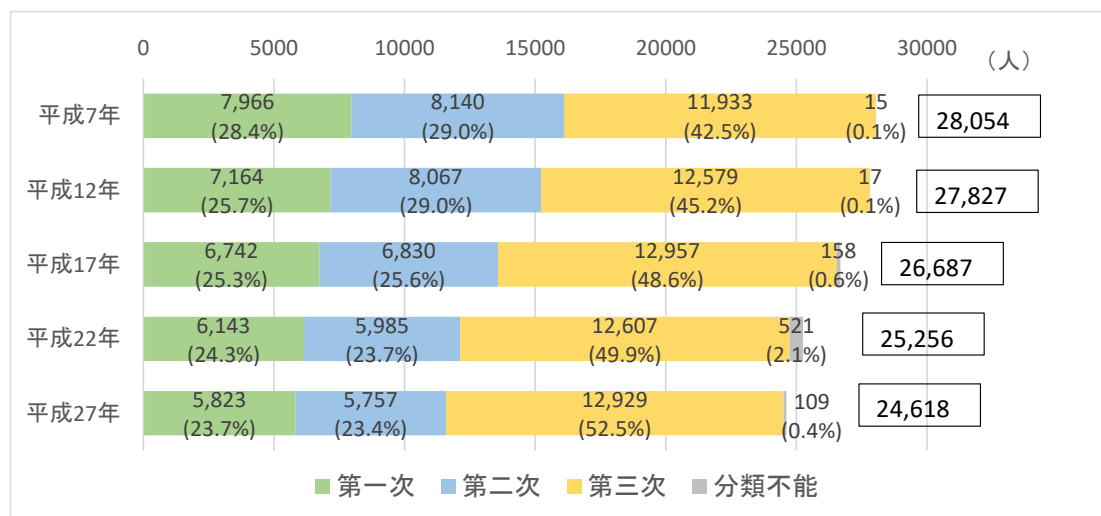
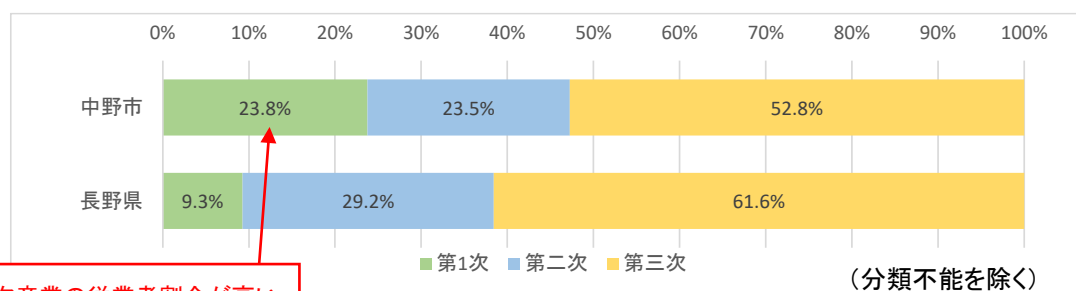


図 産業別就業人口の推移

出典：国勢調査(H27)



第一次産業の従業者割合が高い

図 産業別就業人口の県との比較

出典：国勢調査(H27)

1-2 土地利用

(1) 法規制状況

① 都市計画関連の法規制

本市の都市計画区域は、行政区域の一部に指定されており、面積は 3,200ha となっています。これは行政区域面積（11,218ha）の 28.5%を占めています。

また、用途地域面積は 340ha であり、都市計画区域の 10.6%を占めています。内訳をみると、住居系用途地域が 78.4%を占め、商業系用途地域は 10.0%、工業系用途地域は 11.6%となっています。

なお、本市の用途地域面積は同規模都市（県内の人口 5 万人程度の都市）と比較して面積が小さく、用途地域内の人口密度が高いことが特徴となっています。

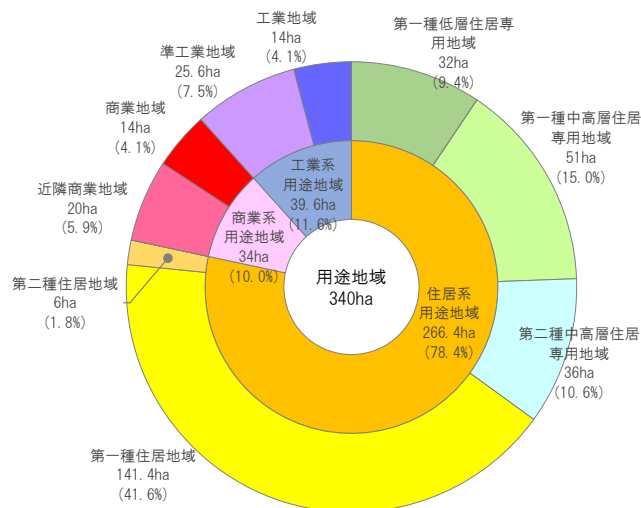
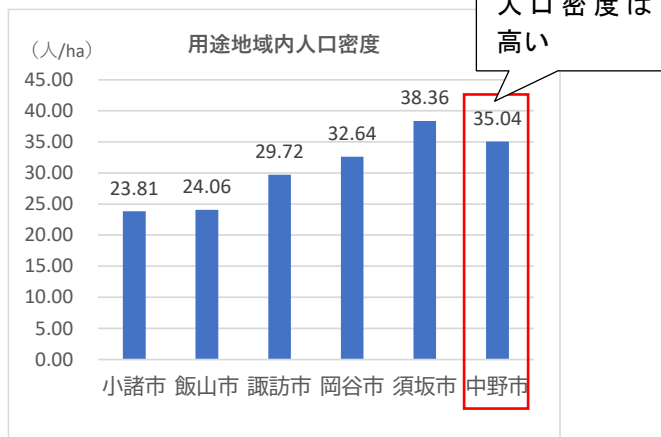
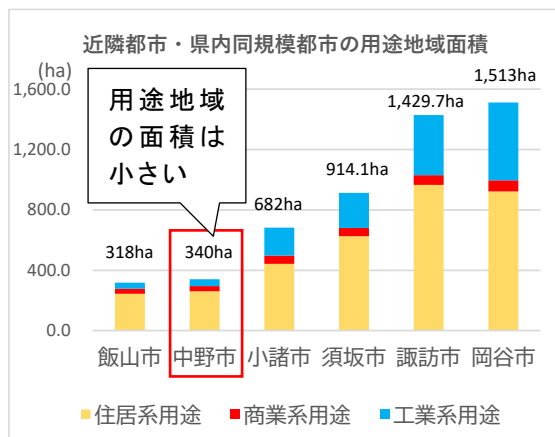


図 用途地域の内訳



出典：都市計画基礎調査

表 その他の法規制等

種別	名称	面積	決定年月日	概要
地区計画	新井工業団地地区計画	7.1ha	H7.8.1	○良好な工業団地の環境の創出と保全を図る。 ・壁面位置の制限 2.0m ・垣根の制限 ・高さ制限 15 m ・敷地面積の最低限度 500 ㎡
特別用途地区	中野市特別工業地区建築条例	62ha	S48.10.1	出力の合計が 20 キロワット以下の原動機を使用し、かつ、えのき茸栽培を行なう作業場で、床面積の合計が 300 平方メートル以下の建築物は、建築することができる
種別	名称	決定年月日		概要
建築協定	長嶺ニュータウン建築協定	H23.7.3 (期限：20 年)		①敷地の分割及び地盤面の変更禁止。 ②長屋及び共同住宅の建築禁止。 ③建築物の高さは地盤面から 9.5 メートル以下。軒の高さは 7.0 メートル以下。 ④建ぺい率 5/10 以下、容積率は 8/10 以下 ⑤外壁の後退距離は、隣地境界線から 1.2 メートル以上。道路境界線から 1.5 メートル以上。 ⑥敷地の囲障で道路に面する側は、生垣又は生垣に透視可能なネットフェンス、鉄さくなどを併用したものとし、高さは 1.5 メートル以下。 ⑦歩道に面する部分は、車の出入口禁止。 敷地内の空き地は植樹などで緑化。 ⑧外壁、屋根の色は、刺激的な色を避け、周辺環境に調和させる。 ⑨広告物は、自己用以外は禁止。自己用でも表示面積 1 平方メートル以内。 ⑩店舗などは指定区画で住宅と併用で建築。お客様の駐車場など設置。 ⑪建築物の雨水は、敷地内の雨水桝により排水すること。
住民協定	中野市東吉田地区景観形成住民協定	H9.3.27		平成 9 年 3 月に都市計画街路・相生町線が供用開始にあわせ、長野県景観条例に基づく認定を申請し、沿道の美化や看板の規制等について定められている。
建築基準法第 22 条指定区域				住宅を建設する場合、一定の不燃材料にて屋根を造ることを義務化

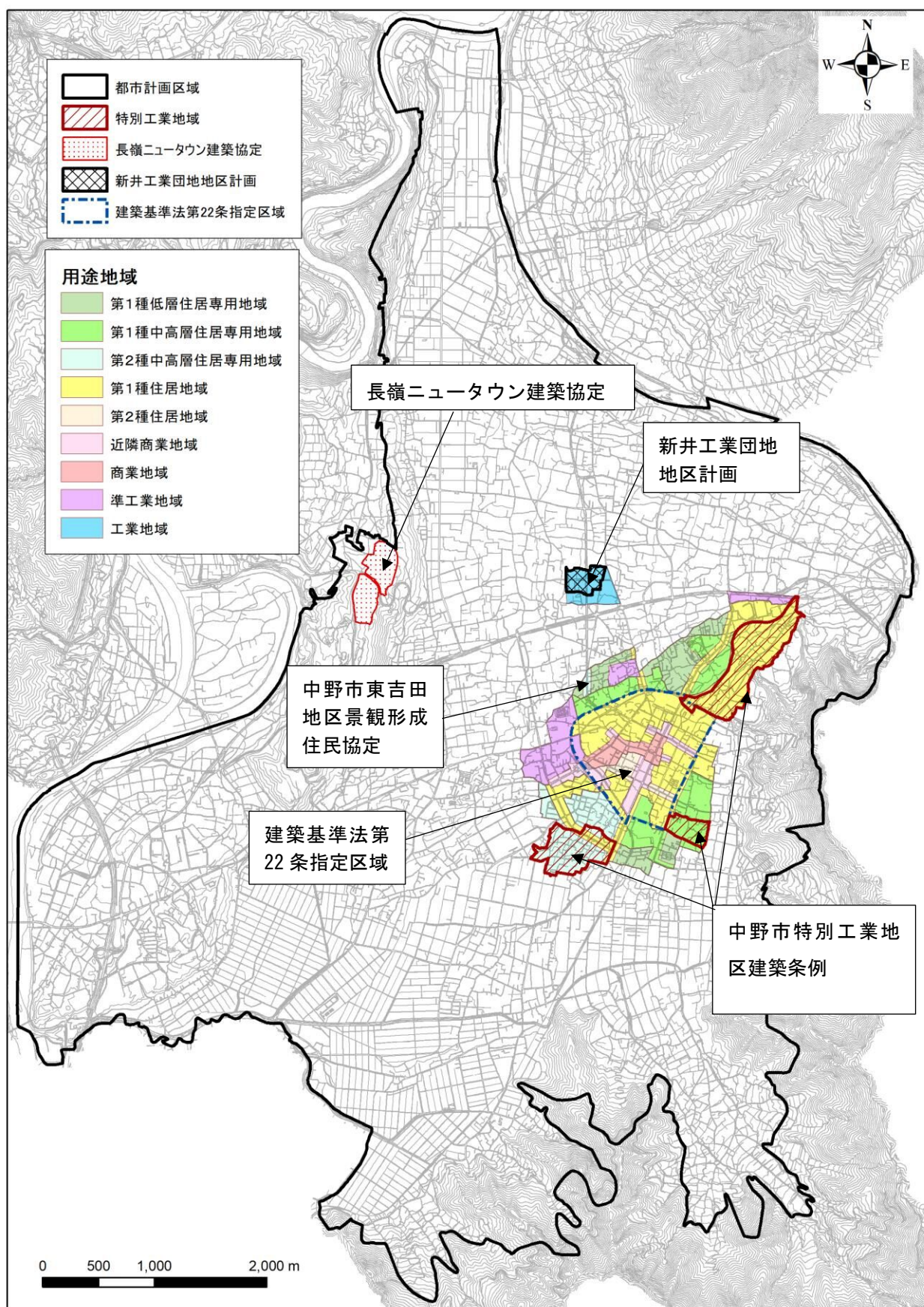


図 都市計画関係の法規制状況

出典：中野市都市計画データ

② 森林・農業規制

本市における、森林及び農業に関連する法規制は以下に示すとおりとなっています。
森林については、国有林は存在せず、すべて民有林であり、一部が保安林に指定されています。

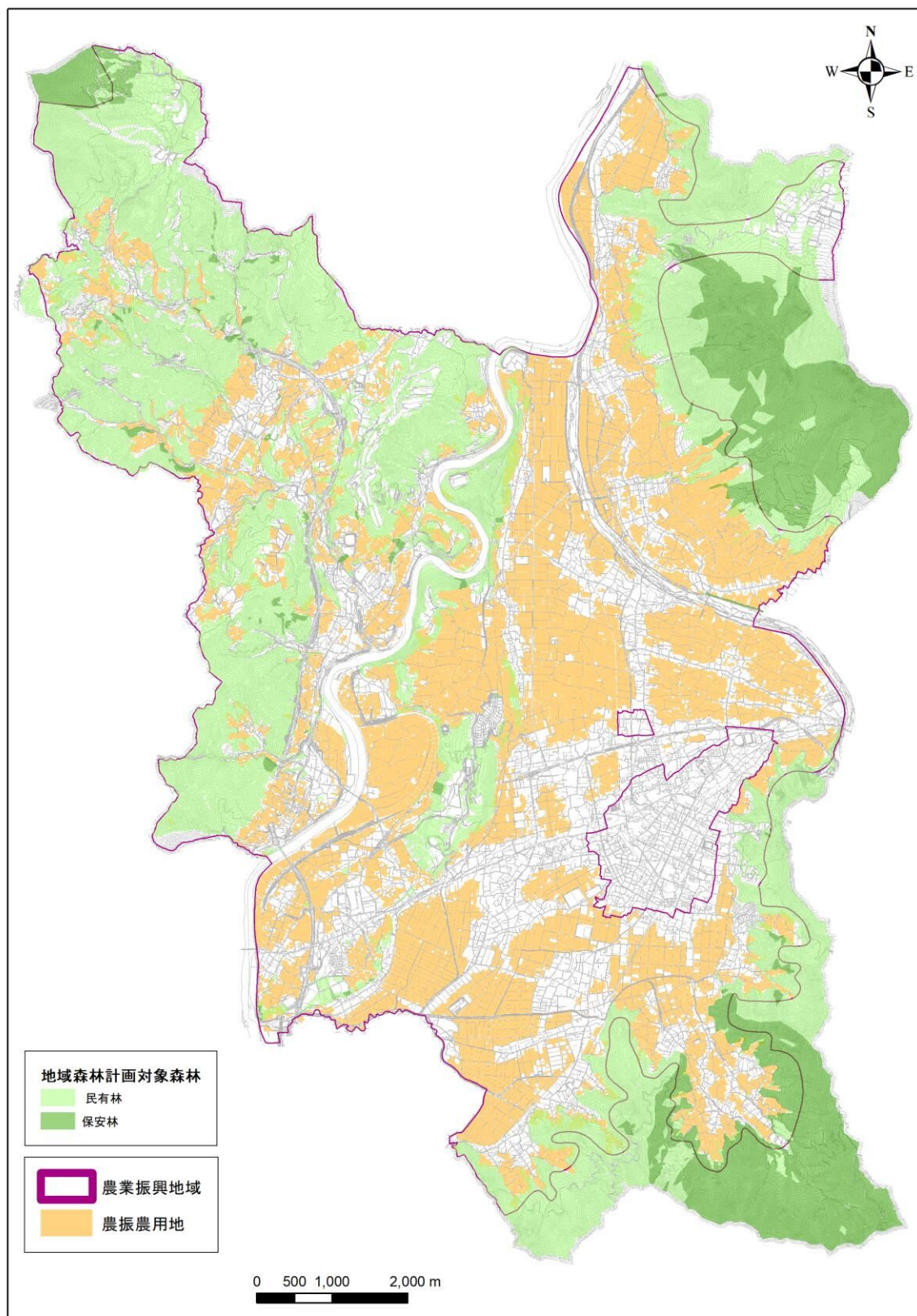


図 森林・農業に関する法規制状況

(2) 土地利用現況

本市の土地利用現況をみると、市域全体では自然的土地利用が８割以上となっており、そのうち山林が47.6%で占める割合が最も大きくなっています。

都市計画区域内では、自然的土地利用が約６割を占めており、その内訳は、畑が36.0%で最も大きく、以下、住宅用地（14.4%）、山林（11.8%）となっています。

用途地域内では都市的土地利用が約８割を占めており、その内訳は、住宅用地が39.0%で最も大きく、以下、公共・公益用地（15.1%）、道路用地（13.7%）となっています。

都市計画区域の中の用途指定外区域（白地地域）は、都市計画区域の89.4%を占めており、その内訳は、畑が38.8%で最も大きく、以下、山林（13.2%）、住宅用地（11.5%）となっています。

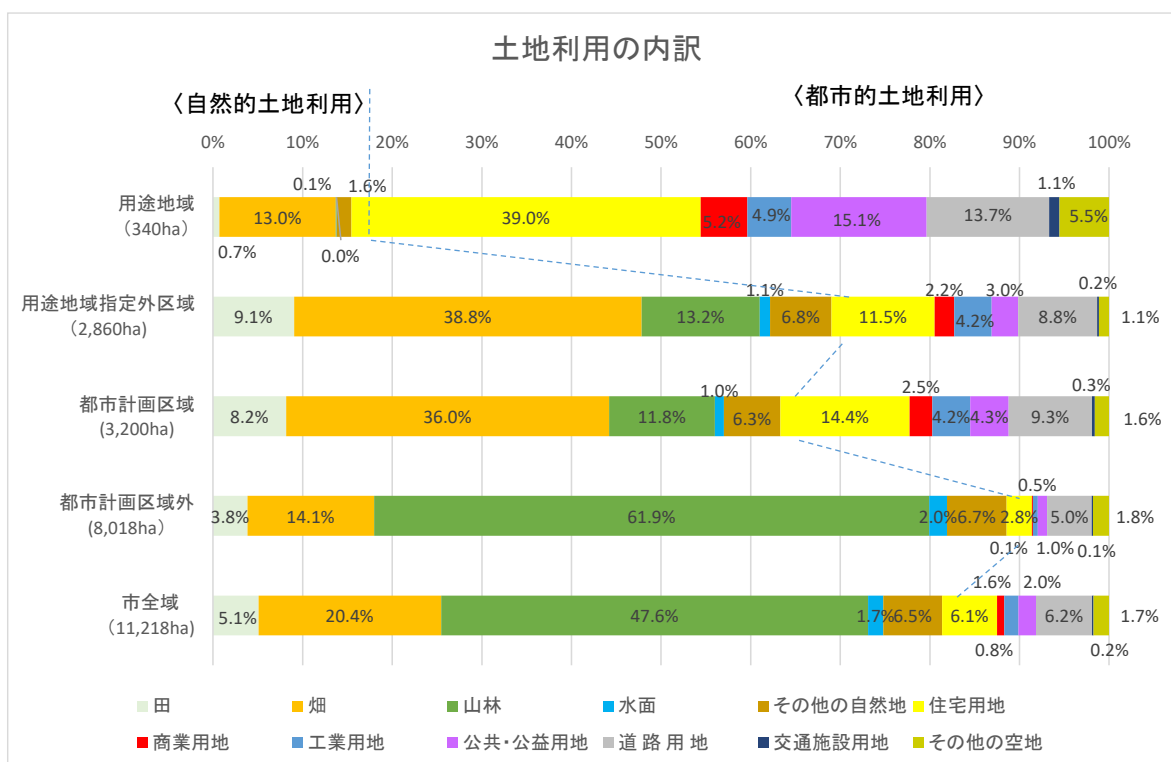


図 土地利用の内訳

出典：都市計画基礎調査(H30)

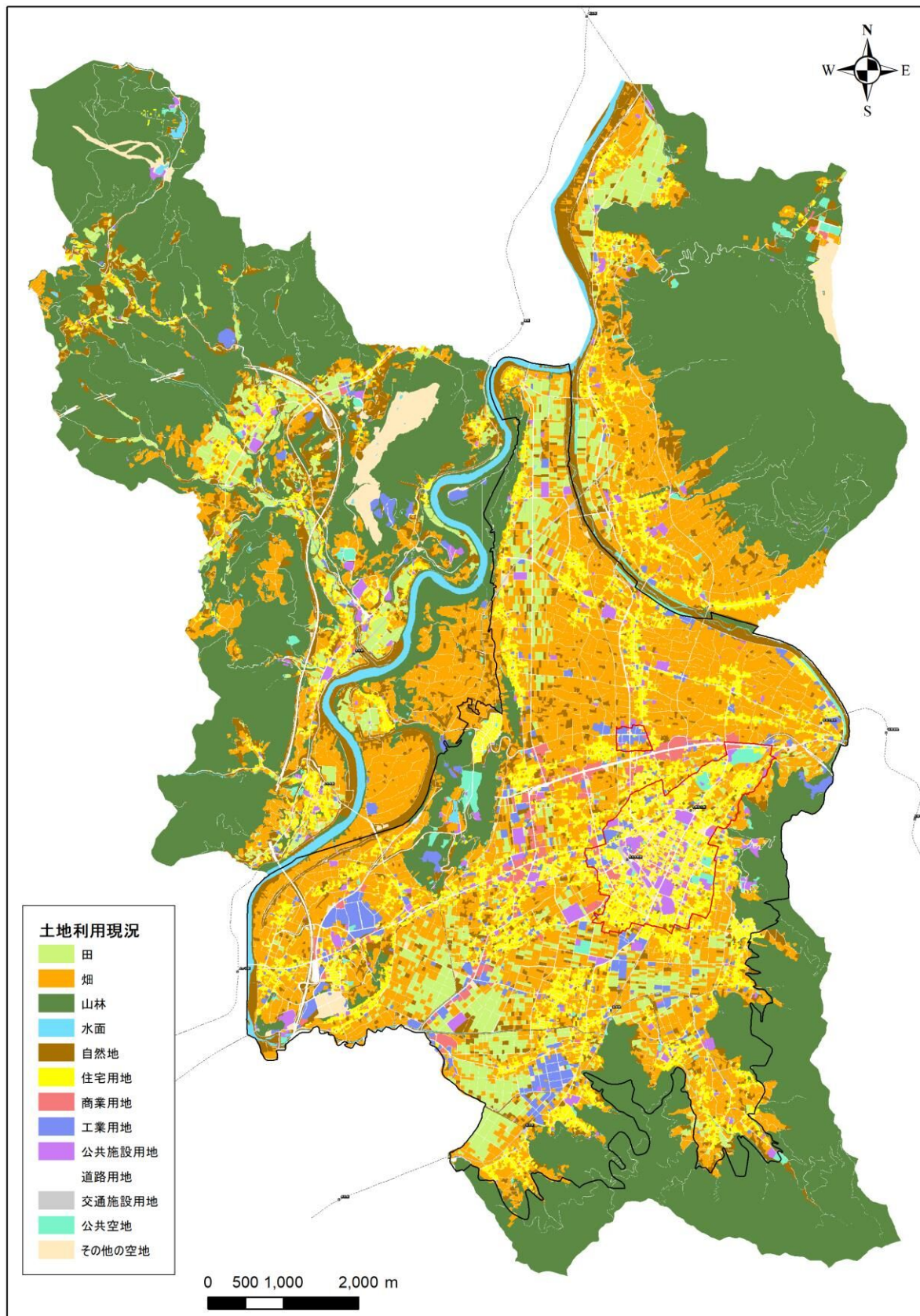


図 土地利用現況図

出典：都市計画基礎調査(H30)

(3) 新築建物の動向

本市の都市計画区域内の新築件数は、平成 25 年から平成 29 年にかけて 973 件で、その内訳は住宅が多く 715 件（73.5%）を占めています。

また、新築件数 973 件のうち、用途地域外での新築が 714 件あり、全体の 73.4%を占めています。特に市街地の西側に新築が多いエリアが分布しています。

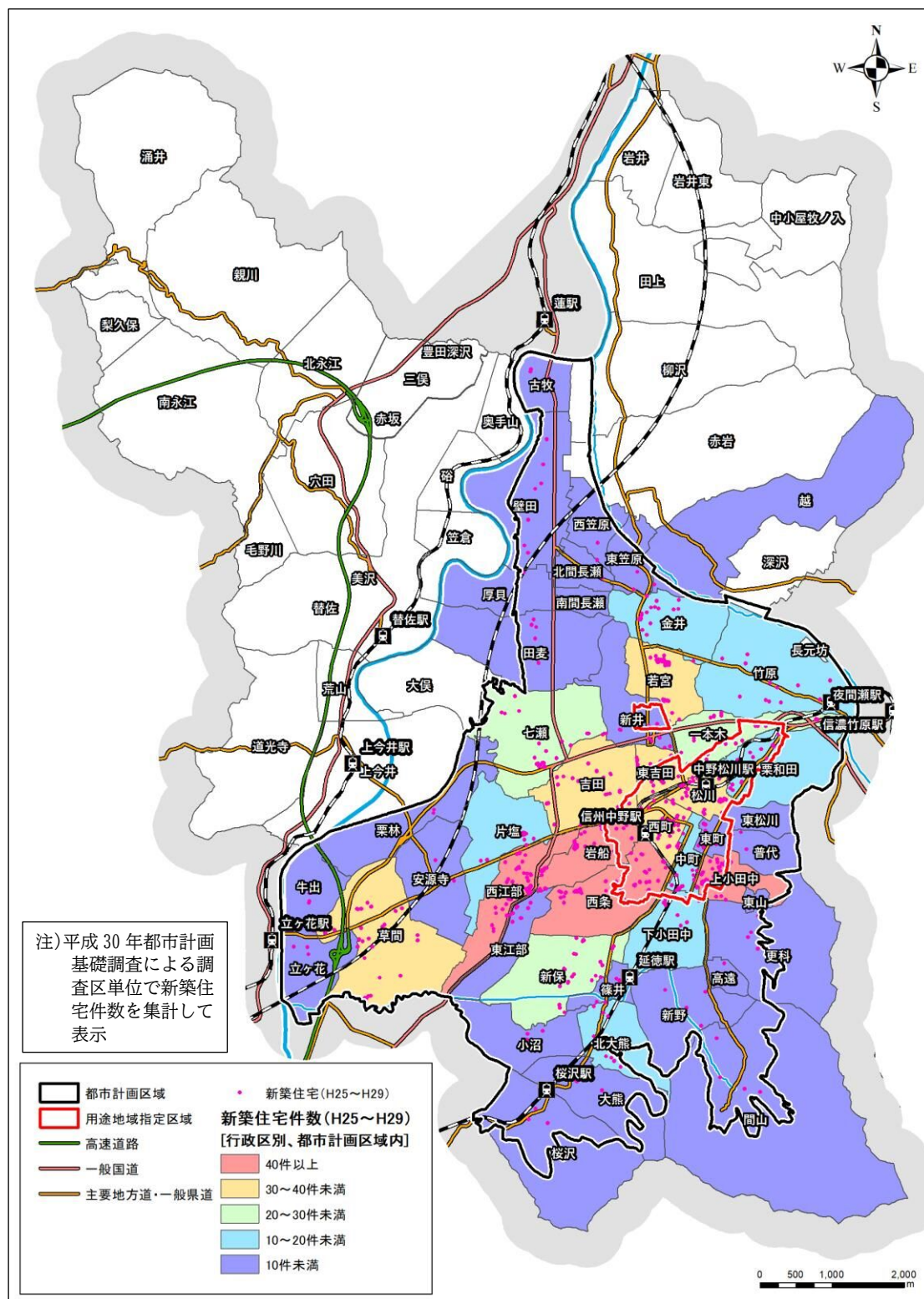


図 新築住宅の動向（行政区別、都市計画区域内）

出典：都市計画基礎調査(H30)

(4) 空き家の分布状況

本市の空き家の分布状況を見ると、市域全体の空き家数は1,089件で、そのうち、用途地域内が331件(30.4%)、用途地域外が758件(69.6%)となっています。市の中心部に空き家が多く分布しています。

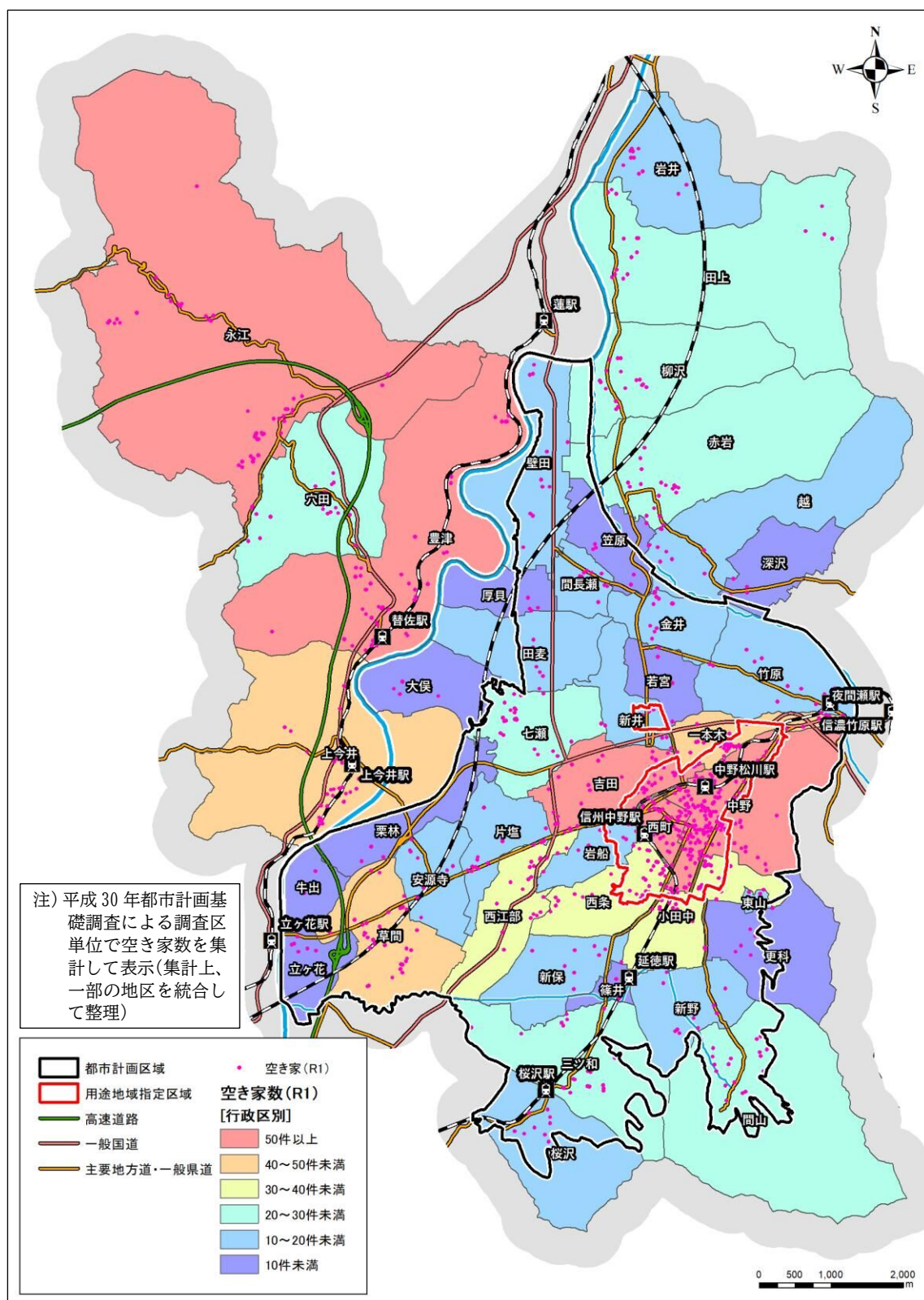


図 空き家の分布状況(行政区別)

出典：中野市「空き家候補抽出一覧表(令和元年度)」

1-3 都市施設

(1) 都市計画道路の整備状況

本市の都市計画道路は17路線(約38.76km)であり、平成29年度末現在での整備済み延長が26.04kmで、改良率は67.2%となっています。しかし、未整備の路線は用途地域内に多く見られることから、交通需要を踏まえた効率的な道路ネットワークの形成が必要となっています。

表 都市計画道路一覧

都市施設名称		都市計画決定事項			計画決定年次 (最終)	整備状況
		延長 (m)	幅員 (m)	形式		
3. 5. 1	三好町線	1,170	15	地表式	昭和48年 6月25日	未整備 (一部概成済)
3. 5. 2	岩船線	250	16	地表式	昭和61年10月30日	整備済
3. 5. 3	北中野線	370	16	地表式	昭和38年 3月30日	概成済
3. 5. 4	駅前線	910	12	地表式	昭和61年10月30日	未整備 (一部概成済)
3. 5. 5	相生町線	4,100	12	地表式	平成21年 3月 2日	整備済
3. 5. 6	辰巳町線	3,320	12	地表式	昭和46年10月 4日	未整備 (一部整備・概成済)
3. 5. 7	西町上小田中線	2,880	12	地表式	平成28年12月 1日	事業中
3. 5. 8	中町線	3,420	12	地表式	平成 6年 3月22日	整備済
3. 5. 9	立ヶ花東山線	6,740	12	地表式	平成28年12月 1日	事業中
3. 3. 10	吉田栗和田線	5,160	25	地表式・ 嵩上式	平成 6年 3月22日	整備済 (一部概成済)
3. 5. 11	吉田西条線	2,210	12	地表式	平成 4年 2月29日	整備済
3. 5. 12	東吉田線	880	12	地表式	平成14年 2月28日	未整備
3. 6. 13	南宮線	1,270	8	地表式	昭和61年10月30日	未整備 (一部概成済)
3. 6. 14	草間七瀬線	4,070	10	地表式・ 地下式・ 嵩上式 (2箇所)	平成 6年 3月22日	整備済
3. 5. 15	栗和田線	1,230	12	地表式	平成 6年 3月22日	整備済
3. 4. 16	松川一本木線	680	16	地表式	平成14年 2月28日	未整備
8. 7. 1	中野駅東西線	100	4	嵩上式	平成 6年 3月22日	整備済

※概成済みは、概ね計画幅員の 2/3 以上の幅員があり、都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現道を有する区間

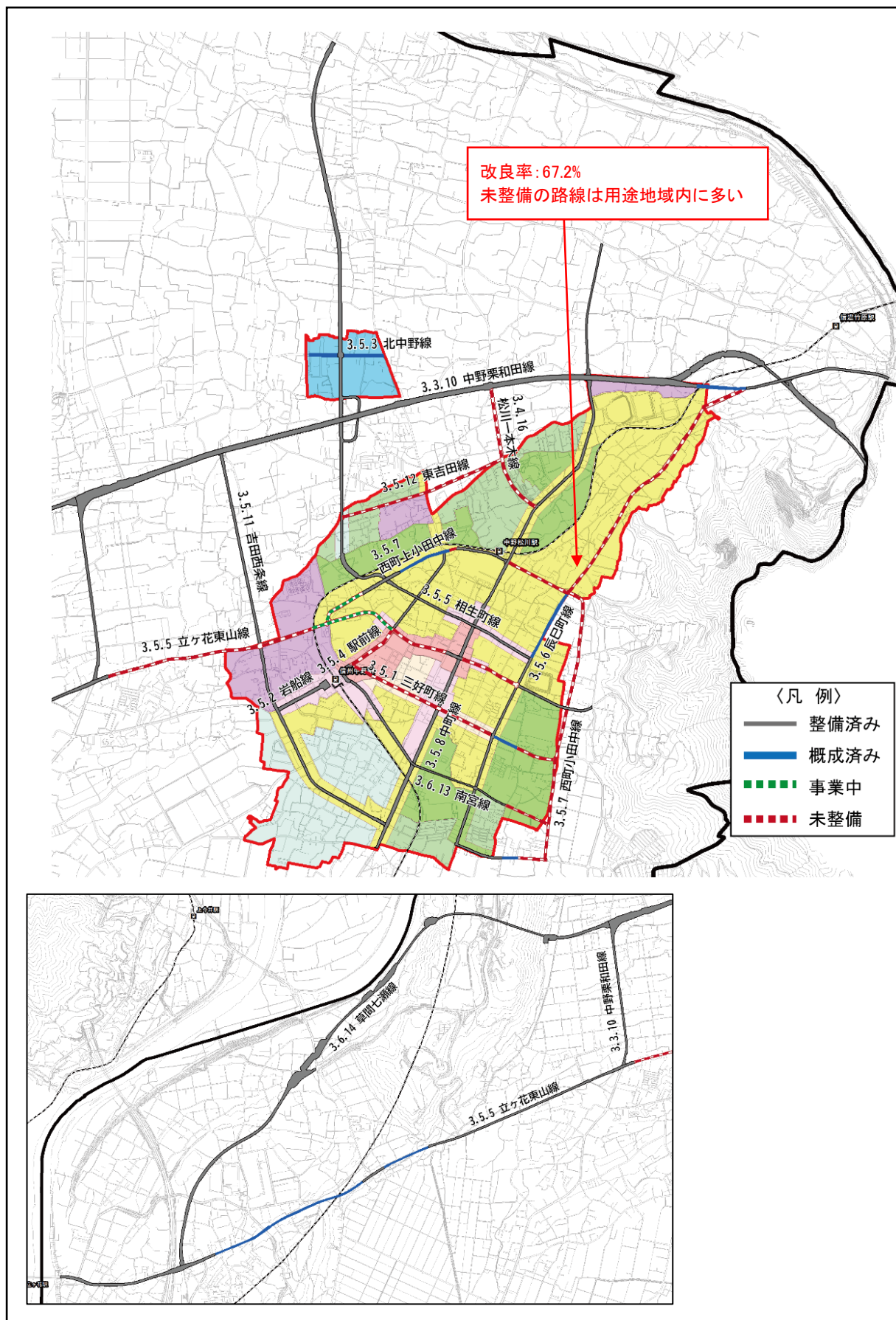


図 都市計画道路の整備状況

(2) 都市公園の指定・整備状況

本市の都市計画決定されている都市公園は、総数で 12 箇所 20.14ha あり、すべて開設済みとなっています。その内訳は、街区公園が 8 箇所 1.14ha、近隣公園 2 箇所 4.8ha、地区公園 1 箇所 7.0ha、緑地 1 箇所 7.2ha となっています。

また、都市計画決定していない開設済の公園(平成 29 年度現在)は 9 箇所 20.10ha あり、開設済都市公園の合計は 21 箇所 40.24ha となっています。なお、都市計画区域人口 1 人当たりの面積は 11.01 m²であり、県平均 (14.99 m²) を下回っています。

表 都市計画決定されている都市計画公園

種別	名称	面積	施設概要	決定年月日
地区公園	4・4・1 号 北公園	約 7.00ha	野球場、テニスコート、運動場、弓道場	昭和 27 年 1 月 28 日 (昭和 51 年 3 月 1 日)
近隣公園	3・3・1 号 一本木公園	約 3.40ha	野外ステージ、園路、花壇	昭和 56 年 6 月 25 日 (平成 14 年 2 月 28 日)
	3・3・2 号 高梨館跡公園	約 1.40ha		昭和 63 年 6 月 30 日
街区公園	2・2・1 号 原町公園	約 0.11ha	遊具、パーゴラ、植栽	昭和 47 年 8 月 10 日
	2・2・2 号 東町公園	約 0.11ha	遊具 水飲場	昭和 48 年 10 月 1 日
	2・2・3 号 西町公園	約 0.11ha	遊具 花壇	昭和 49 年 10 月 25 日
	2・2・4 号 西条公園	約 0.11ha	シェルター、遊具、花壇	昭和 53 年 9 月 10 日
	2・2・5 号 中町公園	約 0.11ha	休養、遊戯、修景	昭和 62 年 3 月 2 日
	2・2・6 号 延徳公園	約 0.29ha	運動広場、遊具広場、幼児広場、砂場、花壇、便所、パーゴラ、水飲場、等	昭和 63 年 12 月 7 日
	2・2・7 号 平野公園	約 0.13ha	便所、水のみ、ベンチ、リング、ブランコ、砂場、二方スベリ台、パラレルシーソー、スツール、築山 等	平成 2 年 2 月 23 日
	2・2・8 号 東吉田公園	約 0.17ha		平成 3 年 2 月 20 日
都市緑地	1 号 夜間瀬川中央河川公園	約 7.20ha	便所、東屋、せせらぎ水路、遊歩道等	平成 28 年 1 月 6 日

表 都市計画決定のいない都市公園

名称	面積	施設の内容
長丘公園	0.20 ha	遊具、水飲み場、便所 他
高丘公園	0.25 ha	遊具、便所 他
岩船公園	0.15 ha	遊具、便所 他
西条宮の森公園	0.35 ha	マレットゴルフコース、遊具、便所 他
岩船南公園	0.30 ha	遊具、便所 他
中野陣屋前広場公園(街区公園)	0.22 ha	便所 他
中央広場公園(街区公園)	0.15 ha	イングリッシュガーデンスタイル 遊具、パーゴラ、流れ工他
北信濃ふるさとの森文化公園(総合公園)	15.48 ha	創造館、温室・昆虫館、マレットゴルフ場他
夜間瀬川竹原河川公園(都市緑地)	2.88 ha	マレットゴルフコース、あずまや、便所 他

(3) その他の都市施設

処理施設としては、東山清掃工場が立地しています。また、駐車場が1施設、都市下水路があります。公共下水道は962haが都市計画決定されています。

表 その他の都市施設の概要

決定年月日	名称	概要
昭和54年3月20日 (平成7年3月6日)	東山清掃工場	焼却場 約1.5ha 処理能力 130t/日
昭和52年11月8日	駐車場(第2)	広場式 約0.1ha 駐車台数 27台
昭和39年7月31日	都市下水路(西条)	排水面積 約95ha 下水管渠
昭和51年3月1日 (平成15年3月18日)	公共下水道(中野市)	計画面積 962ha 処理方法・標準活性汚泥法・回分式活性汚泥法 排除方法・分流式

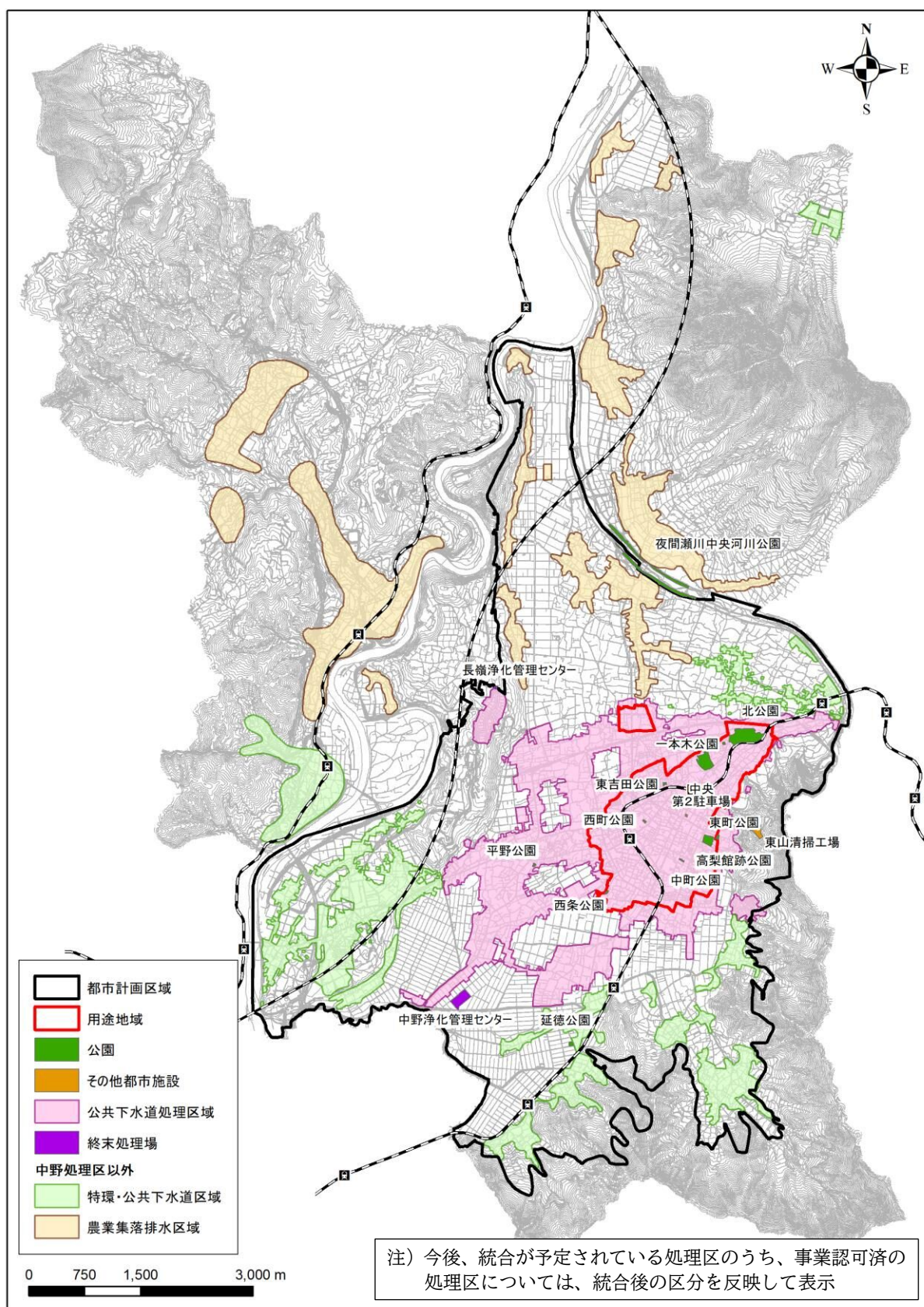


図 都市施設の分布状況

1-4 都市交通

(1) 交通量混雑状況

平成 27 年における 12 時間交通量の多い路線は、国道 292 号、同 403 号、主要地方道中野豊野線で 10,000 台以上と多く、特に国道 292 号(観測地点：一本木)では 18,244 台となっています。

混雑時の平均旅行速度をみると、市の中心部から長野方面を結ぶ県道中野小布施線、県道中野豊野線が混雑しており、市街地における円滑な交通処理が課題となっています。

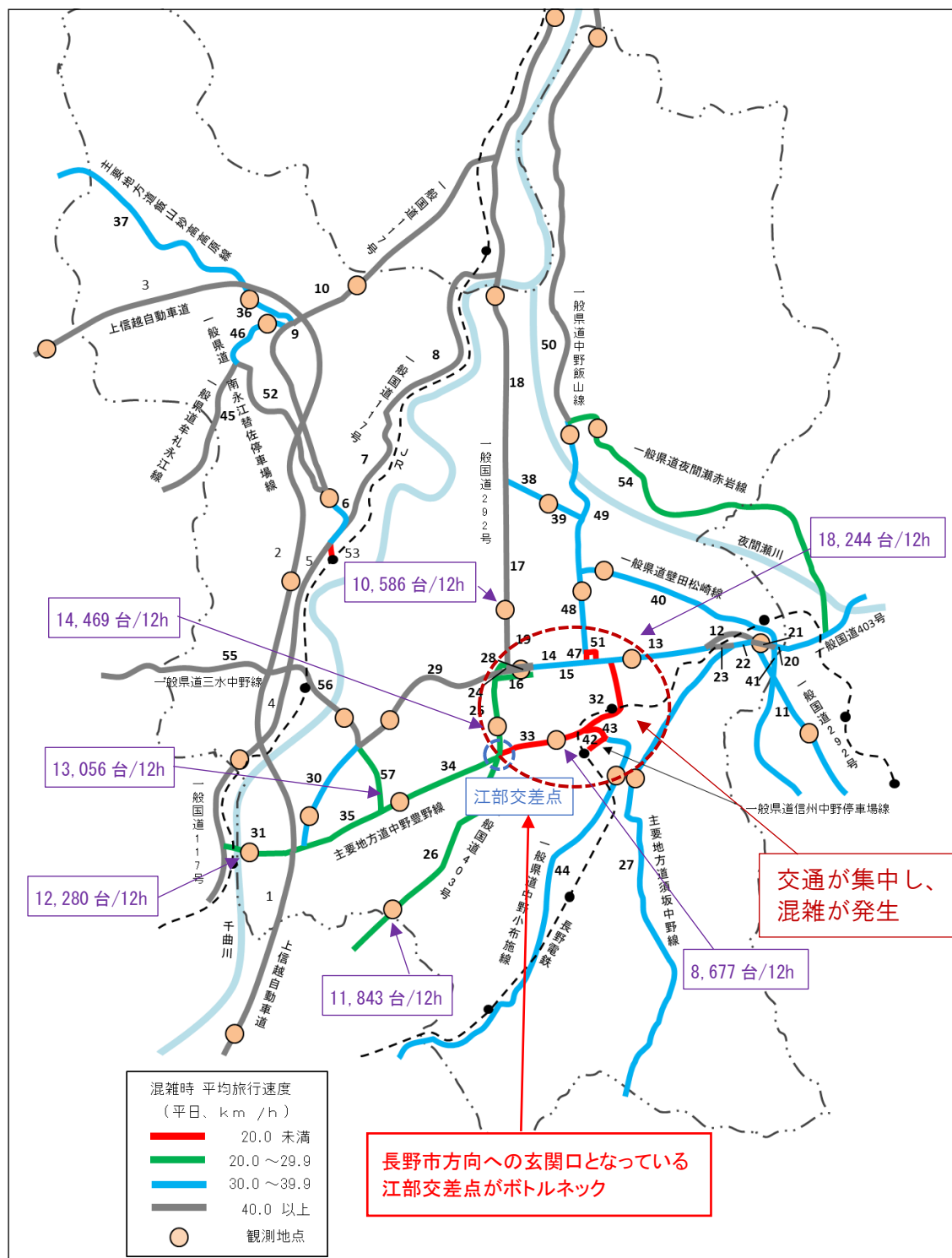


図 混雑時平均旅行速度分布図 (平成 27 年)

(2) 公共交通

① 鉄道の利用者数

ア) 長野電鉄

本市には、長野電鉄の駅が5駅立地しています。このうち、拠点駅である信州中野駅は、令和2年度の年間の乗降客数が88万4千人であり、日当たり約2,400人となっています。年次ごとの推移をみると、令和元年までは年間110万人程度で推移していましたが、令和2年度では約20万人の減少となっています。

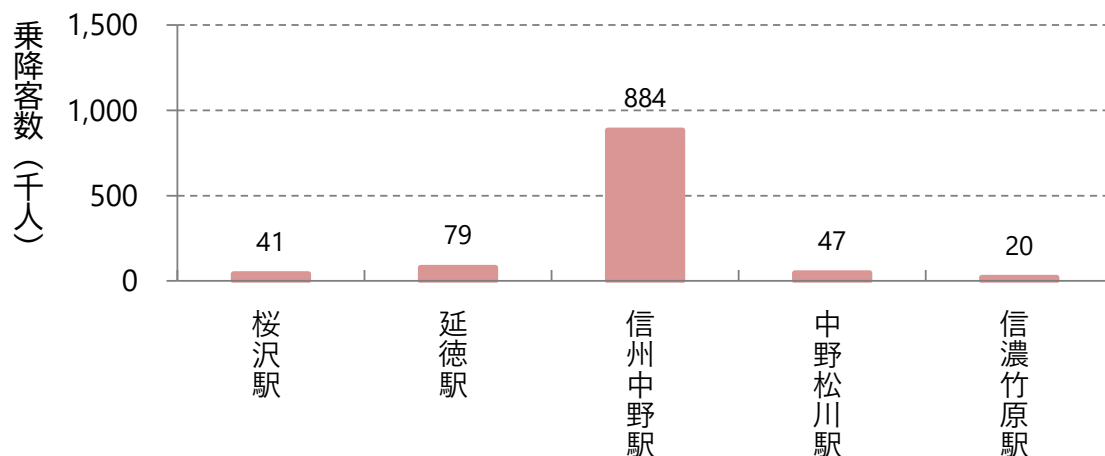


図 長野電鉄の駅別乗降客数（令和2年度）

出典：中野市統計書（令和3年版）

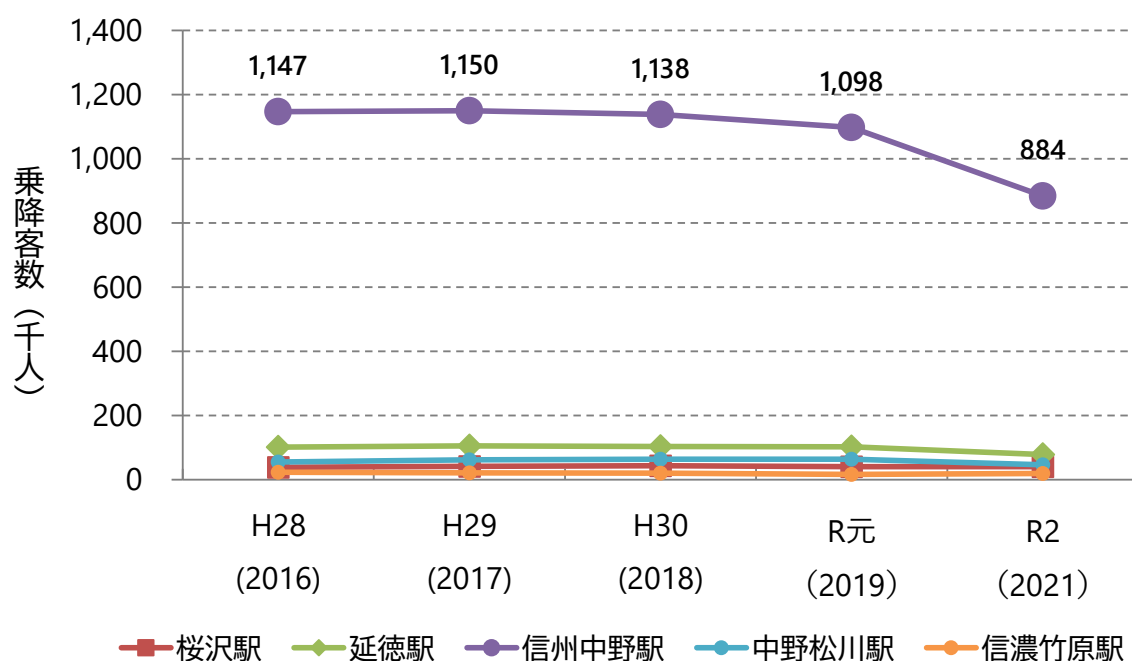


図 長野電鉄の駅別乗降客数の推移

出典：中野市統計書（令和3年版）

イ) 飯山線

豊田地区に上今井駅と替佐駅があります。いずれの駅も、路線バス「永田親川線」、「豊田地域ふれあいバス」に接続しています。また、中野平地域の高丘地区に隣接した市域外に立ヶ花駅があり、路線バス「立ヶ花線」に接続しています。

令和3年度における1日平均乗車人員は、替佐駅で87人となっています。

② バス・デマンド交通

本市では以下の4つの形態のバス・デマンド交通があります。路線バスについては、山ノ内町及び飯山市に乗り入れる路線を含め6路線が運行されています。ふれあいバスは、公共交通空白地帯を対象に市が運行主体となっているもので、3路線が運行されています。

お出かけタクシーは、デマンド型の公共交通であり、予約制の運行となっています。乗り合いタクシー深沢永田線は飯山市との共同運行で、豊田地域の永田地区と飯山市方面を結ぶ路線となっています。

路線バスの令和2年度における延べ利用者総数は、20.8万人となっています。路線ごとでみると、最も利用者が多いのは中野木島線であり、令和2年度では約14万5千人となっています。

ふれあいバスの令和2年度における延べ利用者総数は、9.4千人となっています。路線ごとでみると、最も利用者が多いのは間山線であり、令和2年度では約6.2千人となっています。

お出かけタクシーの令和2年度における延べ利用者総数は、0.4千人となっています。

いずれの交通も、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により利用者の減少が顕著となっています。

表 バス・デマンド交通の構成

種別	運行主体	路線
路線バス	長電バス	(地域間幹線系統：3路線) 上林線、永田線、中野木島線 (廃止路線代替バス：3路線) 立ヶ花線、菅線、合庁線
ふれあいバス	中野市地域公共交通対策協議会	倭・科野地区、間山線、豊田地域の3路線
お出かけタクシー	中野市地域公共交通対策協議会	運行エリア内にバス停設置。予約制、500円/予約 ※中野市民のみ利用可
乗り合いタクシー	飯山市と連携	深沢永田線

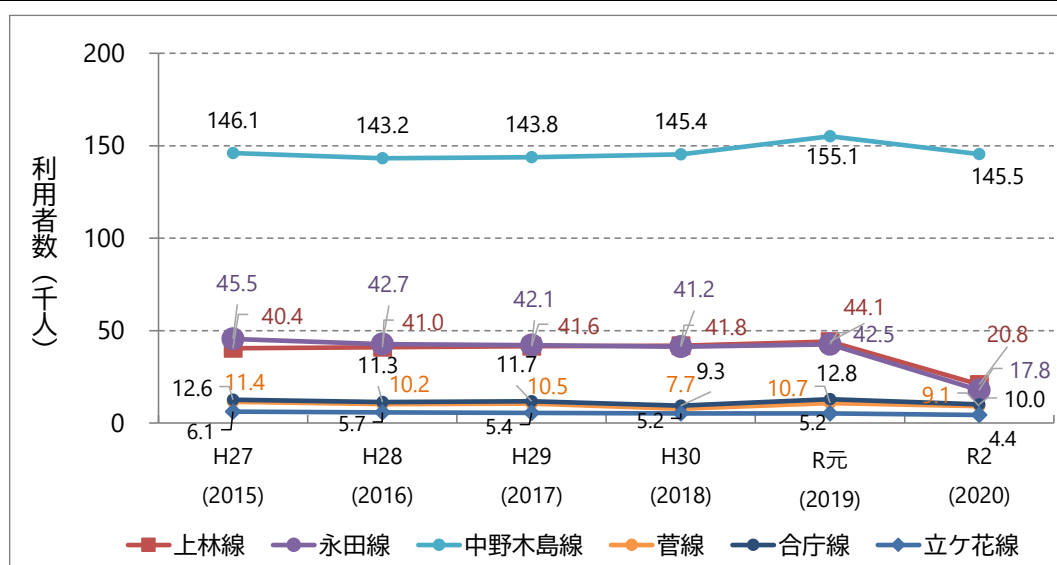


図 路線バスの年間利用者数の推移 (バス事業年度)

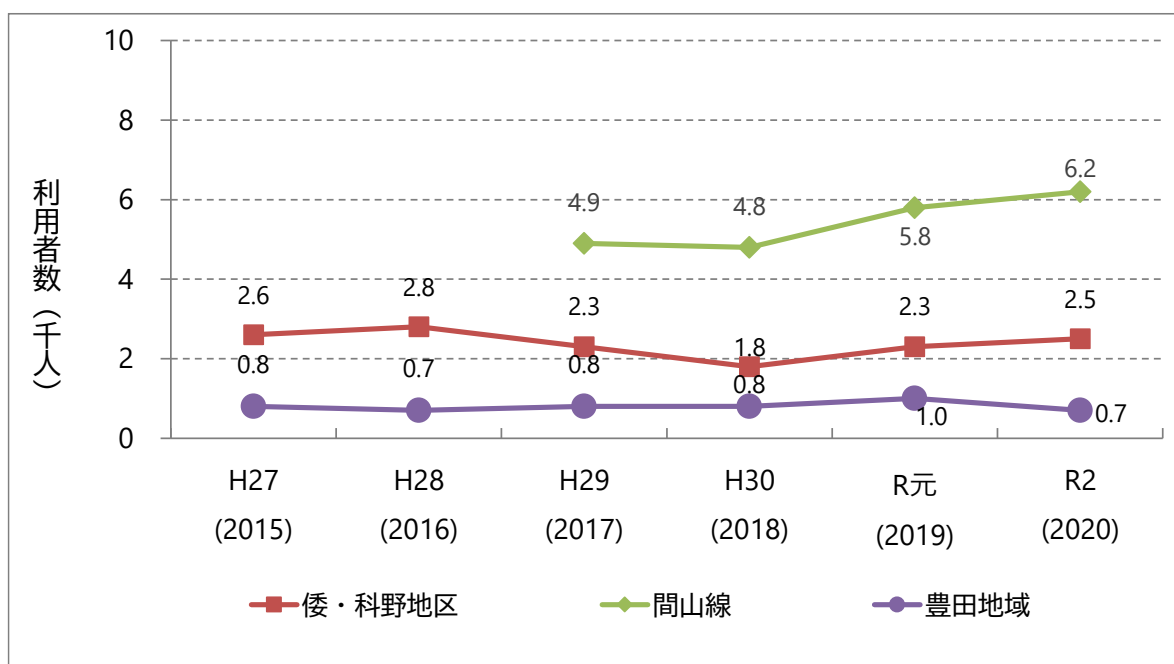


図 ふれあいバスの年間利用者数の推移（バス事業年度）

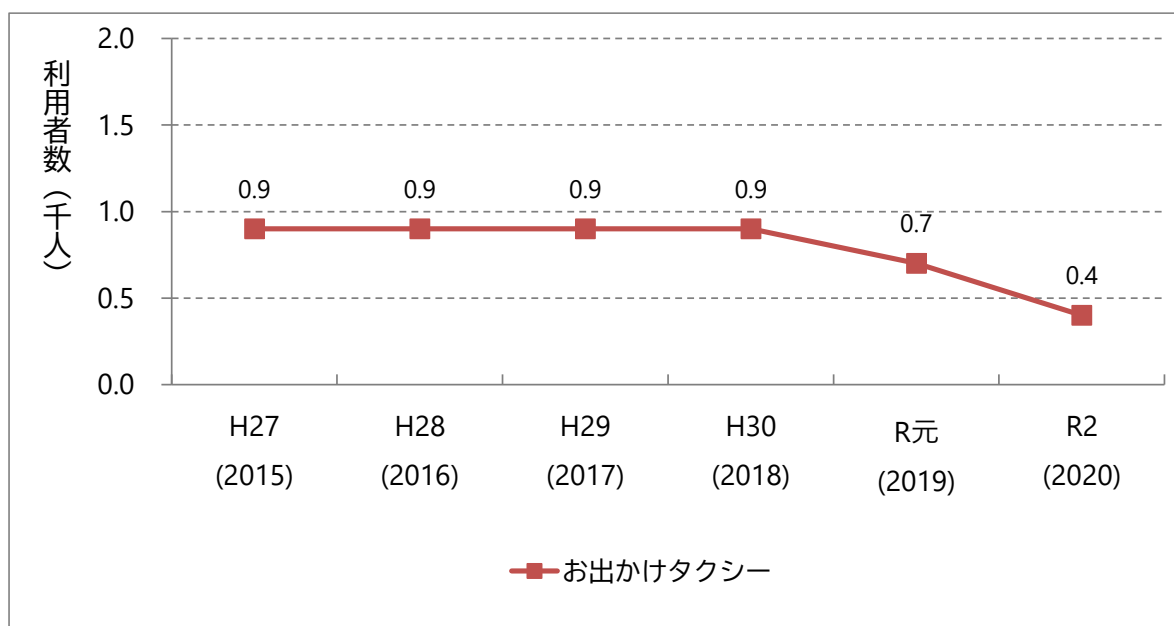


図 お出かけタクシーの年間利用者数の推移（バス事業年度）

(1) 公共公益施設

[illegible]

(2) 商業機能

飯山市
野沢温泉村
栄村
木島平村
中野市(合併前)
山ノ内町
信濃町
旧三水村
豊野町
小布施町
高山村
須坂市

一次商圏 (60%以上)
一次商圏 (30%以上 60%未満)
二次商圏 (10%以上 30%未満) (前)
三次商圏 (5%以上 10%未満)

出典：長野県商圏調査(H30)

1-6 地価

本市では、地価公示の調査地点が5か所、県の地価調査の調査地点が9か所あり、それぞれの調査地点の地価の動向（平成17年から令和2年）は、以下に示すとおりです。

最も地価が高いのは、国5-1（中央一丁目の商業地）の45,400円/㎡となっています。なお、住宅地では、県-2（中央二丁目の既成市街地内住宅地）の40,300円/㎡となっています。

各調査地点の地価推移をみると、すべての調査地点において減少傾向となっています。平成17年から令和2年までの15年間で下落率が大きかったのは、県5-2（西一丁目商業地域）の-44.4%、国5-1（中央一丁目商業地域）の-44.0%、国5-2（中央一丁目既成商業地域）の-42.2%となっており、いずれも中心市街地の3地点となっています。

平成27年から令和2年までの5年間における全調査区の下落率の平均は-8.4%であり、平成22年から平成27年までの5年間の下落率（-14.3%）よりも減少しています。特に、県-4（江部郊外住宅地）が-2.1%、県-2（中央二 既成住宅地）が-2.4%、県-1（小田中 農家・アパート等混在地域）が-4.0%、国-2（中野字霊閑寺 新興住宅地）の-4.4%であり、一部の住宅地では下げ止まり傾向がみられます。

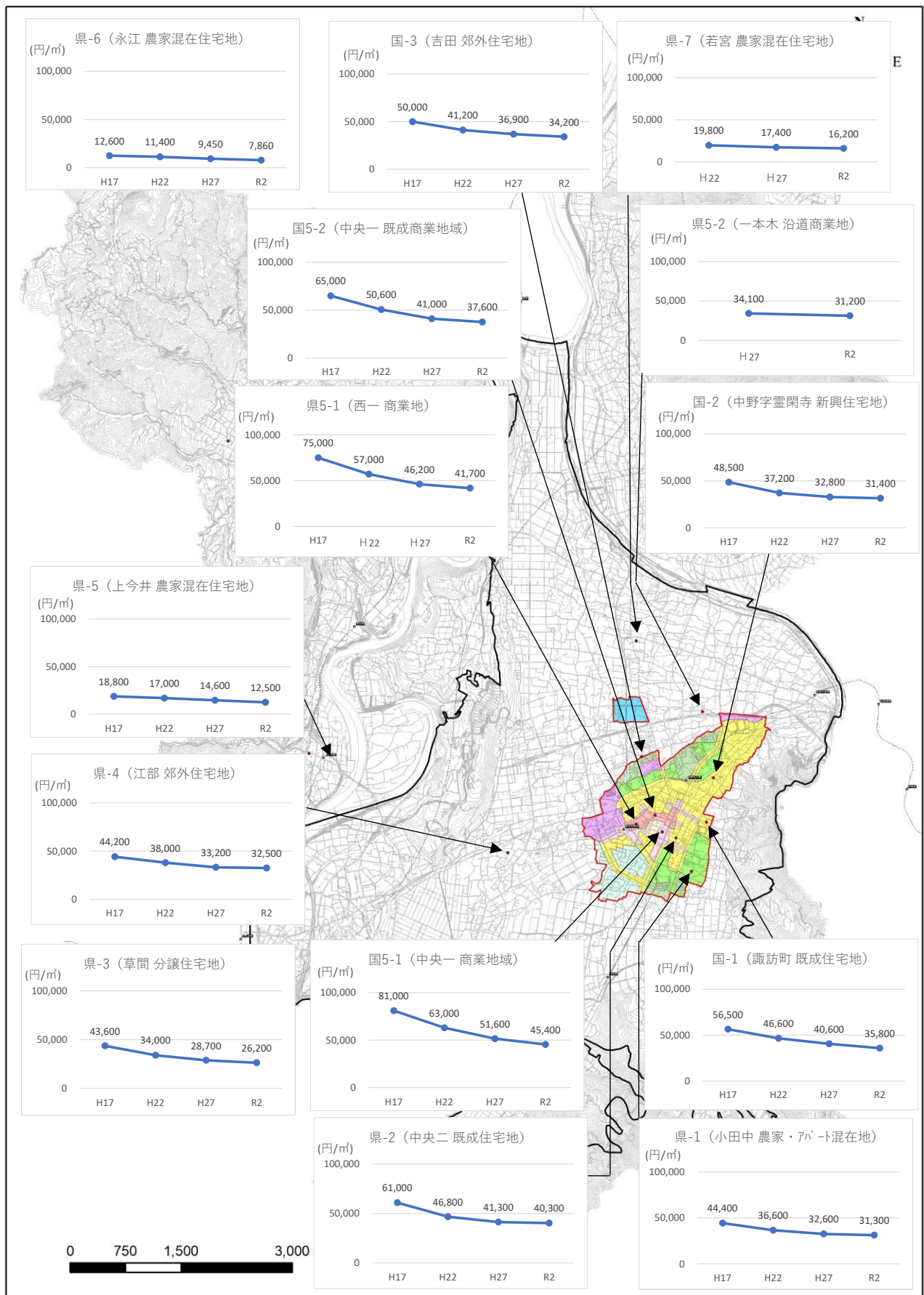


図 地価の分布と推移

1-7 災害

(1) 災害履歴（水害）

浸水実績図（千曲川）による昭和 57 年・58 年及び、平成 7 年・16 年の浸水範囲をみると、上今井、栗林、新保、小沼、古牧などの地区で浸水被害が発生しています。

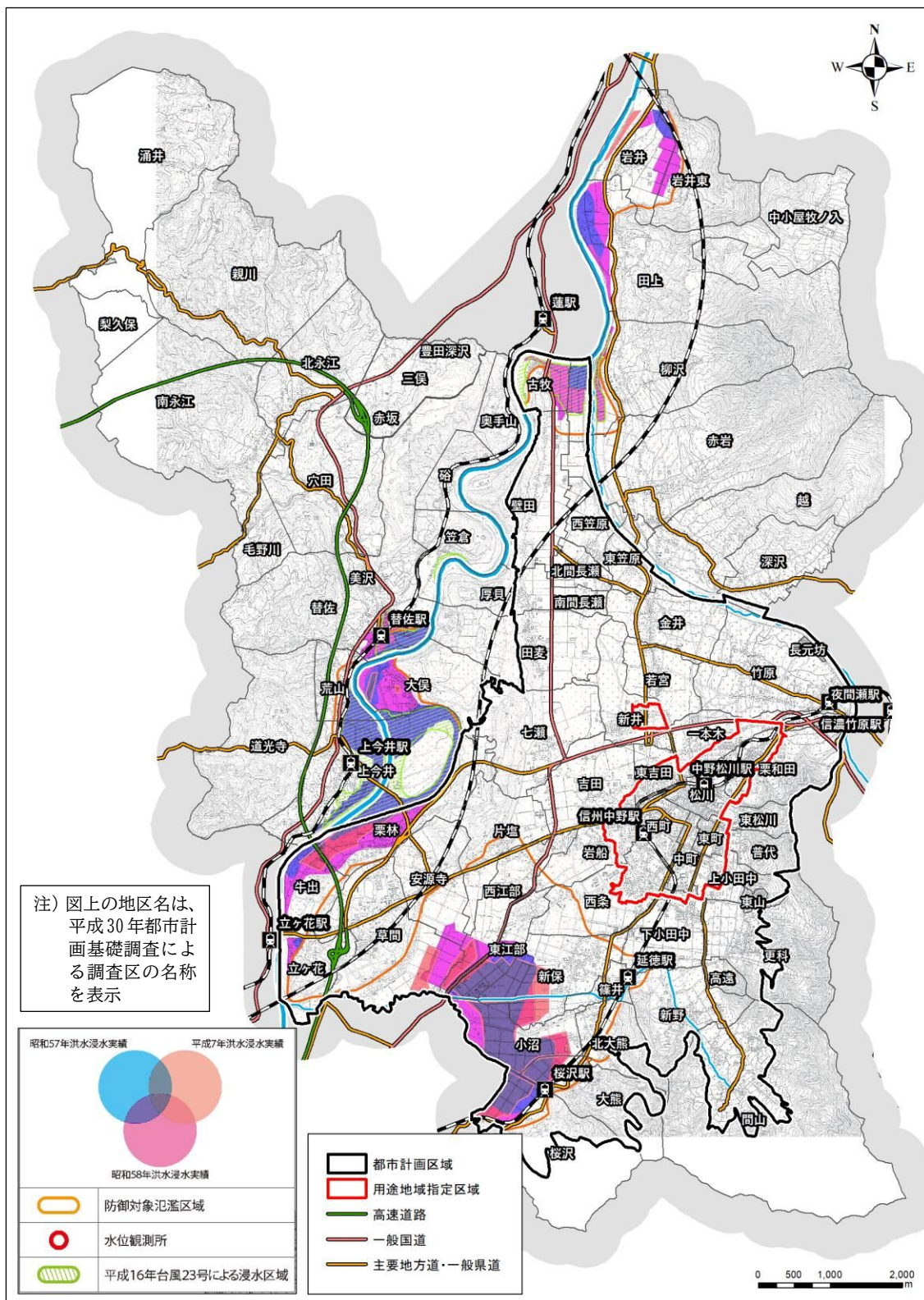


図 浸水実績図（千曲川）

出典：中野市地域防災計画（直轄沿川浸水実績図）

令和元年東日本台風に伴う大雨による浸水推定図をみると、前頁の浸水実績図における浸水エリアの一部で浸水被害が発生しています。

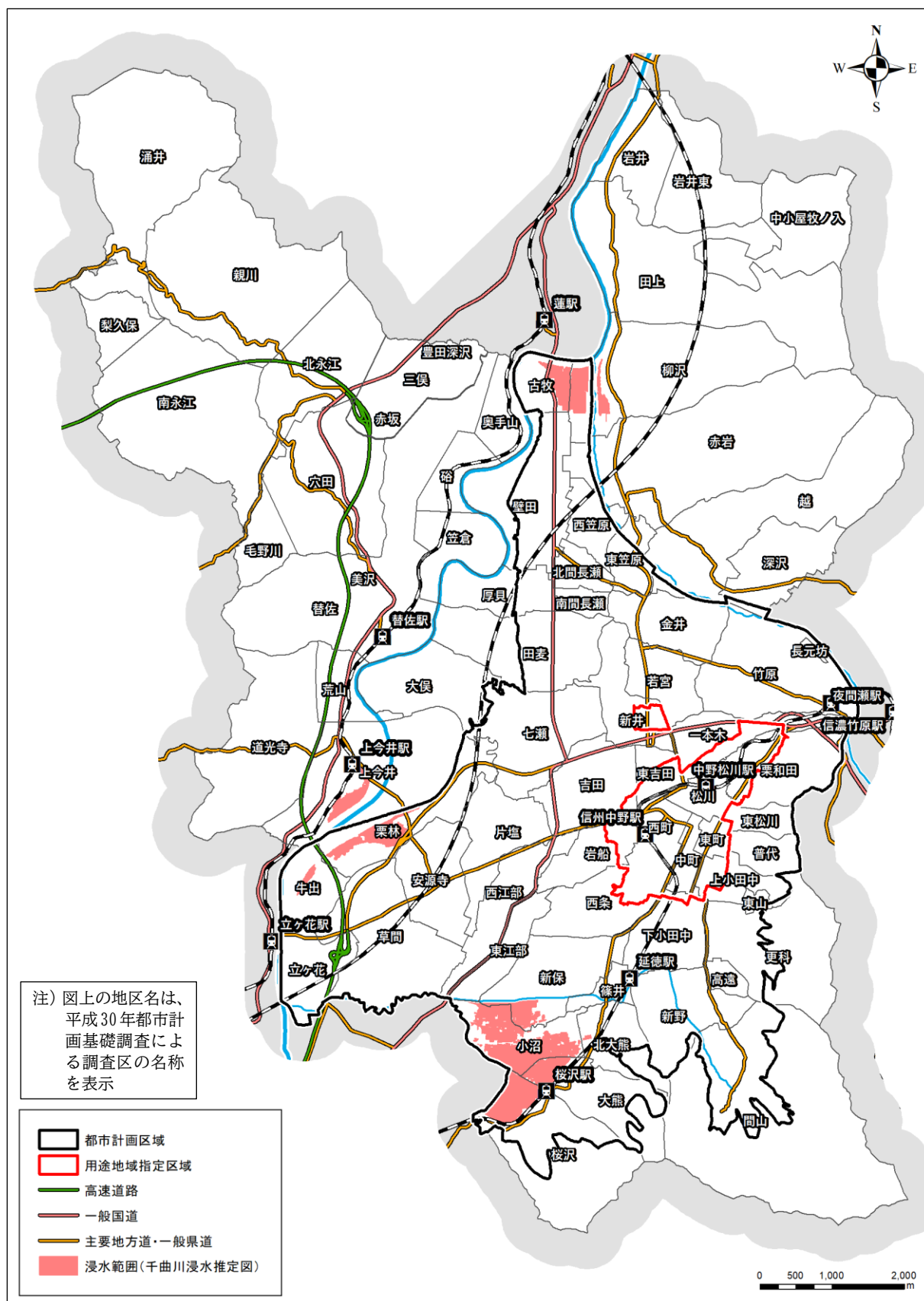


図 令和元年東日本台風に伴う大雨による浸水推定図（千曲川）

出典：国土地理院「浸水推定図（千曲川）」

(2) 浸水想定区域の指定状況

① 〔篠井川・真引川〕 L1：計画規模降雨

水防法による篠井川・真引川の「浸水想定区域(L1：計画規模降雨)」の指定状況を下図に示します。

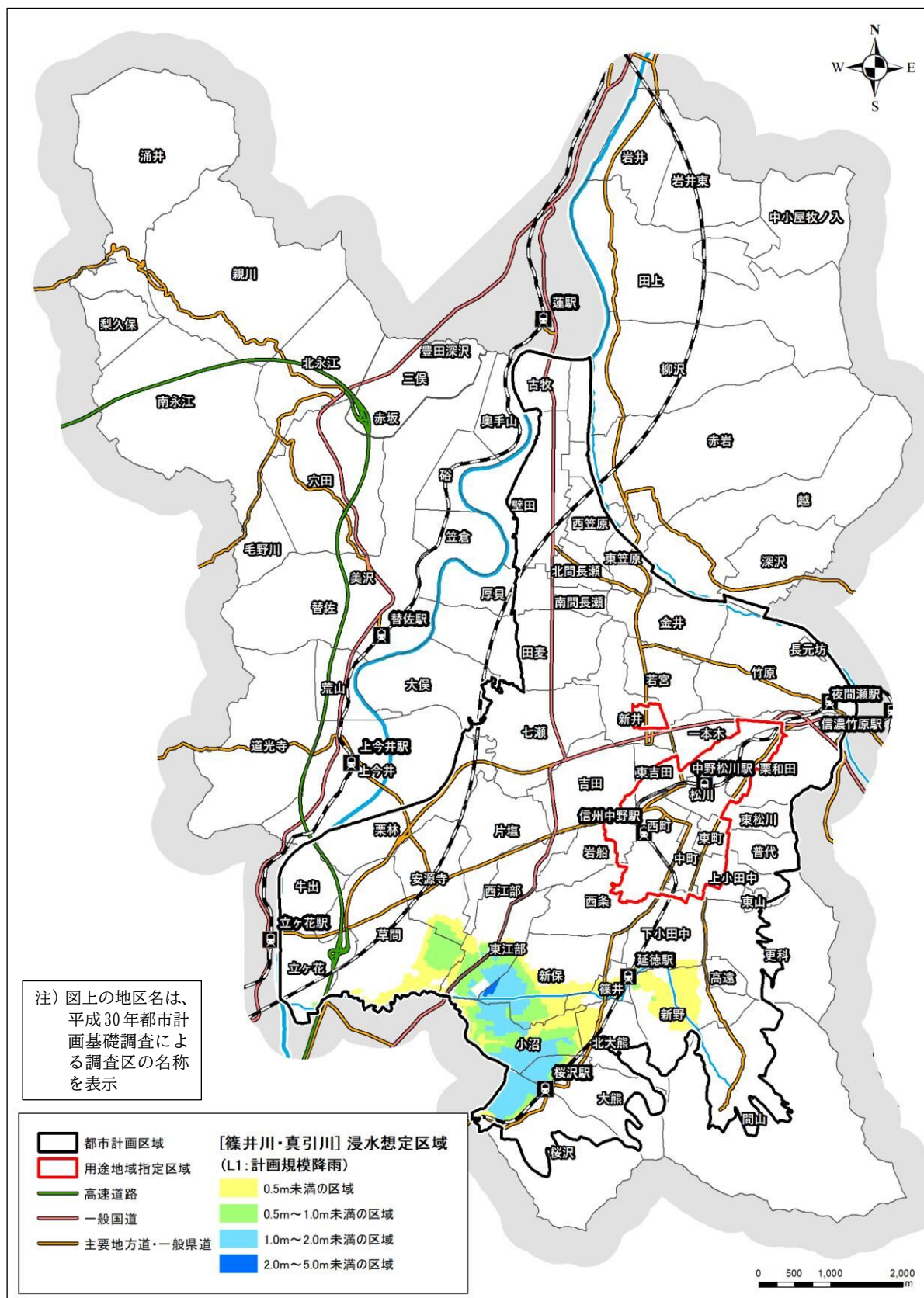


図 〔篠井川・真引川〕 浸水想定区域 (L1：計画規模降雨)

② [千曲川] L1：計画規模降雨

水防法による千曲川の「浸水想定区域（L1：計画規模降雨）」の指定状況を下図に示します。

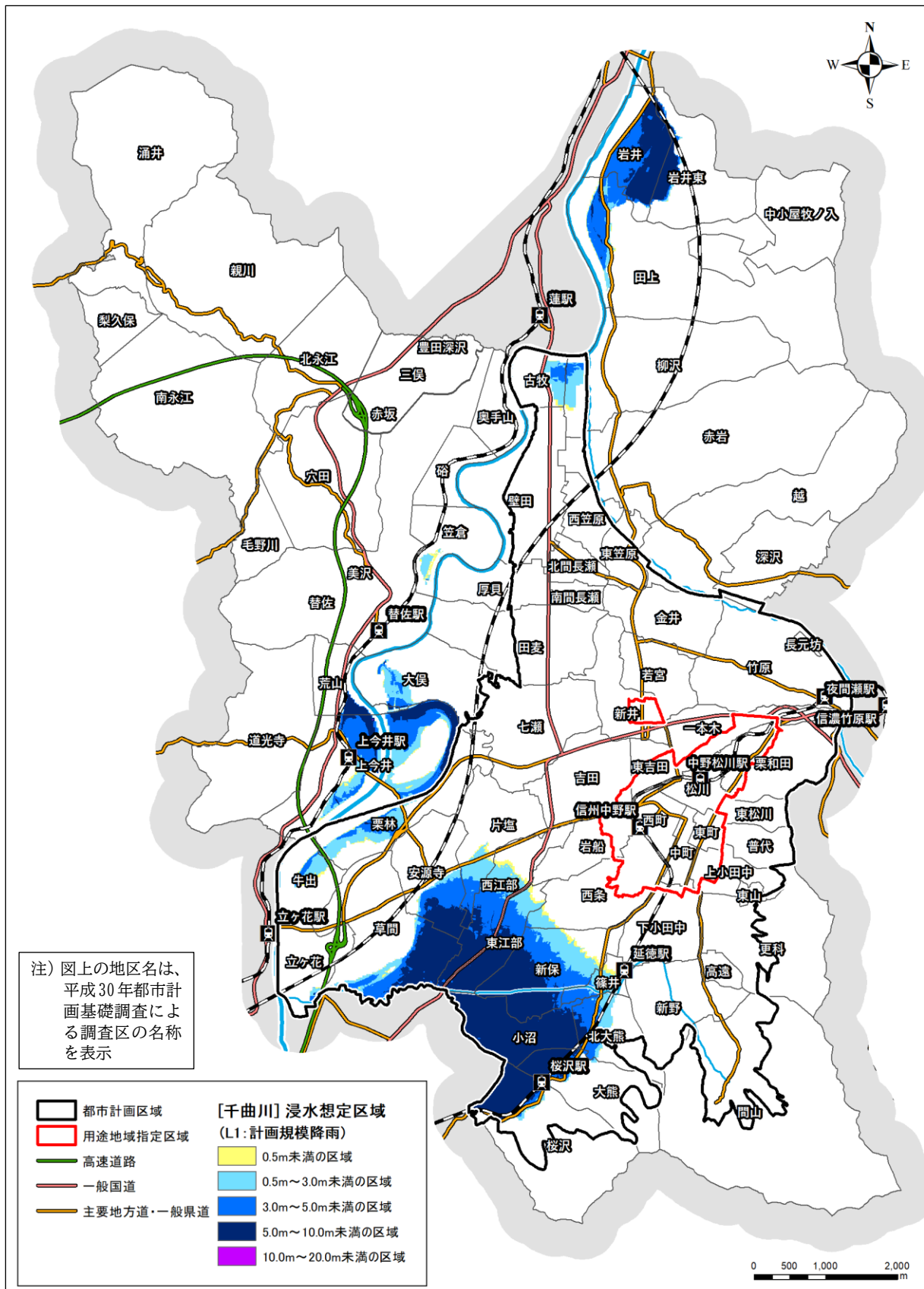


図 [千曲川] 浸水想定区域（L1：計画規模降雨）

③ 【千曲川】 L2：想定最大規模降雨

水防法による千曲川の「浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）」の指定状況を下図に示します。

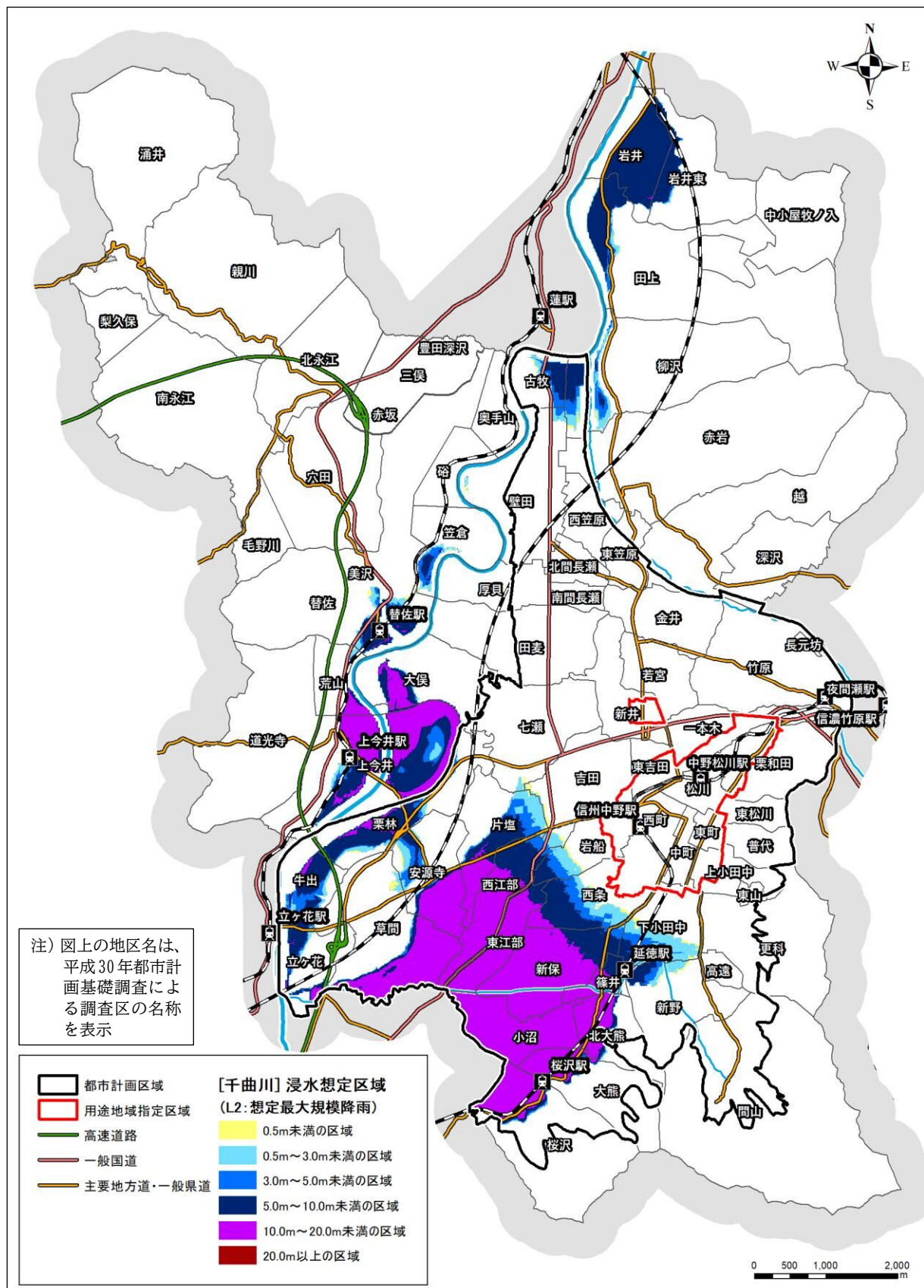


図 【千曲川】 浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）

④ [夜間瀬川] L1：計画規模降雨

水防法による夜間瀬川の「浸水想定区域（L1：計画規模降雨）」の指定状況を下図に示します。

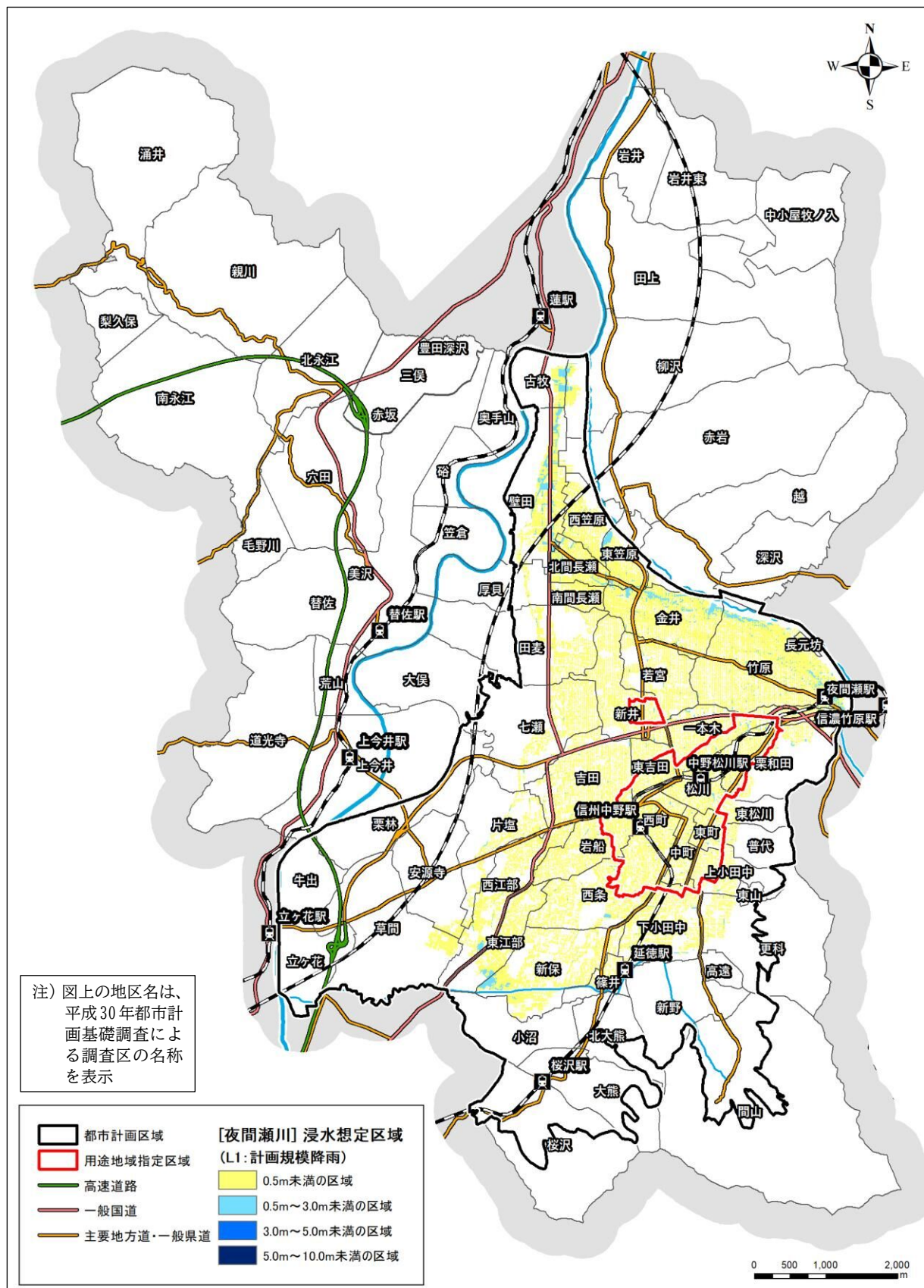


図 [夜間瀬川] 浸水想定区域 (L1：計画規模降雨)

⑤ 【夜間瀬川】 L2：想定最大規模降雨

水防法による夜間瀬川の「浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）」の指定状況を下図に示します。

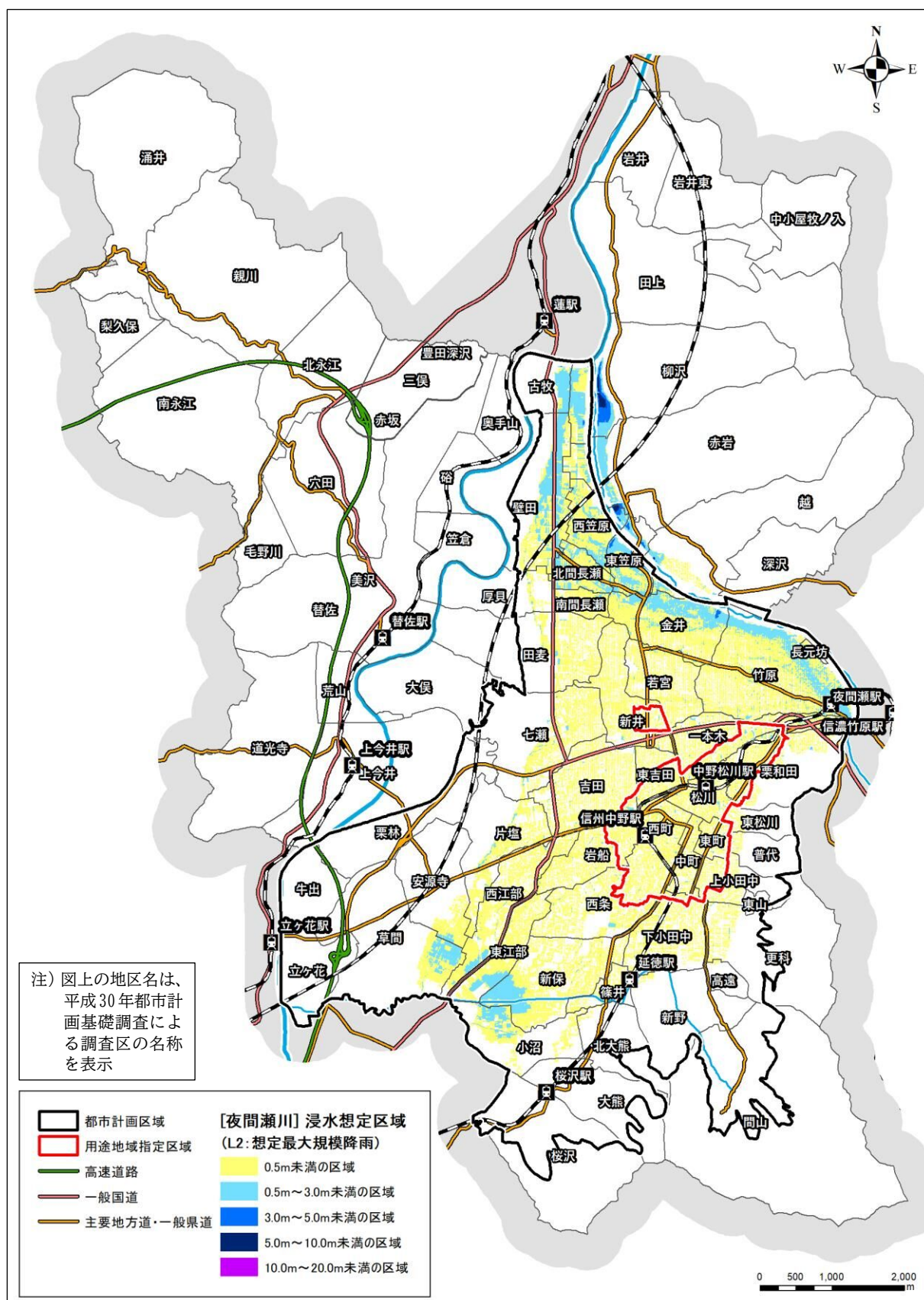


図 【夜間瀬川】 浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）

(3) 土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害防止法による「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」、地すべり防止法による「地すべり防止区域」、急傾斜地法による「急傾斜地崩壊危険区域」の指定状況を下図に示します。

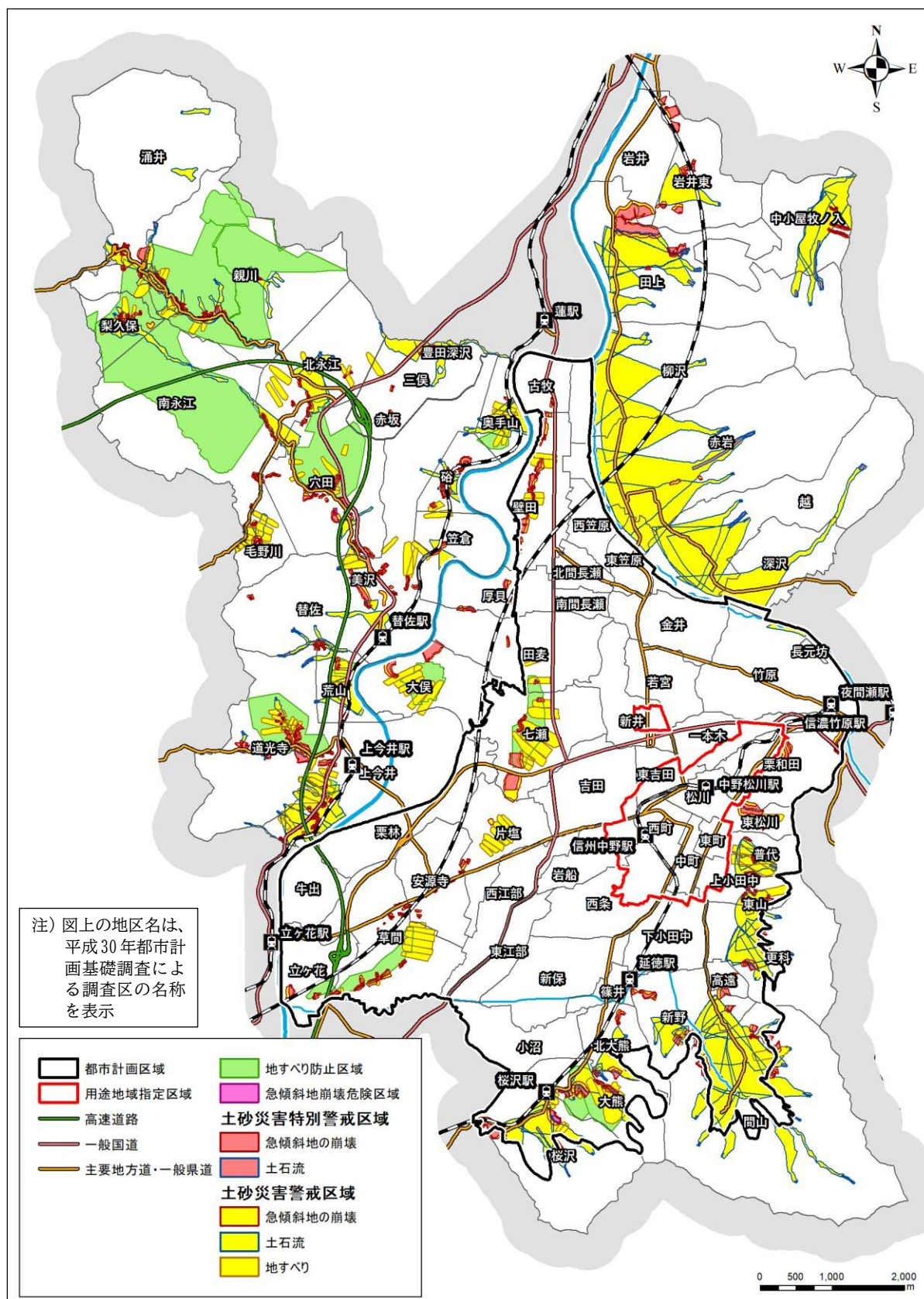


図 土砂災害警戒区域等の指定状況

2 上位・関連計画の整理

2-1 第2次中野市総合計画（基本構想・後期基本計画）

計画期間	基本構想：平成 28 年（2016 年）～令和 7 年（2025 年） 後期基本計画：令和 4 年（2022 年）～令和 7 年（2025 年）
将来都市像	緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち
基本構想	（基本政策 5）安心・安全な住みよいまちづくり（定住環境） 〈課題〉 ● 全国的に地震、水害などが多発し、危機管理、防災体制、消防・救急体制の充実が求められています。 ● 市民が不安のない暮らしを送るため、交通安全・防犯対策の推進に加え、消費者・生活者の相談体制の充実を図る必要があります。 ● 高齢化の進行に伴い、誰もが安心して移動することのできる交通基盤の整備が求められています。 ● 都市基盤施設の老朽化が進んでいるため、これらの適切な維持管理や長寿命化が求められているほか、集中豪雨などへの対策を進める必要があります。 〈大綱〉 ○行政が行う防災・減災対策に加え、市民が主体となった取組を推進し、家庭・地域・行政が互いに協力しながら、災害に強いまちづくりを進めます。また、危機管理、消防・救急体制の充実や、交通安全・防犯対策を強化し、事故や犯罪などから市民の生命や財産を守り、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。 ○道路や上下水道などの都市基盤施設の適切な維持管理を進めるとともに、環境負荷を抑え、コンパクトで快適な住環境の質の向上に努めます。 ○また、より身近な生活道路の整備や公共交通の利用促進、駅周辺の利便性向上などにより、市民生活を支える交通ネットワークの充実を図ります。
後期基本計画	政策2：身近な生活基盤の充実 【施策 01：住空間の質の向上】 ○憩いの空間の充実 子どもや高齢者をはじめとする市民誰もが安心安全で快適に利用でき、そして集い、楽しめる魅力ある公園づくりを進めます。 ○良好な景観づくり 良好な景観を保全するため、景観づくり団体等と協働して景観育成を図ります。花苗を希望する区・ボランティア団体・公共施設等に配布します。周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある特定空家等について、改善措置の指導等を行います。 【施策 02：地域公共交通と道路網の充実】 ○持続可能な公共交通の運行・改善 まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通を推進します。市民一人ひとりが地域公共交通を守り育てるという意識の醸成や、地域ニーズに合わせた効率的な運行等による利用促進を推進します。 通勤者のための駅駐輪場を運営し、パークアンドライドを促進します。 ○道路・橋梁の維持・整備 暮らしを支える身近な生活道路・橋梁等の点検や計画的な修繕・改良を推進します。

	都市計画道路の整備や計画変更を推進します。 道路維持について、民間委託等効果的で経済的な手法を検討します。 政策3:安心・安全なまちづくりの推進 【施策 01:災害に強いまちづくりの推進】 ○地域防災力の向上 自主防災組織の立ち上げの促進、活動（資器材の購入費用等）の補助を行います。また、自主防災組織のリーダー研修及び防災訓練等の実施により、平常時から消防機関との連携強化を図ります。 ○豪雨災害への備えの充実 市が管理する準用河川、普通河川及び水路等の整備を推進するとともに、市街地や集落内に下流域への流出抑制設備の設置を検討します。また、千曲川の無堤地区の解消、夜間瀬川・篠井川等の未改修部分の改修等を関係機関に要請・促進します。
--	---

2-2 第2期 中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）

人口ビジョン	①第2期中野市総合戦略 最終目標年度 令和6（2024）年度：目標人口40,500人 ②中野市人口ビジョン 最終目標年度 令和27（2045）年度：目標人口35,000人
第2期総合戦略	計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度 〈4つの基本目標〉 基本目標1 子育て子育て安心戦略～自然減の抑制～ 基本目標2 「故郷」のふるさとに住まう人口定着戦略 ～社会増への転換～ 基本目標3 雇用創出と「信州なかの」ブランドをいかした産業振興戦略 ～労働と基幹産業の安定～ 基本目標4 確かな暮らし実現戦略 ～安心安全・健康長寿のまちづくり～ 〈第2期における重点施策〉 ・地域や地域の人たちと多様な形で関わりを持つ「関係人口」の創出・拡大 ・企業や個人による寄付・投資等 ・Society5.0の実現に向けた技術の活用 ・SDGsを原動力とした取組 ・人材の掘り起こしや育成、活躍を支援 ・地域づくりを担うNPO等の組織や企業と連携 ・女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが活躍できる地域社会 ・地域経営の視点で取組む

2-3 長野県流域治水推進計画（令和3年2月 長野県）

計画期間	令和3年度～令和7年度
流域治水における取組項目	【取組目標】 1. 河川整備の取組 水災害を防ぐため、護岸整備や堤防の強化など、いわゆるハード整備による洪水を安全に「流す」治水対策を計画的に推進します。（国や県などの河川管理者が河川整備計画等に基づき、整備を推進します。） 2. 流域における雨水貯留等の取組 降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域で雨水を「留める」ことを主体とした取組を推進します。 ① 公共施設における雨水貯留浸透施設設置 ② 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度 ③ 雨水排水規制ガイドライン等の策定 ④ ため池を活用した雨水貯留の取組 ⑤ 水田を活用した雨水貯留の取組 ⑥ 公共下水道（雨水）の整備 ⑦ 流域の森林整備 ⑧ 排水ポンプ車の配置 3. まちづくりや住民避難の取組 長野県は広く、その土地ごとに特性があるため、住民の方々と一緒に地域特性に応じた避難体制を構築するとともに、水災害に「備える」まちづくりの取組を推進します。 ① 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置 ② 浸水想定区域図の作成 ③ 住まい方の工夫の取組 ④ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成 ⑤ 地域特性に配慮した「地区防災マップ」の作成 ⑥ 防災知識の普及に関する取組 ⑦ 「災害時住民支え合いマップ」の作成

3 都市づくりに関する市民の意識

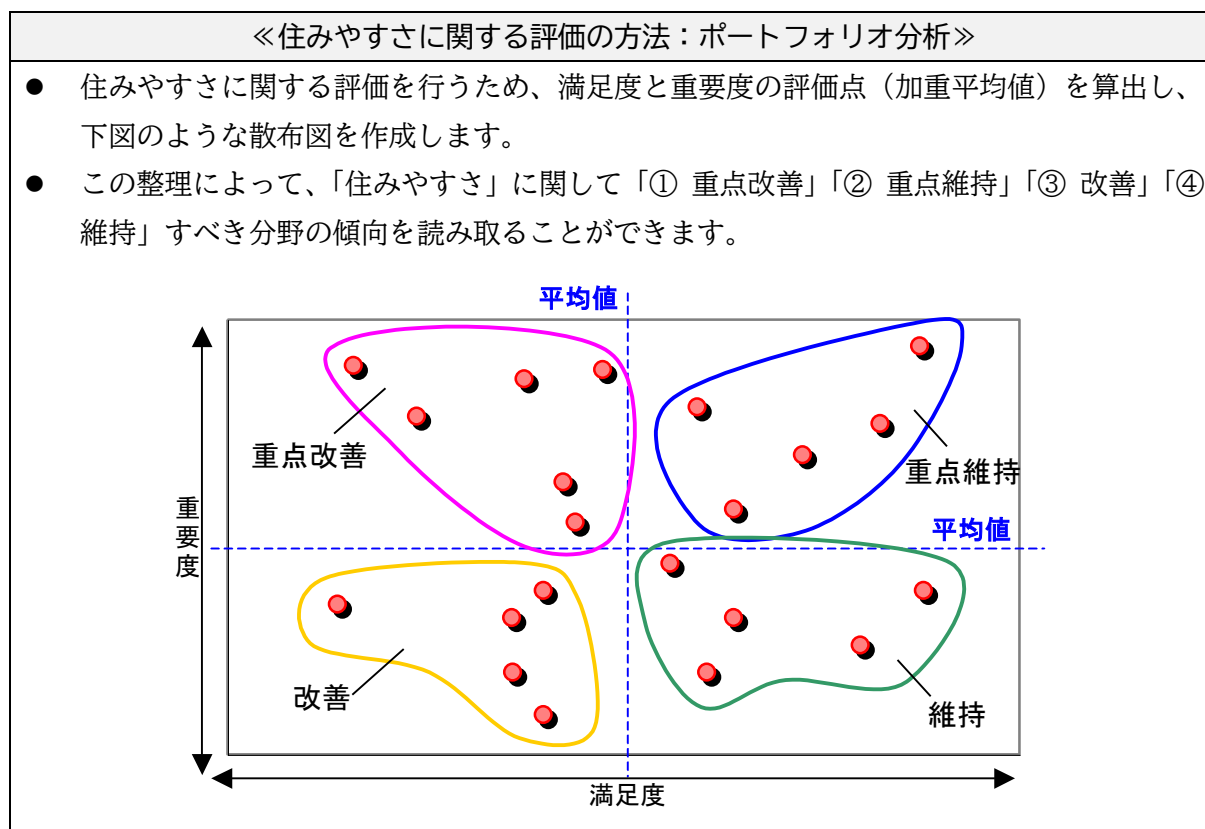
3-1 アンケート調査の概要

まちづくり基本計画の策定にあたり、お住まい周辺の住みやすさの評価や将来の住み替え（転居）に関する意向、日常生活を支える施設のあり方、安心・安全なまちづくりなどに関する住民意向を把握し、計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査期間	令和3年9月17日(金)～令和3年9月28日(火)
配布・回収方法	配布：郵送による配布 回収：① 郵送による回答（回収） ② インターネットによる回答（回収）
配布数	3,000人（中野市内在住の16歳以上の方） ※人口構成比に基づき、地区別・性別・年齢別のサンプル数を算定し、その中から無作為抽出
回収数	1,247人（回収率：41.6%）

3-2 アンケート調査結果

（1）お住まい周辺の住みやすさ（重要度・満足度）



「お住まい周辺の住みやすさ(重要度・満足度)」に関する設問について、全 40 項目の内訳をみると、重点改善分野が 11 項目、重点維持分野が 8 項目、改善分野が 7 項目、維持分野が 14 項目となっています。

特に重点的な改善が必要になると考えられる「重点改善分野」の内訳をみると、「④土砂災害・風水害に対する安全性」、「⑩避難場所・避難路のわかりやすさ」、「③⑤雪害に対する安全性」、「③③地震災害に対する安全性」、「③⑦まちの防犯対策」といった「安全・安心」に関する項目が多く該当しています。

また、特に満足度が低い傾向にある項目をみると、「⑩⑧バスの利用しやすさ」、「⑩⑦鉄道の利用しやすさ」、「⑩②身近にある子どもの遊び場の整備」が該当しています。

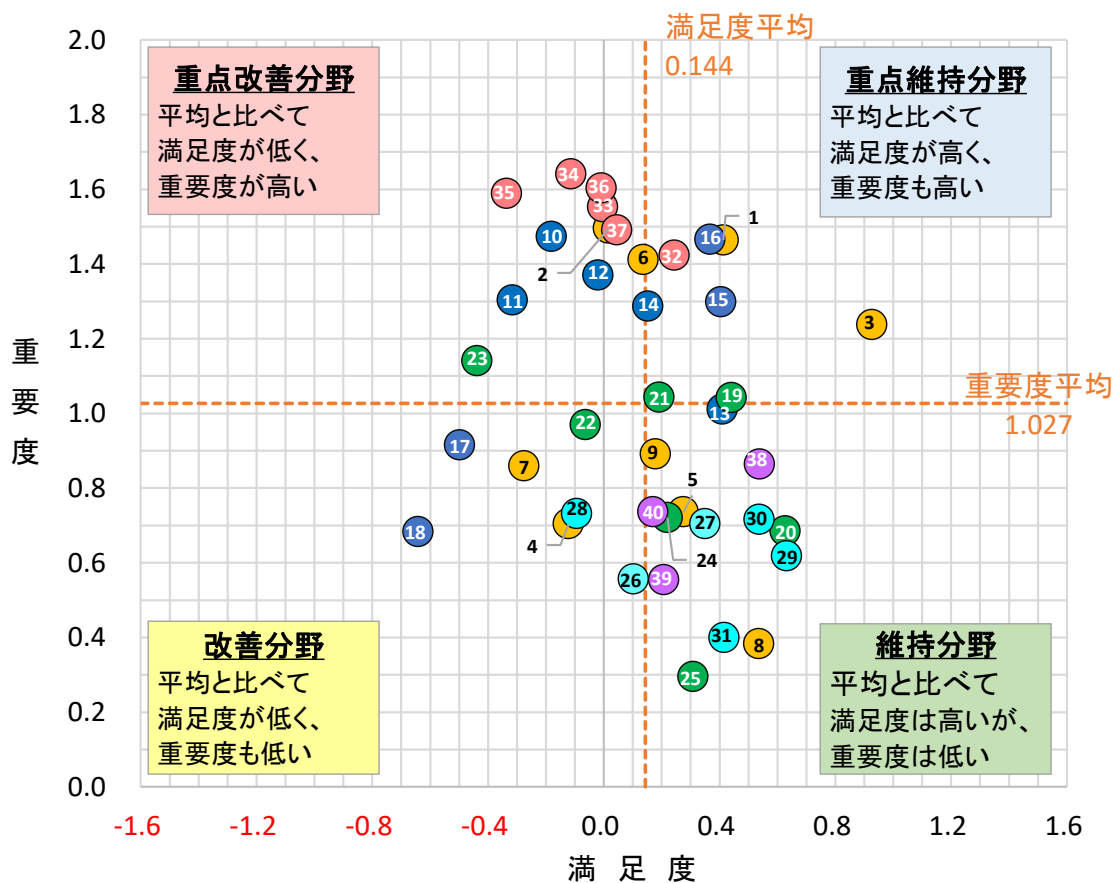


図 お住まい周辺の住みやすさ(重要度・満足度) [単回答] ※無回答を含まない

表 住みやすさに関する満足度と重要度の評価点（加重平均値）

設問項目		満足度	重要度	傾向
土地利用・ 居住環境	1. 子ども・子育て世代の生活のしやすさ	0.413	1.464	重点維持分野
	2. 高齢者・障がい者の生活のしやすさ	0.017	1.495	重点改善分野
	3. 日照や静かさのある環境	0.927	1.237	重点維持分野
	4. 空き家・空き店舗の少なさ	-0.122	0.704	改善分野
	5. 近隣の建物の密集や老朽の程度	0.275	0.737	維持分野
	6. 近所での買い物の便利さ	0.137	1.412	重点改善分野
	7. 市内の中心部での買い物の便利さ	-0.276	0.859	改善分野
	8. 工業団地の整備・工場などの立地状況	0.536	0.383	維持分野
	9. 優良な農地の保全	0.179	0.891	維持分野
	平均値(土地利用・居住環境)	0.232	1.026	
道路・交通	10. 歩行者に対する安全性	-0.180	1.474	重点改善分野
	11. 道路の通行のしやすさ（自転車・バイク）	-0.316	1.303	重点改善分野
	12. 道路の通行のしやすさ（自動車）	-0.020	1.370	重点改善分野
	13. 広域（市外）への行きやすさ	0.409	1.011	維持分野
	14. 通勤・通学のしやすさ	0.153	1.287	重点維持分野
	15. 買い物への行きやすさ	0.404	1.298	重点維持分野
	16. 医療・福祉施設などへの行きやすさ	0.368	1.466	重点維持分野
	17. 鉄道の利用しやすさ	-0.498	0.916	改善分野
	18. バスの利用しやすさ	-0.642	0.683	改善分野
	平均値(道路・交通)	-0.033	1.202	
公園・緑地	19. 森林など自然環境の保全	0.442	1.042	重点維持分野
	20. 寺社の境内地などの森の保全	0.627	0.685	維持分野
	21. 河川や湖など水辺空間の環境保全	0.192	1.042	重点維持分野
	22. スポーツ・レクリエーション施設・公園の整備	-0.063	0.969	改善分野
	23. 身近にある子どもの遊び場の整備	-0.438	1.140	重点改善分野
	24. 道路や公共施設の敷地の緑化	0.220	0.721	維持分野
	25. 民間施設や工場の敷地の緑化	0.309	0.295	維持分野
	平均値(公園・緑地)	0.183	0.844	
景観	26. 沿道や街並み、家並みの美しさ	0.102	0.556	改善分野
	27. 水辺や眺望などの風景の美しさ	0.350	0.704	維持分野
	28. 駅周辺や中心街の都市景観の美しさ	-0.093	0.731	改善分野
	29. 田園景観の美しさ	0.632	0.618	維持分野
	30. 寺社や文化財など歴史的・文化的景観の保全状況	0.537	0.715	維持分野
	31. 看板やサインなど屋外広告物の規制	0.417	0.400	維持分野
	平均値(景観)	0.324	0.621	
安全・安心	32. 火災・延焼に対する安全性	0.244	1.423	重点維持分野
	33. 地震災害に対する安全性	-0.003	1.553	重点改善分野
	34. 土砂災害・風水害に対する安全性	-0.113	1.641	重点改善分野
	35. 雪害に対する安全性	-0.335	1.588	重点改善分野
	36. 避難場所・避難路の分かりやすさ	-0.008	1.603	重点改善分野
	37. まちの防犯対策	0.045	1.491	重点改善分野
	平均値(安全・安心)	-0.029	1.550	
市民参画等	38. ご近所付き合いの機会	0.538	0.864	維持分野
	39. まちづくりへの市民参画の機会	0.208	0.554	維持分野
	40. まちづくりに関する情報提供	0.170	0.736	維持分野
	平均値(市民参画等)	0.309	0.719	
平均値(全体)		0.144	1.027	

満足度・重要度が平均値(全体)を上回る場合⇒赤

※評価点は、満足度及び重要度について、以下のように点数を付与して算出した。

選択肢	点数
非常に満足 / 非常に重要	2点
ほぼ満足 / やや重要	1点
やや不満 / あまり重要ではない	-1点
不満 / 重要ではない	-2点

(2) 中野市の将来像

「中野市の将来像」に関する設問の回答割合をみると、「地震や大雨、大雪、火災などのあらゆる災害に強いまち(59.7%)」が最も高く、次いで、「買い物がしやすく、活気があふれる中心市街地をもつまち(51.5%)」の割合が高くなっています。

年代別にみると、若い世代では「買い物がしやすく、活気があふれる中心市街地をもつまち」の割合が他の年代に比べて高い傾向にあります。

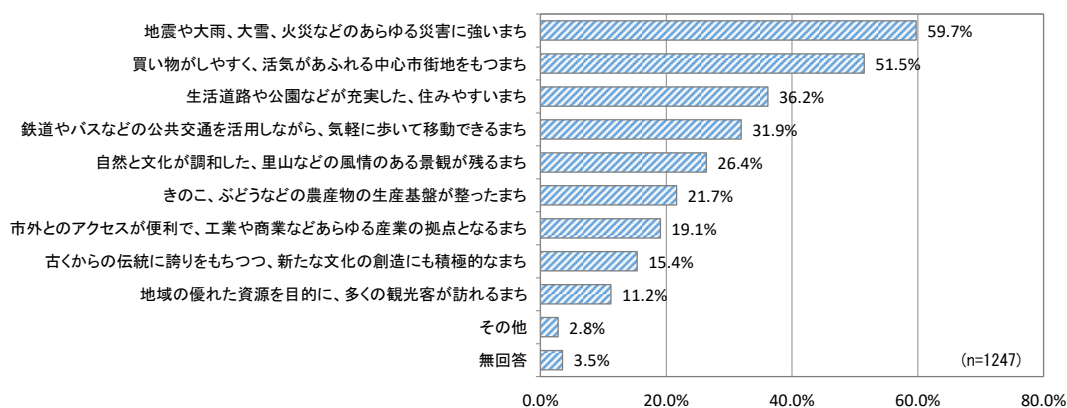


図 中野市の将来像〔複数回答〕 ※無回答を含む

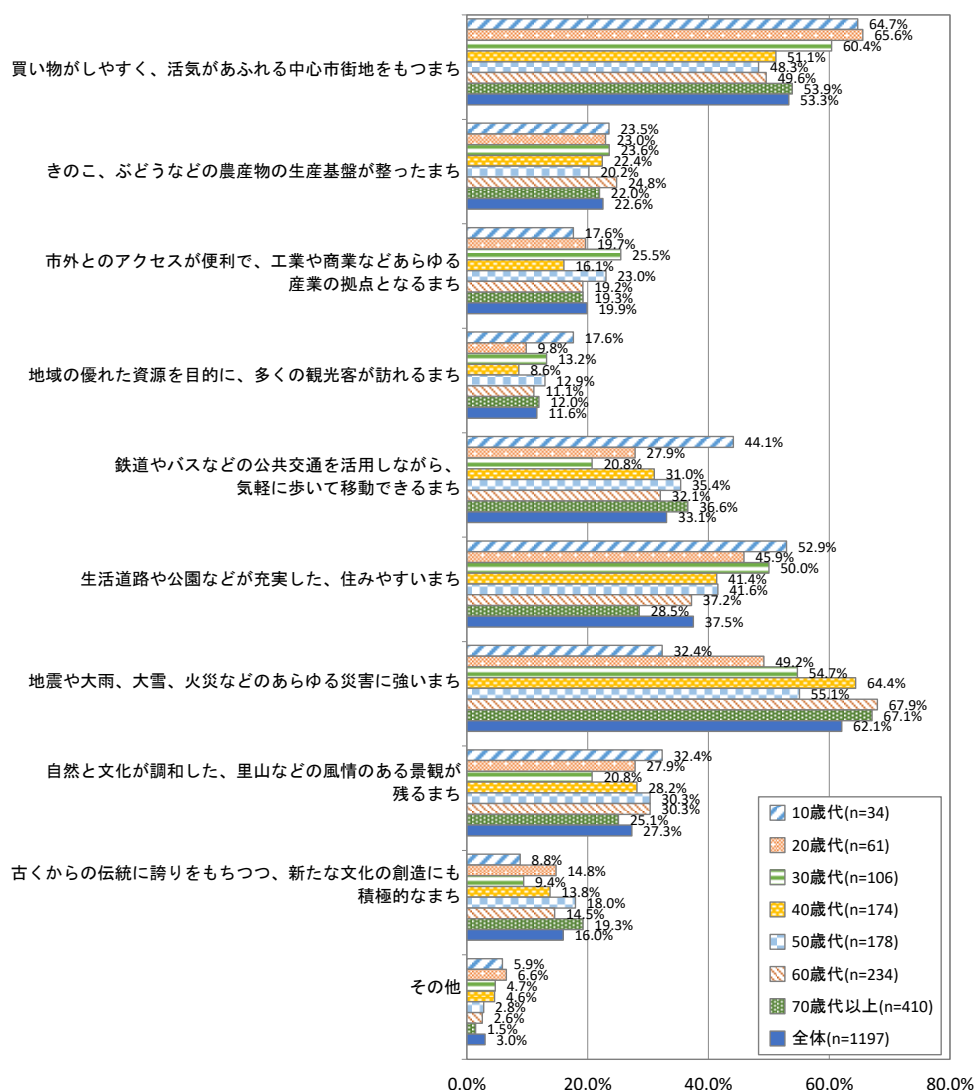


図 中野市の将来像（クロス集計：年代別）〔複数回答〕 ※無回答を含まない

(3) 今後の居留意向

「今後の居留意向」に関する設問の回答割合をみると、「現在の居住地に住み続けたい(77.1%)」が最も高く、約8割を占めています。

年代別にみると、20歳代は「市内の利便性の高い中心市街地に住み替えたい(16.4%)」の割合が他の年代に比べて高い傾向にあります。

地域別にみると、「現在の居住地に住み続けたい」の回答割合が最も高いのは「市街地及びその周辺地域(80.1%)」、最も低いのは「豊田地域(69.2%)」となっています。

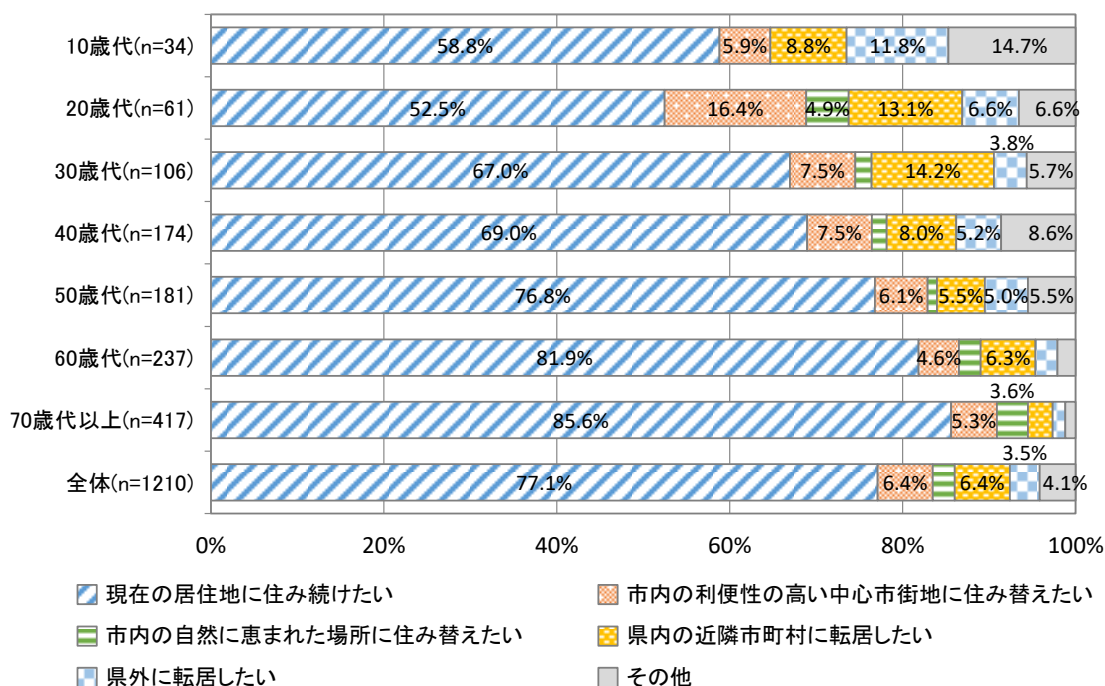


図 今後の居留意向（クロス集計：年代別）[単回答] ※無回答を含まない

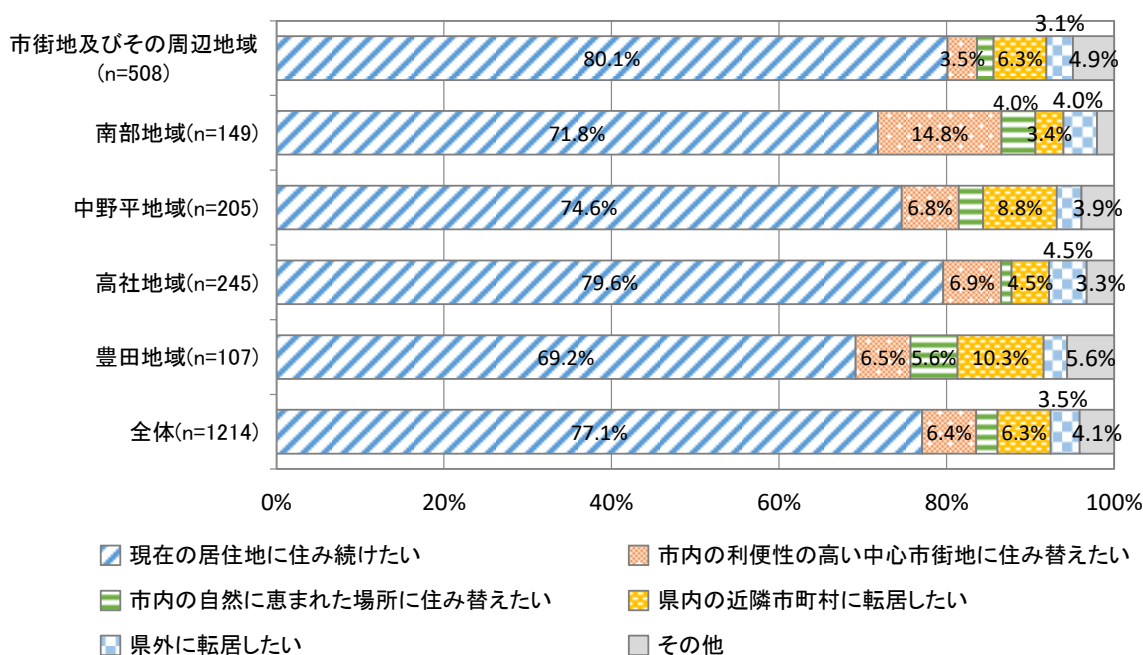


図 今後の居留意向（クロス集計：地域別）[単回答] ※無回答を含まない

(4) 外出する際に最も利用する交通手段

「外出する際に最も利用する交通手段」に関する設問の回答割合をみると、「自家用車(81.3%)」が約8割を占めています。

年代別にみると、10歳代と70歳代以外のすべての年代において、「自家用車」が概ね9割を占めており、70歳代以上でも約7割が「自家用車」と回答していることから、高齢による免許返納後の移動手段確保が課題といえます。また、「路線バス」については、60歳代未満の年代で1%未満となっています。

地域別にみると、「路線バス」の回答割合が最も高いのは「豊田地域(6.5%)」となっています。

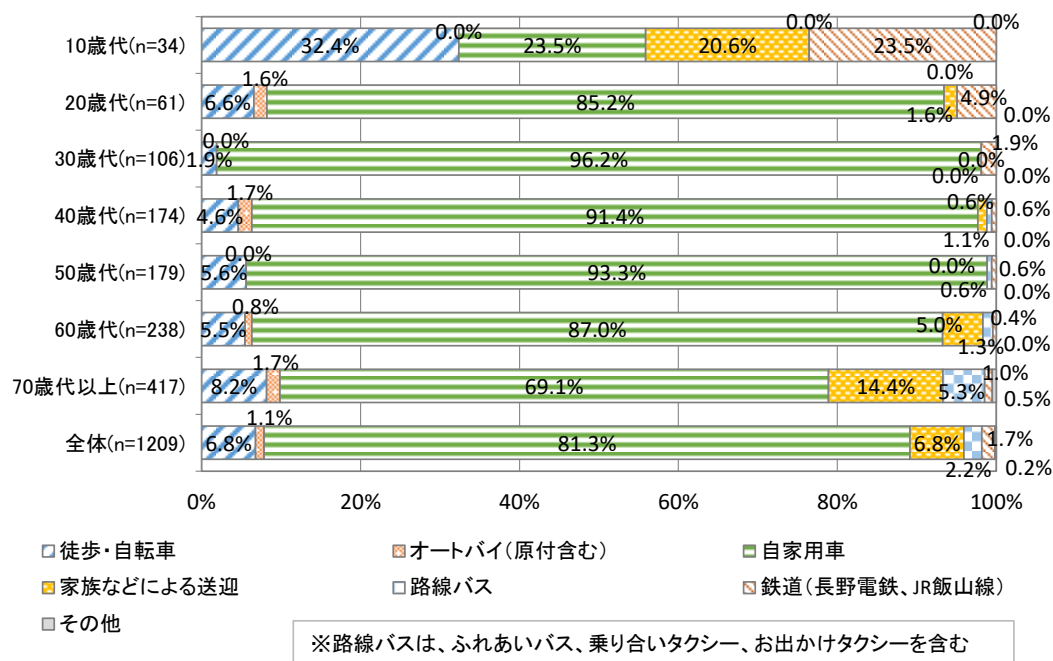


図 外出する際に最も利用する交通手段（クロス集計：年代別）[単回答] ※無回答を含まない

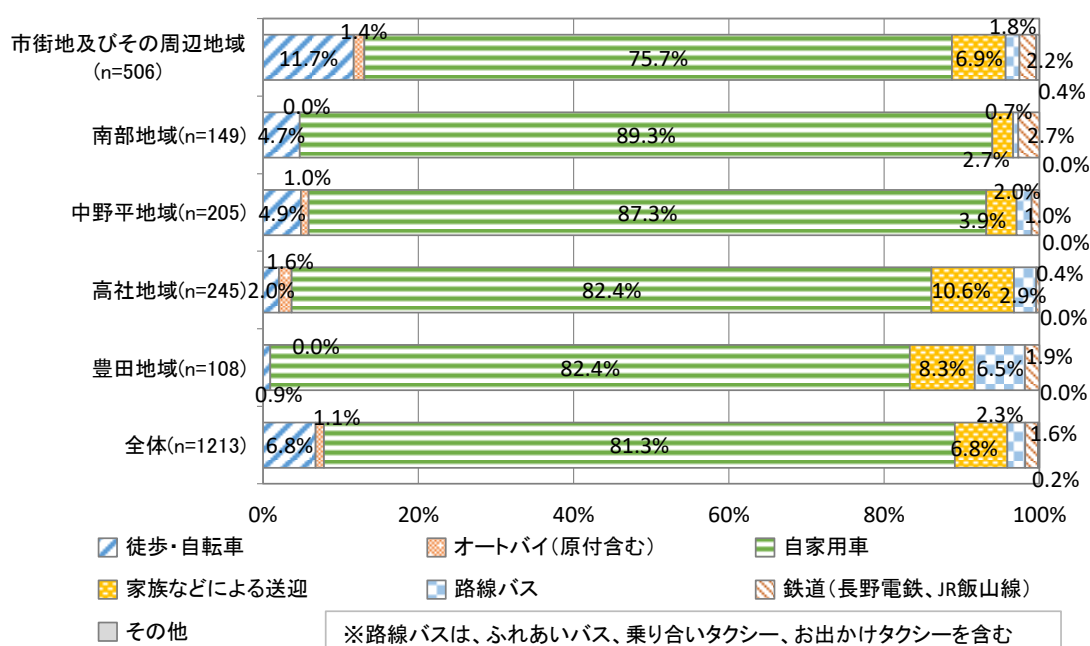


図 外出する際に最も利用する交通手段（クロス集計：地域別）[単回答] ※無回答を含まない

(5) 中心市街地で維持・充実すべき施設

「中心市街地で維持・充実すべき施設」に関する設問の回答割合をみると、「総合的な医療サービスを受けることができる病院(64.7%)」、「生鮮食品や日用生活品が揃う商業施設(60.1%)」の割合が高くなっています。

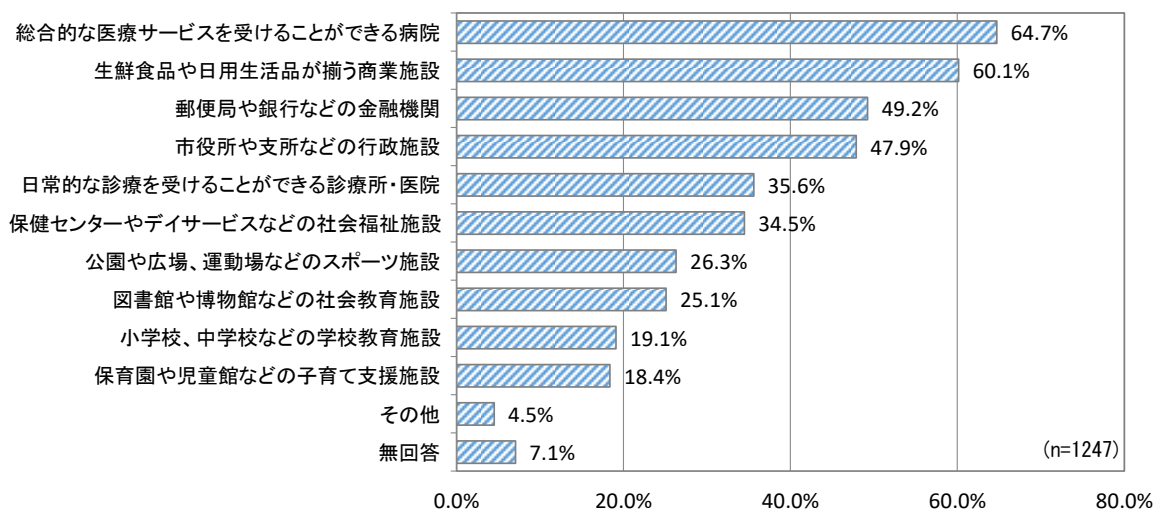


図 中心市街地で維持・充実すべき施設【複数回答】 ※無回答を含む

(6) 国道 292 号沿道及びその周辺地域で維持・充実すべき施設

「国道 292 号沿道及びその周辺地域で維持・充実すべき施設」に関する設問の回答割合をみると、「生鮮食品や日用生活品が揃う商業施設(71.8%)」の割合が最も高く、次いで、「公園や広場、運動場などのスポーツ施設(42.3%)」、「郵便局や銀行などの金融機関(40.3%)」の割合が高くなっています。

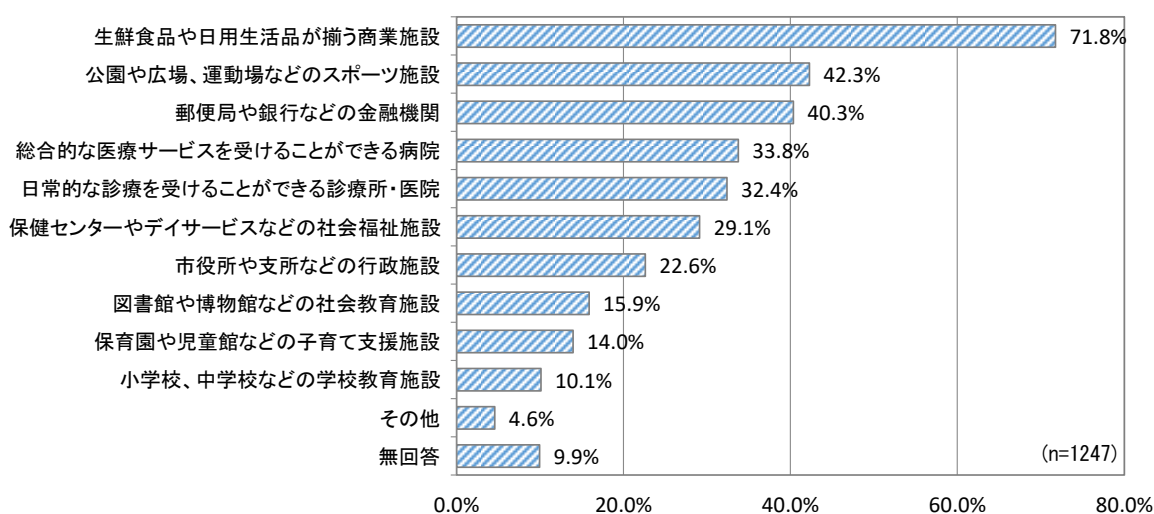


図 国道 292 号沿道及びその周辺地域で維持・充実すべき施設【複数回答】 ※無回答を含む

(7) 防災マップ(ハザードマップ)の認知度

「防災マップ(ハザードマップ)の認知度」に関する設問の回答割合をみると、「防災マップを見て、自宅付近の災害危険性を確認している(43.8%)」が最も高くなっています。その一方、「防災マップを見たことがあるが、自宅付近の災害危険性の確認まではしていない(32.9%)」と「防災マップがどこで見られるか、わからない、知らない(18.8%)」の割合を合わせると約5割となっており、防災マップ(ハザードマップ)の周知や自宅周辺の災害危険性の認知度の向上が課題であるといえます。

年代別にみると、10歳代、20歳代、70歳代以上では「防災マップを見て、自宅付近の災害危険性を確認している」の割合が他の年代と比べて低い傾向にあります。

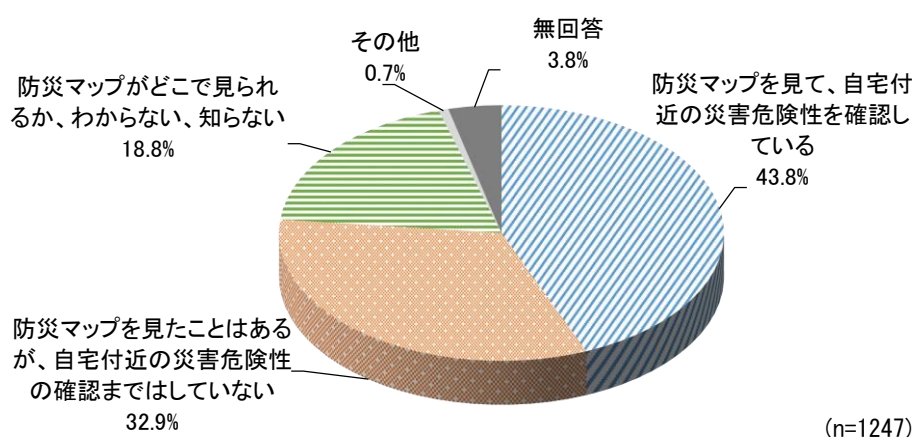


図 防災マップ(ハザードマップ)の認知度 [単回答] ※無回答を含む

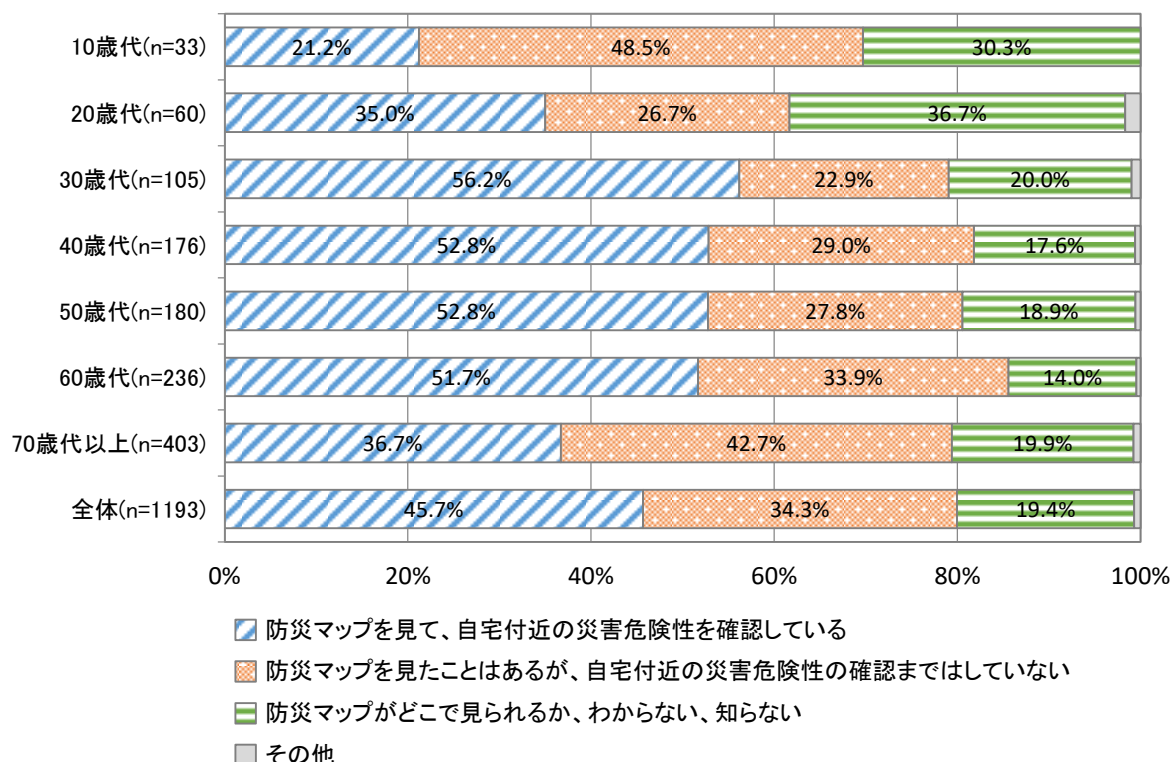


図 防災マップ(ハザードマップ)の認知度（クロス集計：年代別） [単回答] ※無回答を含まない

(8) 防災・減災対策として重視すべき取組

① ハード対策

「防災・減災対策として重視すべき取組(ハード対策)」に関する設問の回答割合をみると、「主要河川や水路における河川改修などの氾濫対策(65.0%)」の割合が最も高くなっています。

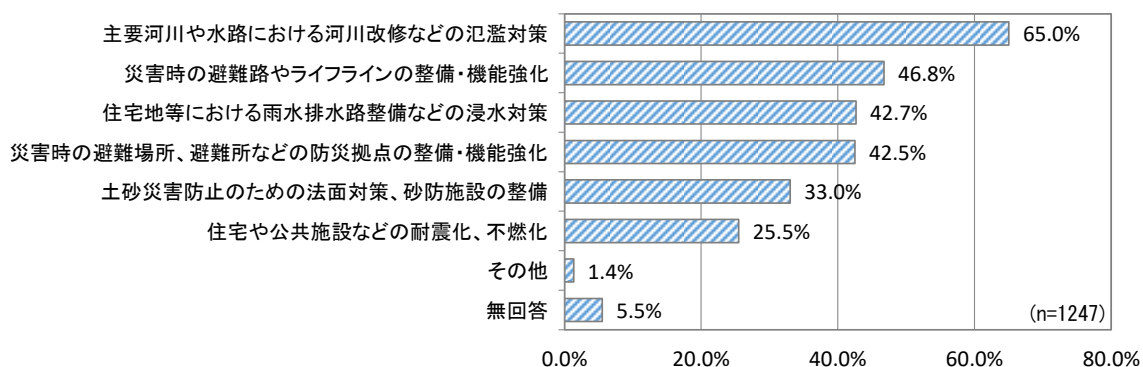


図 防災・減災対策として重視すべき取組(ハード対策)〔複数回答〕 ※無回答を含む

② ソフト対策

「防災・減災対策として重視すべき取組(ソフト対策)」に関する設問の回答割合をみると、「防災行政無線や緊急メールなどの情報伝達手段を活用した、迅速かつ正確な情報発信(73.4%)」、「自力で避難することが困難な人が速やかに避難できる支え合いの仕組みづくり(70.0%)」の割合が高くなっています。

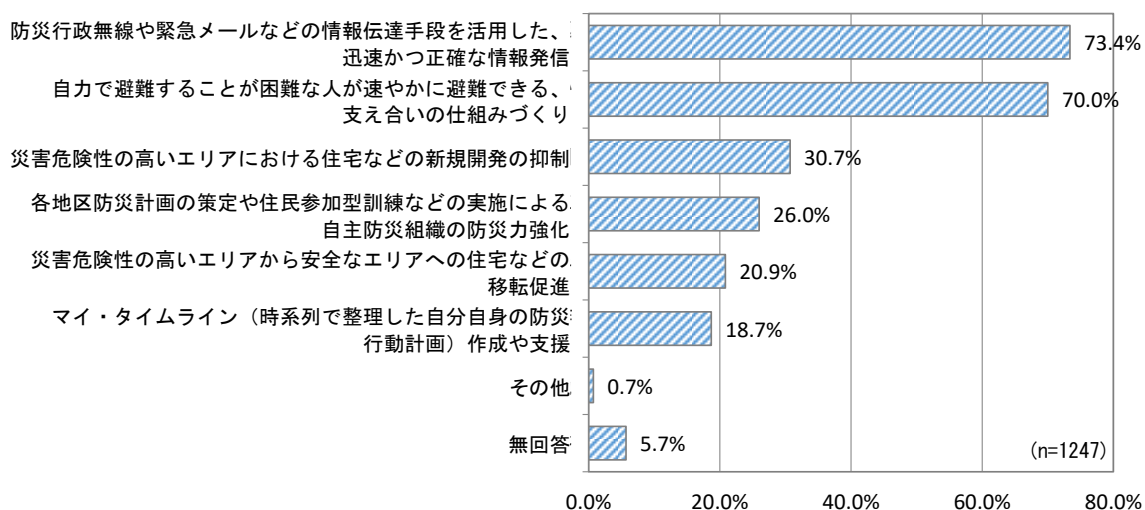


図 防災・減災対策として重視すべき取組(ソフト対策)〔複数回答〕 ※無回答を含む

4 都市づくりの主要課題

前段の現状整理やアンケート調査結果等を踏まえ、都市づくりの主要課題を整理しました。

4-1 「人口」からみた主要課題

傾向・特性	市民の意識(アンケート調査結果より)
● 総人口は減少傾向にあり、市制施行以降最少となっていますが、世帯数は増加傾向にあります。 ● 本市の中心市街地に設定されている人口集中地区(DID)では、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向となっています。 ● 直近2か年の自然動態・社会動態の傾向は、転出超過となっています。 ● 令和27年(2045年)の老年人口割合が41.8%まで上昇する一方、生産年齢人口割合が50%を下回るものと予測されます。 ● 信州中野駅周辺の中心市街地では、人口密度の低下が進行すると予測されます。 ● 豊田地域や高社地域では、75歳以上人口の割合が30%を上回るエリアが多くなるなど、高齢化が進行すると予測されます。 ● 産業別就業人口の割合は、長野県の平均値と比べて、第一次産業(農業等)の割合が高くなっています。	● 今後の居住意向の回答割合をみると、「現在の居住地に住み続けたい」が最も高く、約8割を占めています。 ● 年代別にみると、20歳代は「市内の利便性の高い中心市街地に住み替えたい」の割合が他の年代に比べて高い傾向にあります。 ● 地域別にみると、「現在の居住地に住み続けたい」の回答割合が最も高いのは「市街地及びその周辺地域」、最も低いのは「豊田地域」となっています。



「人口」からみた都市づくりの主要課題 (◆：立地適正化計画で解決すべき課題)
◆ 人口減少の抑制に向け、特に人口減少・高齢化が顕著な中心市街地における居住の受け皿づくり(住宅及び生活基盤施設) ◆ 若い世代が住み続けたいと思えるような生活環境づくり ○ 市の強みである農業の生産環境の維持・保全

4-2 「土地利用」からみた主要課題

傾向・特性	市民の意識(アンケート調査結果より)
● 都市計画区域は行政区域の一部に指定されており、行政区域面積に占める割合は 28.5%となっています。 ● 用途地域は都市計画区域の一部に指定されており、行政区域面積に占める割合は 3.0%、都市計画区域面積に占める割合は 10.6%となっています。 ● 市全体の土地利用構成比をみると、自然的土地利用が約 8 割を占めており、そのうち、最も割合が高いのは「山林(47.6%)」となっています。 ● 白地地域(都市計画区域内かつ用途地域外)の土地利用構成比をみると、最も割合が高いのは「畑(38.8%)」となっています。 ● 都市計画区域内の新築動向をみると、白地地域での新築件数の割合が 73.4%を占めており、特に用途地域外延部の西側で多くなっています。 ● 市全体の空き家分布をみると、市中心部の用途地域内で空き家が集積しています。 ● 地価は市全体で下落傾向にありますが、特に中心市街地の商業地の下落率が高くなっています。	● 市の将来像の回答割合をみると、「地震や大雨、大雪、火災などのあらゆる災害に強いまち」が最も高くなっています。 ● 年代別にみると、若い世代では「買い物がしやすく、活気があふれる中心市街地をもつまち」の割合が他の年代に比べて高い傾向にあります。 ● 中心市街地で維持・充実すべき施設の回答割合をみると、「総合的な医療サービスを受けることができる病院」、「生鮮食品や日用生活用品が揃う商業施設」の割合が高くなっています。 ● 国道 292 号沿道及びその周辺地域で維持・充実すべき施設の回答割合をみると、「生鮮食品や日用生活用品が揃う商業施設」の割合が高くなっています。



「土地利用」からみた都市づくりの主要課題 (◆：立地適正化計画で解決すべき課題)
◆ 「中野市版コンパクトシティ」の構築に向けた適切な居住・都市機能の誘導 ◆ 中心市街地と郊外部における都市機能の適正配置や機能分担とネットワークの構築 ◆ 宅地化が進行する白地地域において、メリハリのある土地利用の推進(土地利用規制の検討) ◆ 中心市街地の土地ポテンシャルを高めていくため、空き地や空き家の利活用による魅力ある街なか空間の形成

4-3 「都市基盤」からみた主要課題

傾向・特性	市民の意識(アンケート調査結果より)
● 都市計画道路の整備率は 67.2%で、県内 19 市中 3 位となっているが、用途地域内の骨格となる路線の多くが未整備となっています。 ● 通勤・通学流動をみると、長野市方面とのつながりが強いが、交通量・混雑状況をみると、長野市方面への玄関口となる江部交差点周辺がボトルネックとなり、混雑が発生しています。 ● 都市計画区域人口 1 人当たりの都市公園面積が県平均を下回っています。	● 外出する際に最も利用する交通手段の回答割合をみると、「自家用車」が約 8 割を占めています。 ● お住まい周辺の住みやすさの満足度・重要度の傾向をみると、「鉄道の利用しやすさ」、「バスの利用しやすさ」とともに満足度が低くなっています。 ● また、「身近にある子どもの遊び場」の満足度が低く、重要度が高いことから、重点的に改善する必要があります。

「都市基盤」からみた都市づくりの主要課題（◆：立地適正化計画で解決すべき課題）
◆ 市街地内において円滑な交通流動を促す道路ネットワークの構築 ◆ 高齢化社会の進行を見据えた公共交通(鉄道・バス)の利便性向上による自動車交通への過度な依存の抑制 ○ 市民の憩いや交流の場となる公園の整備・拡充

4-4 「防災」からみた主要課題

傾向・特性	市民の意識(アンケート調査結果より)
● 浸水想定区域(千曲川、夜間瀬川、篠井川、真引川)、土砂災害警戒区域等のハザード区域内に住宅地や集落地が形成されている箇所があります。 ● 千曲川沿岸部や南部の水田地帯周辺では、過去に浸水被害が発生しており、令和元年東日本台風を契機として、国・県では「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」に基づく河川改修・洪水調整施設整備が進められています。	● お住まい周辺の住みやすさの満足度・重要度の傾向をみると、「土砂災害・風水害に対する安全性」、「雪害に対する安全性」、「避難場所・避難路のわかりやすさ」、「まちの防犯対策」の満足度が低く、重要度が高くなっています。 ● 防災・減災対策として重視すべき取組の回答割合をみると、ハード対策は「河川改修などの氾濫対策」、ソフト対策は「迅速かつ正確な情報発信」、「自力で避難することが困難な人が速やかに避難できる支え合いの仕組みづくり」の割合が高くなっています。

「防災」からみた都市づくりの主要課題（◆：立地適正化計画で解決すべき課題）
○ 自宅周辺の災害リスクに対する認知度の向上 ◆ 「ハード施策(河川改修等)」と「ソフト施策(情報受発信機能向上、避難所・避難路の確保、支え合いの仕組みづくり等)」の連動による安全性向上 ◆ 災害リスクの状況を踏まえた居住・都市機能の誘導及び防災・減災対策の推進

4-5 即地的にみた主要課題

令和４年度(2022年度)時点で進行中のプロジェクトと併せ、即地的な都市づくりの主要課題を以下のとおり整理しました。

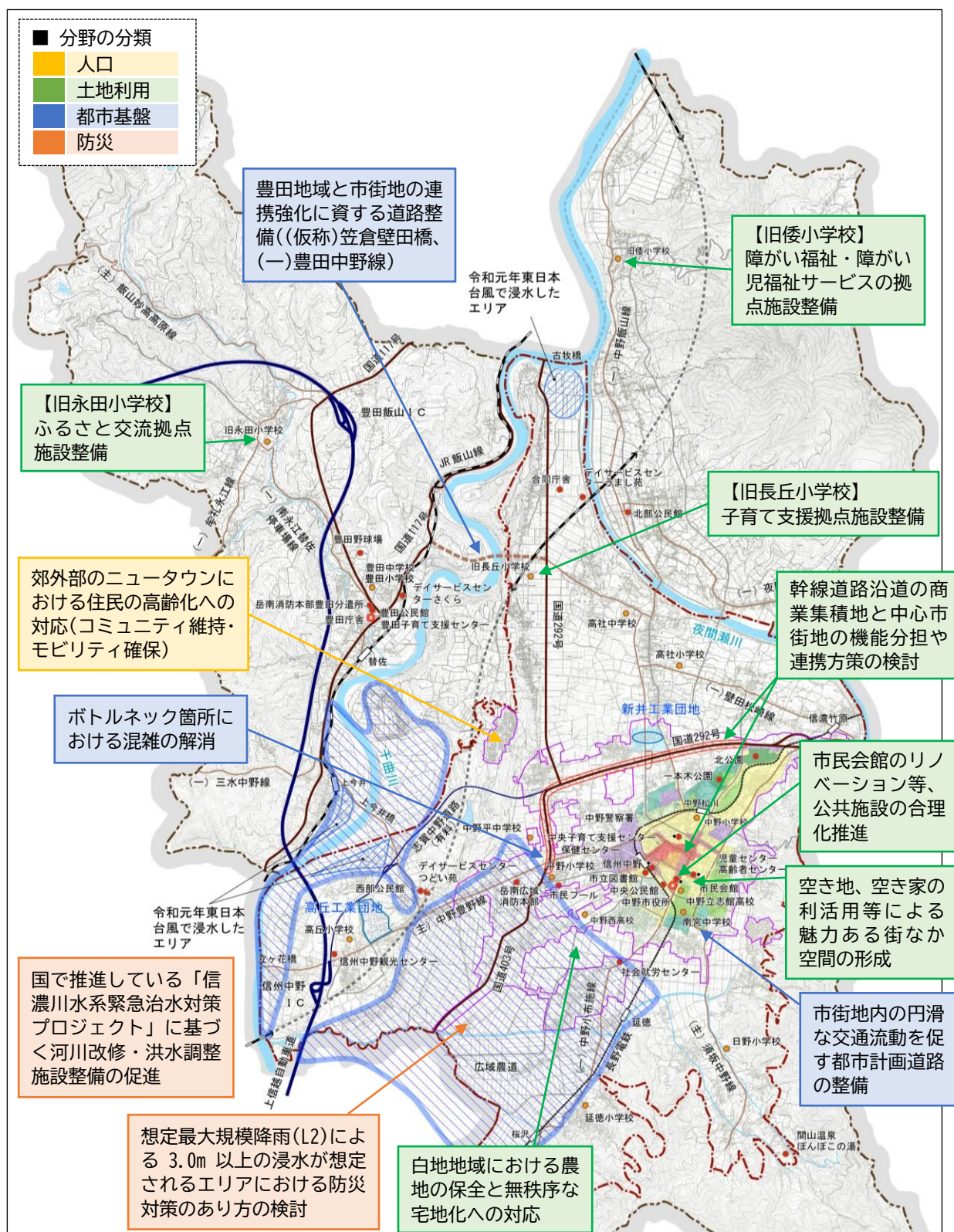


図 都市づくりの主要課題図

第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

1 まちづくりの目標

本計画は、都市再生特別措置法に基づいて都市計画マスタープランの一部に位置づけられる計画であり、都市計画マスタープランで目指す将来都市構造の構築を支援するための計画として策定するものです。従って、都市計画マスタープランで定める「将来都市像」、「将来都市構造」と整合を図り、本計画のまちづくりの目標を設定します。

1-1 将来都市像（都市計画マスタープラン）

将来都市像は、本市が市民の皆さんとともに実現を目指す「まちの姿」です。

本市の最上位計画である「第2次中野市総合計画 基本構想」では、将来都市像を「緑豊かなふるさと文化が香る元気なまち」と設定しています。この将来像は、第1次中野市総合計画から引き継がれたものであり、中野市のまちづくりの根底を支える基本的な考え方であるといえます。

従って、「第2次中野市総合計画 基本構想」における将来都市像と整合を図り、本計画で目指す将来都市像を次のとおり設定します。

〈将来都市像〉

「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」

- 「緑豊かなふるさと」という表現には、「故郷（ふるさと）」の歌に代表される恵まれた自然環境と景観を大切にし、自然との共生を根幹として充実した人生を送るという意味が込められています。
- 「文化が香る」という表現には、本市出身の国文学者「高野辰之」、作曲家「中山晋平」、「久石譲」などの文化人や音楽、土びなや各地に伝わる民俗芸能など伝統文化を受け継ぎ、郷土の誇りを大切にする心を育てるとともに、住民同士が交流していくという意味が込められています。
- 「元気なまち」という表現には、この地に住み、働き、勤勉と努力で新しい価値を創造し、自助自律の未来を築きながら、元気に歌声を合わせるように協力し合うという意味が込められています。

1-2 将来都市構造（都市計画マスタープラン）

将来都市構造は、市全体の特徴や骨格を概念的に表して、目指すべき将来の都市の姿を分かりやすく描くものであり、「ゾーン」、「軸」、「拠点」の3つの要素で構成されます。

都市計画マスタープランで定める将来都市構造と整合を図り、本計画で目指す将来都市構造を次のとおり設定します。

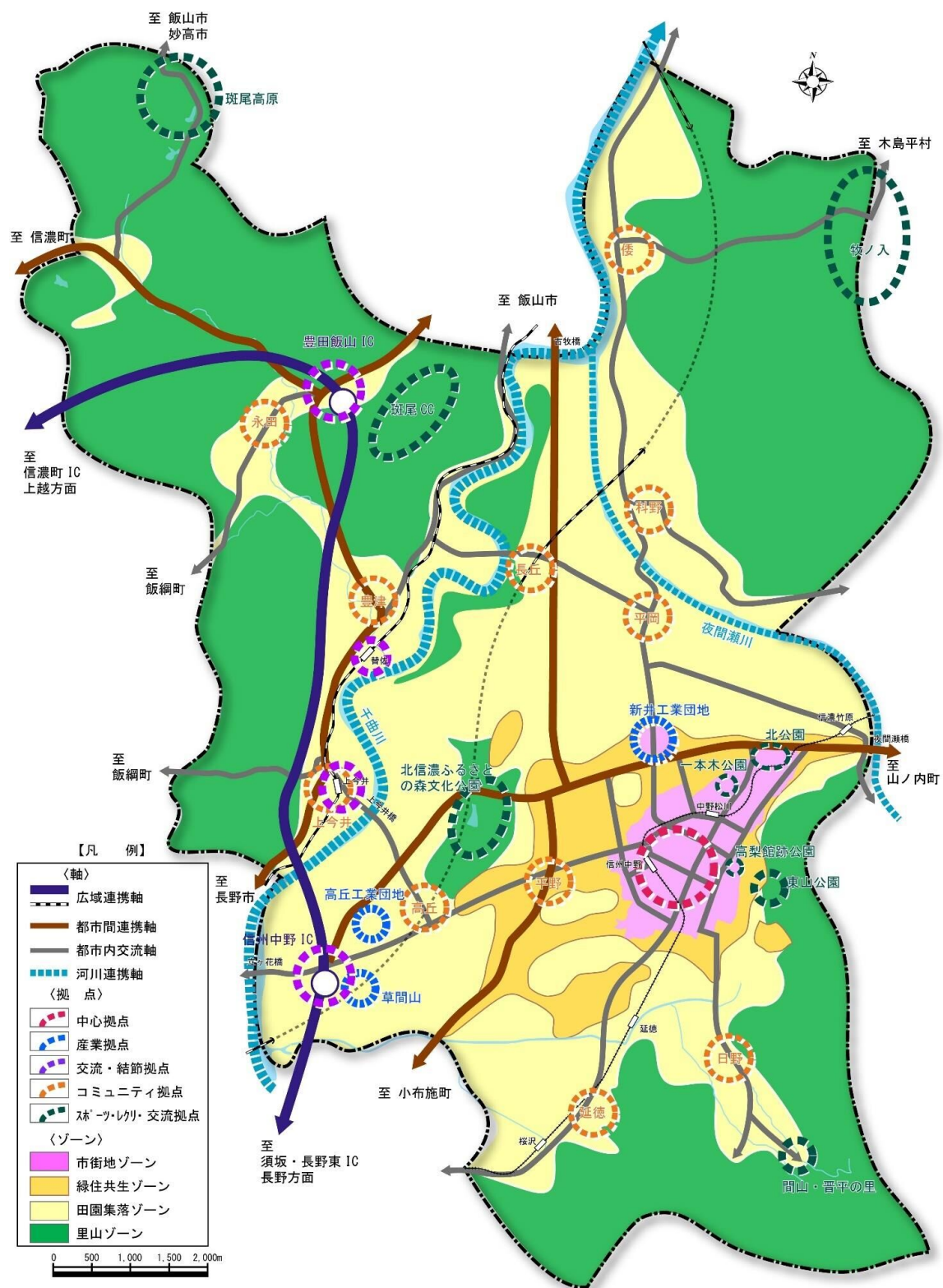


図 将来都市構造図

表 ゾーンの配置方針

名 称	方 針
市街地ゾーン	立地適正化計画を踏まえ居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定し、一定程度の人口密度を維持しながら利便性の高い市街地の形成を目指します。
緑住共生ゾーン	用途地域の指定はないものの、都市基盤が整備され、宅地化が進行しており、宅地化の受け皿として適正な土地利用を図りながら周囲の自然環境や営農環境との共生を目指します。
田園集落ゾーン	農振農用地や農村集落を含むエリアであり、遊休荒廃農地の活用など良好な生産基盤の維持・充実に努めます。また、農村集落地のコミュニティ維持に向けて、生活環境や利便性の向上を目指します。
里山ゾーン	市の象徴でもある里山の原風景を守りながら、自然環境の適正な保全を図ります。

表 軸の配置方針

名 称	方 針
広域連携軸	首都圏及び日本海側を結ぶ上信越自動車道を広域連携軸に位置づけ、連携・機能強化を促進します。
都市間連携軸	近隣の都市を結ぶ主要幹線道路を都市間連携軸に位置づけ、道路及び公共交通の充実により連携機能の強化を図ります。
都市内交流軸	市内の主要拠点を結ぶ幹線道路を都市内連携軸に位置づけ、地域間の交流促進を図るためのネットワーク形成を図ります。
水辺軸	市内を流れる千曲川、夜間瀬川を水辺軸に位置づけ、景観維持・形成を図るとともに、流域治水の観点から踏まえた防災機能の強化を促進します。

拠点の配置方針

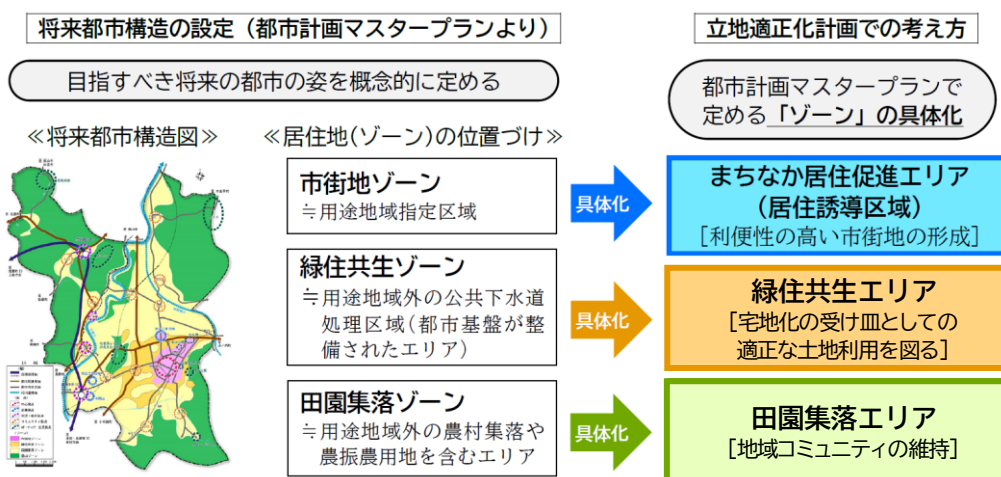
名 称	方 針
中心拠点	本市及び広域的な社会・経済活動の中心地であり、都市機能の集約・更新にともなう利便性の向上や賑わいの再生により、魅力あふれる都市づくりを推進します。
産業拠点	新井工業団地及び高丘工業団地・草間山周辺の工業集積地は、産業の成熟化・高度化を推進します。
交流・結節拠点	広域交通の玄関口である信州中野 IC 及び豊田飯山 IC 周辺では、立地特性を活かした交流機能の強化を図ります。また、公共交通（鉄道・バス）の結節点となる鉄道駅については、利便性向上や来訪者と市民との交流増進を促進します。
コミュニティ拠点	地域コミュニティの中心となる公民館や学校などの公共施設周辺では、地域で安心して暮らし続けられるための機能の維持を図ります。
スポーツ・レクリ・交流拠点	市内に点在する観光地や都市公園等では、市内外からの来訪者が気軽に楽しめる憩いの場としての環境整備を推進するとともに、周遊ネットワークを形成し、集客力のある観光基盤の構築をめざします。

2 まちづくりの方針

2-1 居住の誘導・維持に関する方針

本市においては、歴史的な成り立ちやこれまでの都市づくりの経緯により、市全体に占める用途地域の面積が小さく、用途地域外(白地地域)・都市計画区域外に多くの市民が居住しています。こうした状況を踏まえて、本市における居住地(ゾーン)の位置づけとして、将来都市構造で「市街地ゾーン」「緑住共生ゾーン」「田園集落ゾーン」の3つのゾーンを設定しています。

本計画では、この3つのゾーンの範囲を具体化し、「まちなか居住促進エリア(居住誘導区域)」「緑住共生エリア」「田園集落エリア」の3つの区域を設定します。



1 居住の誘導を図る区域の基本的な考え方

区域名称	根拠法	基本的な考え方
まちなか居住促進エリア (居住誘導区域)	都市再生特別措置法	- 医療・福祉・商業等の生活サービス機能を持続的に確保できるように居住を促進し、一定エリアの人口密度の維持を図る区域として位置づけます。 - 用途地域が指定されるエリア内において、災害リスクの高いエリアの状況などを考慮しながら、区域を設定します。

2 宅地化の受け皿として適正な土地利用を図る区域の考え方

区域名称	根拠法	基本的な考え方
緑住共生エリア (市独自の区域)	法定外	- 宅地化の受け皿として適正な土地利用を図りながら、周囲の自然環境や営農環境との共生を目指す区域として位置づけます。 - 用途地域外延部の都市基盤が整備されたエリアを基本として、災害リスクの高いエリアの状況などを考慮しながら、区域を設定します。

3 地域コミュニティの維持を図る区域の考え方

区域名称	根拠法	基本的な考え方
田園集落エリア (市独自の区域)	法定外	- 田舎暮らし等の移住・定住先として、市の基幹産業である農業の担い手確保や地域コミュニティの維持を目指す区域として位置づけます。 - 白地地域又は都市計画区域外において都市基盤が整備されたエリアを基本として、災害リスクの高いエリアの状況などを考慮しながら、区域を設定します。

2-2 都市機能の誘導・維持及び公共交通ネットワーク形成の方針

各居住地(ゾーン)における暮らしを支える機能の維持や誘導を図る拠点の位置づけとして、将来都市構造で「中心拠点」、「コミュニティ拠点」の2つの拠点を設定しています。

本計画では、この2つの拠点の範囲を具体化し、「中心拠点エリア(都市機能誘導区域)」、中心拠点エリア内で誘導を図る「誘導施設」、地域で安心して暮らし続けられるための機能の維持を図る「コミュニティ拠点」を設定します。

また、これらの拠点同士(各地域と中心市街地)を結ぶ公共交通ネットワークの維持を図ることで、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通により生活サービス施設等にアクセスできる環境の維持を図ります。

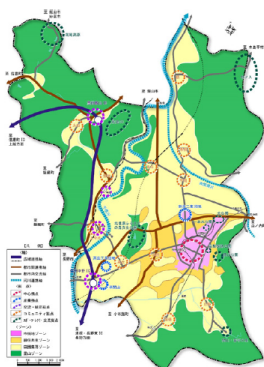
将来都市構造の設定(都市計画マスタープランより)

立地適正化計画での考え方

目指すべき将来の都市の姿を概念的に定める

都市計画マスタープランで定める「拠点」の具体化

《将来都市構造図》



《拠点の位置づけ》

中心拠点
⇒本市及び広域的な社会・経済活動の中心地

拠点同士を軸で結ぶ

コミュニティ拠点
⇒地域コミュニティの中心となる施設周辺

具体化

■ **中心拠点エリア(都市機能誘導区域)**
○ **誘導施設**
[市全体の生活を支える中核的な都市機能の誘導・維持]

拠点同士を公共交通ネットワークで結び、生活に必要な都市機能へアクセスできる環境を維持

具体化

○ **コミュニティ拠点**
⇒ コミュニティの単位である地区ごとに配置
[地域で安心して暮らし続けられるための機能の維持]

1 中核的な都市機能の誘導を図る区域の考え方

区域名称	根拠法	基本的な考え方
中心拠点エリア (都市機能誘導区域)	都市再生 特別措置法	- 市民の暮らしを支える医療・福祉・金融等の中核的な都市機能を誘導・維持し、これらの各種サービスを持続的に提供する区域として位置づけます。 - まちなか居住促進エリア(居住誘導区域)内において、災害リスクの高いエリアの状況などを考慮しながら、区域を設定します。

2 地域の暮らしを支える機能の維持を図る区域の考え方

区域名称	根拠法	基本的な考え方
コミュニティ拠点 (市独自の区域)	法定外	- 地域コミュニティの中心となる公民館や学校などの公共施設周辺において、地域で安心して暮らし続けられるための機能の維持を図る区域として位置づけます。 - 各地域で不足する機能については、公共交通により中心拠点エリア等に立地する施設を利用できるよう、各地域と中心拠点エリアを結ぶ公共交通ネットワークの維持を図ります。

第4章 居住の誘導・維持を図る区域の設定

1 区域の設定方針

「立地適正化計画作成の手引き」（国土交通省）、「都市計画運用指針」（国土交通省）に示される居住誘導区域検討の視点などを参考に、居住の誘導・維持を図る区域の基本となる範囲の抽出条件及び除外する区域の条件を以下のとおり整理しました。

なお、「まちなか居住促進エリア（居住誘導区域）」については、都市再生特別措置法に基づく届出制度に関連して、住宅等の開発行為・建築等行為が区域内外のどちらなのかを明確にする必要があります。したがって、既存の施設立地や土地利用状況等を考慮し、原則として、道路や鉄道等の明確な地形地物又は都市計画（用途地域の区域）の境界を基に、境界線を設定します。

1 居住の誘導を図る区域の設定方針

区域名称	基本となる範囲の抽出条件	除外する区域の条件
まちなか居住促進エリア (居住誘導区域)	①用途地域が指定されるエリア ②公共交通の利便性が高いエリア ・鉄道駅徒歩圏(半径 800m)又はバス停徒歩圏(半径 300m)の範囲※を基本とする ③生活サービス機能の持続的な維持・確保に必要な人口密度水準を有するエリア ・人口集中地区(DID 地区)又は人口密度 40 人/ha 以上を有する範囲を基本とする	①災害リスクの高い区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・浸水想定区域(計画規模降雨)のうち、浸水深 3.0m 以上のエリア ②居住誘導に適さない工業地域(新井工業団地)

2 宅地化の受け皿として適正な土地利用を図る区域の設定方針

区域名称	基本となる範囲の抽出条件	除外する区域の条件
緑住共生エリア (市独自の区域)	①用途地域外延部の都市基盤が整備されたエリア ・公共下水道処理区域	①災害リスクの高い区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・浸水想定区域(計画規模降雨)のうち、浸水深 3.0m 以上のエリア

3 地域コミュニティの維持を図る区域の設定方針

区域名称	基本となる範囲の抽出条件	除外する区域の条件
田園集落エリア (市独自の区域)	①白地地域又は都市計画区域外において都市基盤が整備されたエリア ・下水道処理区域(特環・農集排)	①災害リスクの高い区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・浸水想定区域(計画規模降雨)のうち、浸水深 3.0m 以上のエリア

※徒歩圏の定義：「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）に基づき、「鉄道駅徒歩圏半径 800m」、「バス停徒歩圏半径 300m」を採用

2 区域の設定

2-1 前提条件の整理

前述の設定方針を踏まえて、区域設定の前提条件を整理しました。

(1) 公共交通の利便性が高いエリア

鉄道及びバス停徒歩圏の範囲を以下のとおり整理しました。

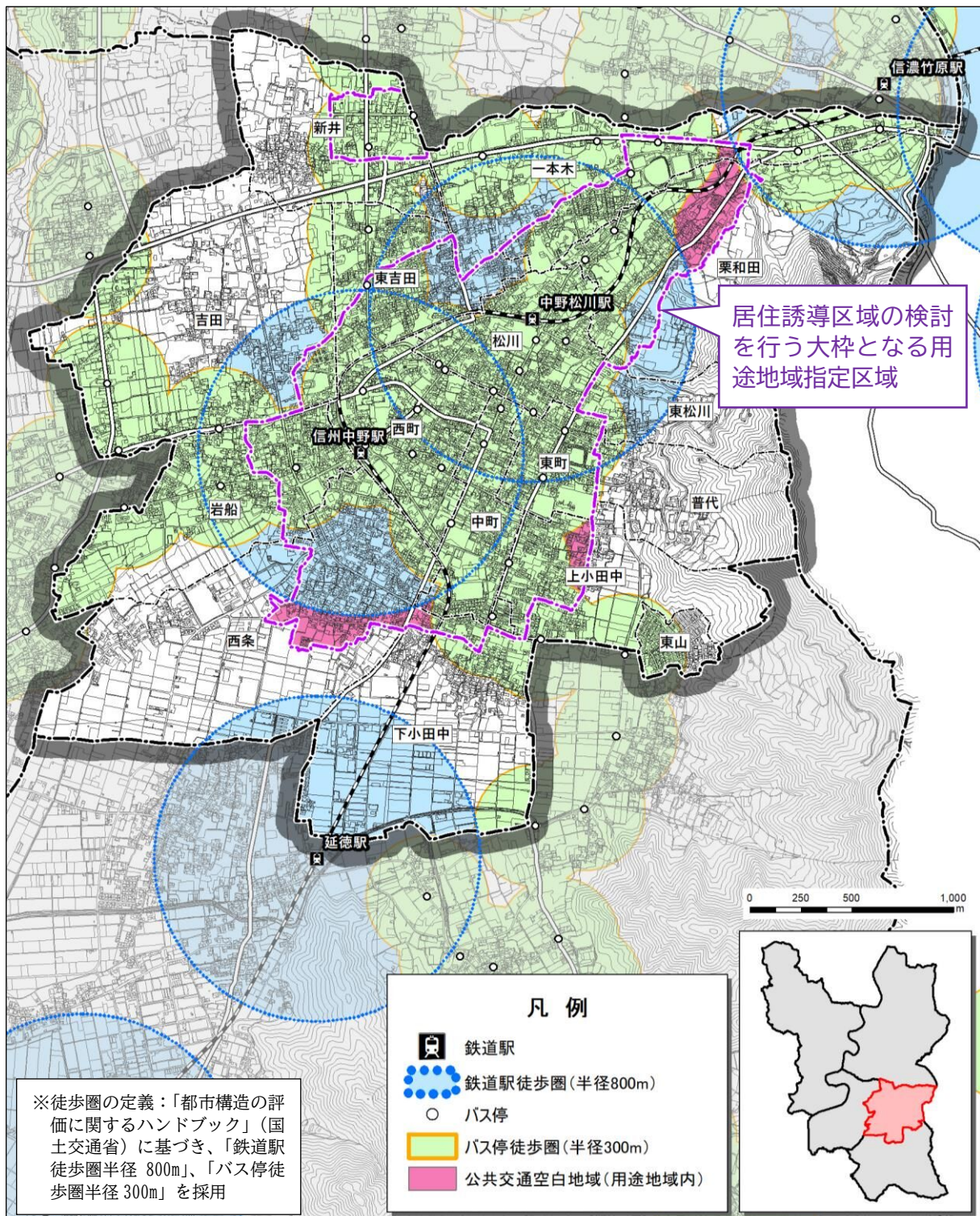


図 公共交通徒歩圏

(2) 生活サービス機能の持続的な維持・確保に必要な人口密度水準を有するエリア

① 令和2年人口集中地区

生活サービス機能の持続的な維持・確保に必要な人口密度水準を有するエリアとして、令和2年人口集中地区の範囲を以下のとおり整理しました。

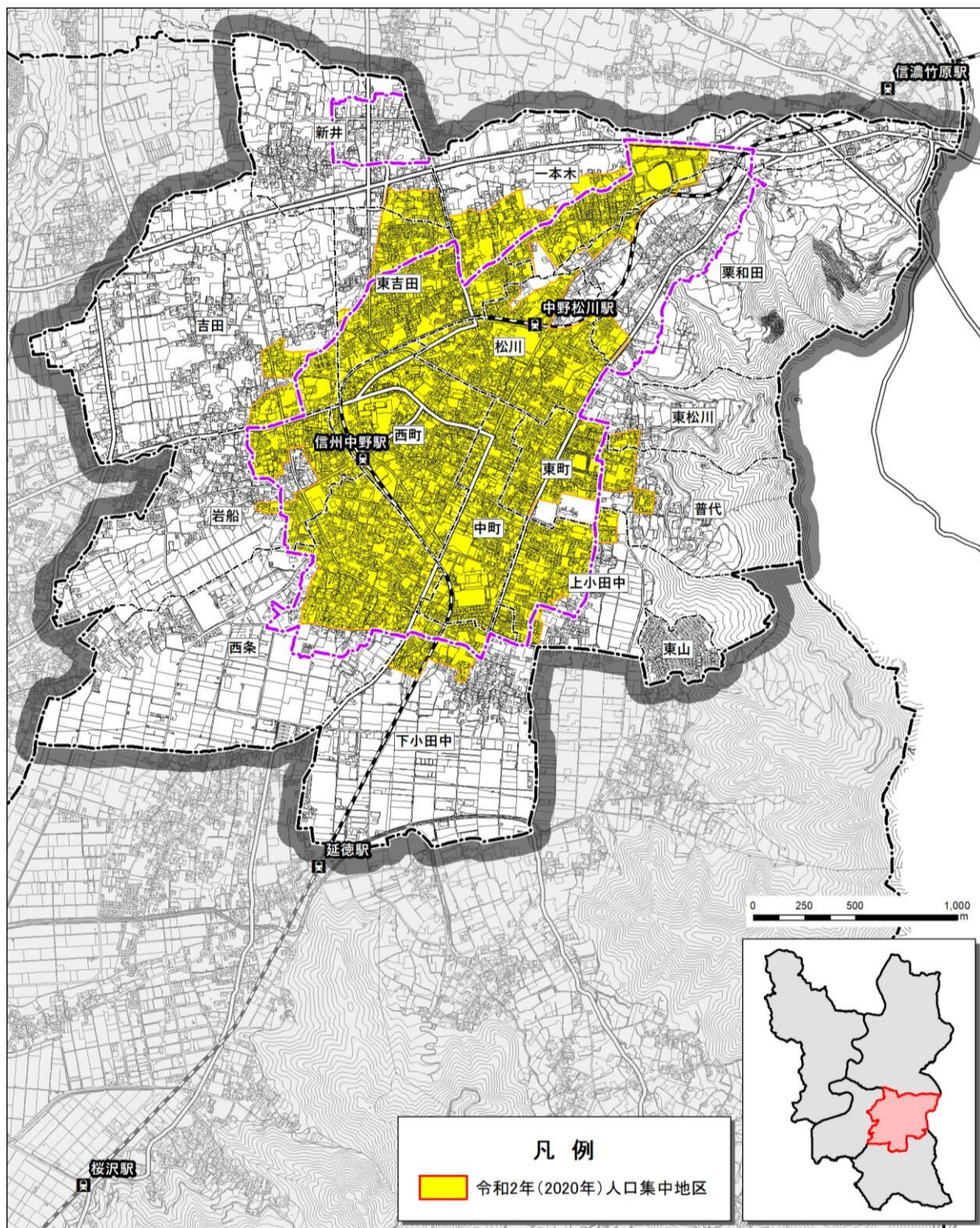


図 令和2年人口集中地区

② 100m メッシュ別人口密度分布図（平成 27 年国勢調査）

生活サービス機能の持続的な維持・確保に必要な人口密度水準を有するエリアとして、平成 27 年国勢調査による 100mメッシュ別人口密度分布を以下のとおり整理しました。

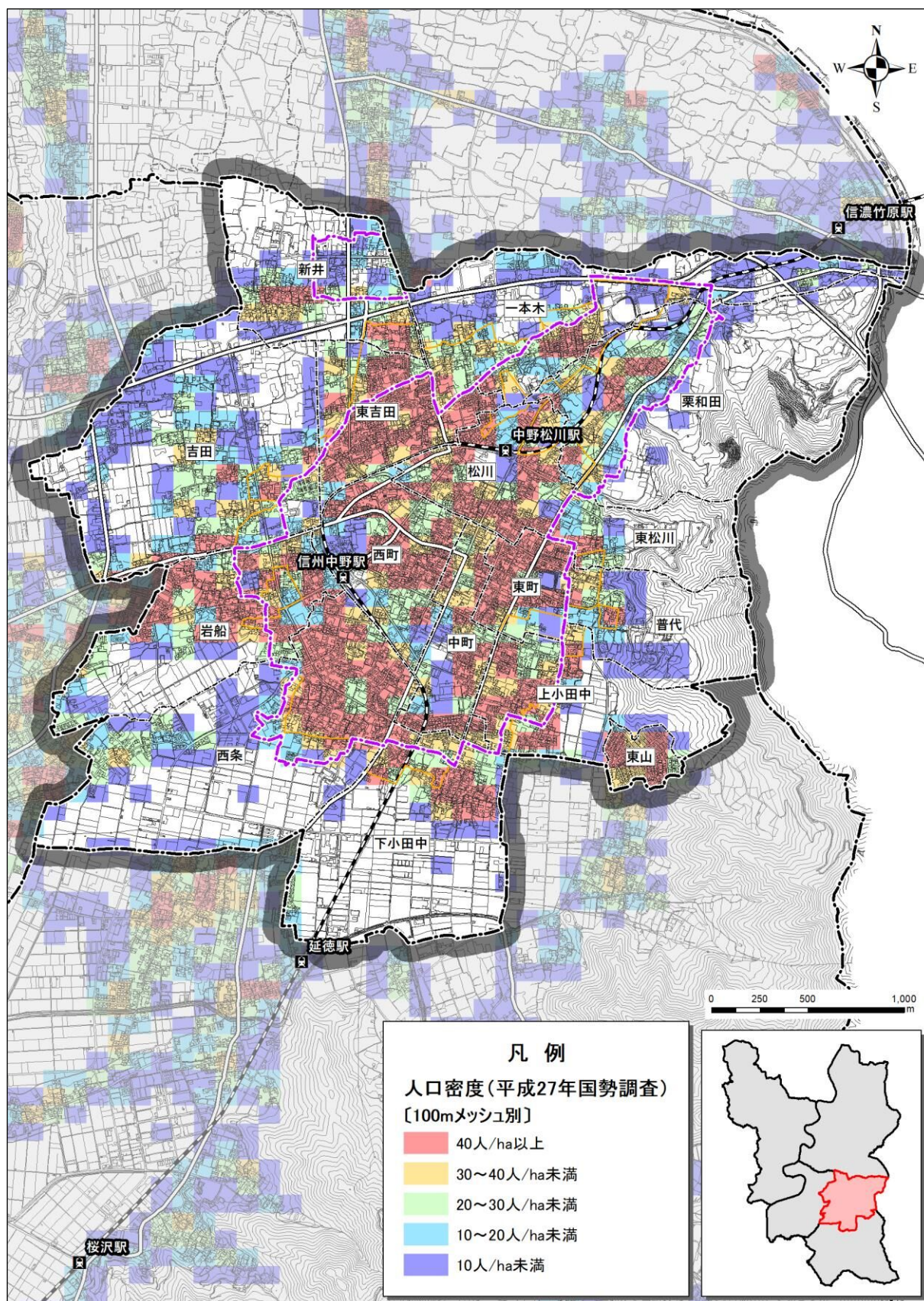


図 参考：100m メッシュ別人口密度分布図（平成 27 年国勢調査）

(3) 都市基盤が整備されたエリア

都市基盤が整備されたエリアとして、公共下水道処理区域及び下水道処理区域(特環・農集排)の状況を以下のとおり整理しました。

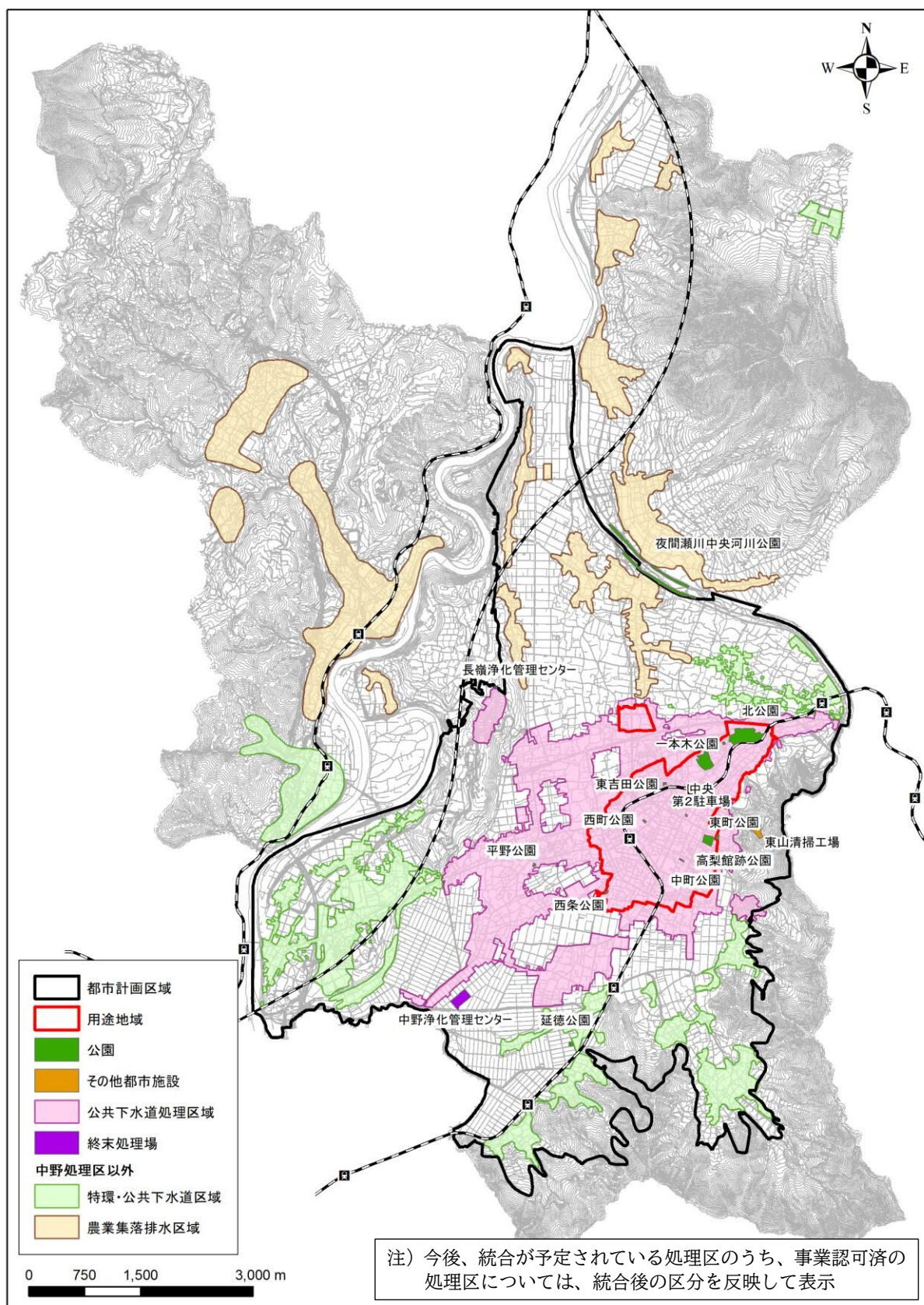


図 (再掲) 下水道処理区域の状況

(4) 浸水リスク（浸水想定区域）の状況

① [篠井川・真引川] L1：計画規模降雨

水防法による篠井川・真引川の「浸水想定区域(L1：計画規模降雨)」の指定状況を以下のとおり整理しました。

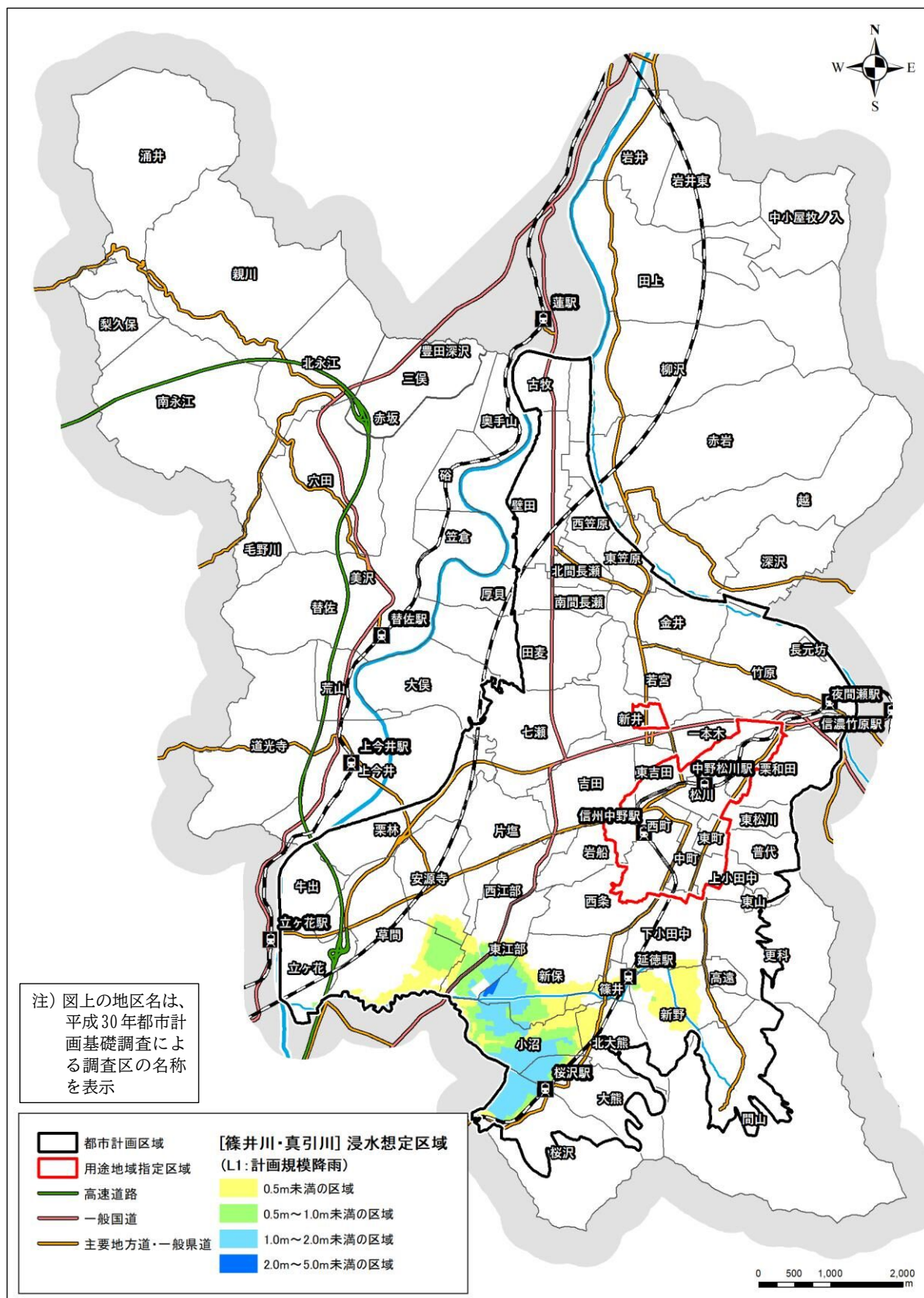


図 (再掲) [篠井川・真引川] 浸水想定区域 (L1：計画規模降雨)

② [千曲川] L1：計画規模降雨

水防法による千曲川の「浸水想定区域（L1：計画規模降雨）」の指定状況を以下のとおり整理しました。

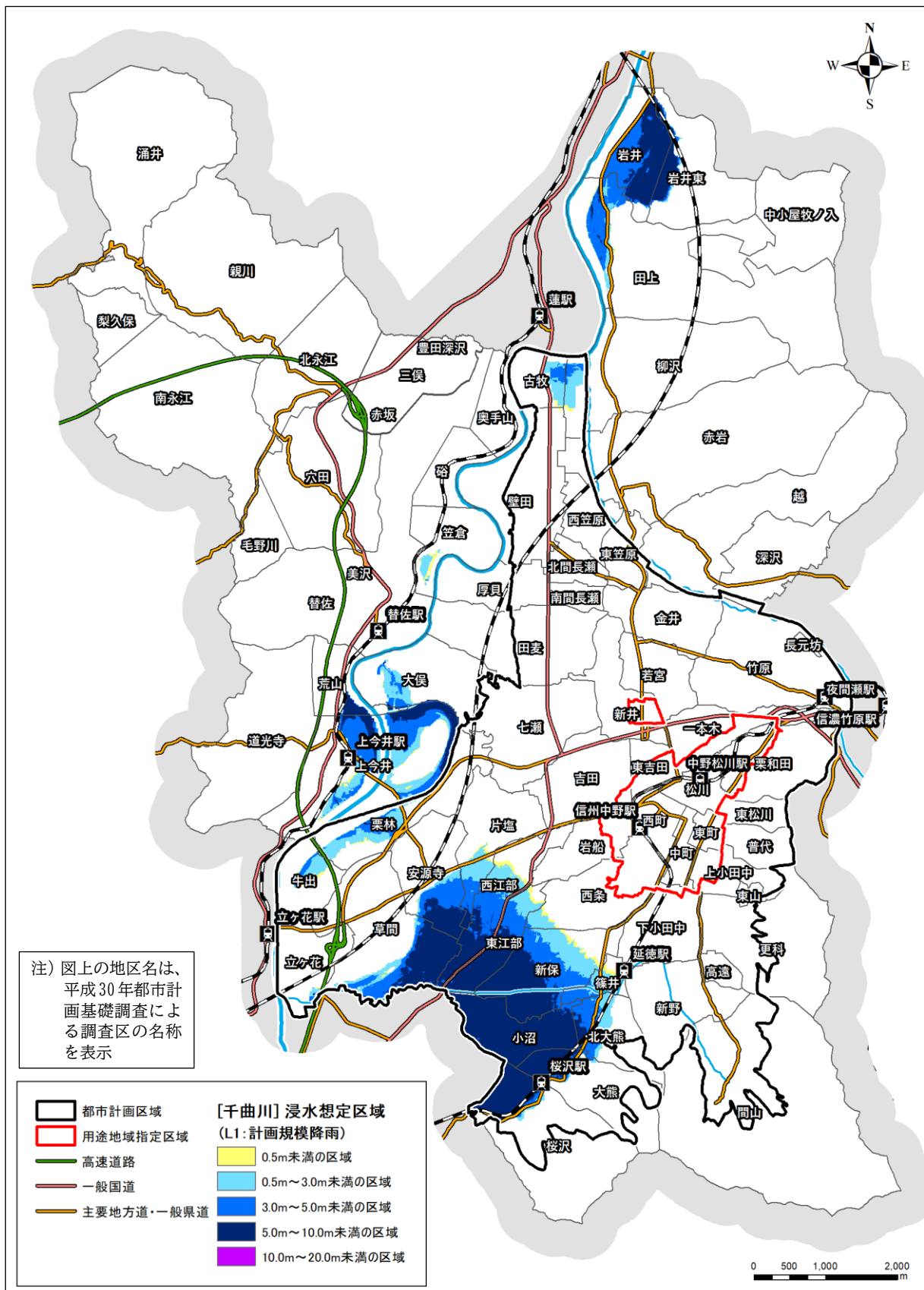


図 (再掲) [千曲川] 浸水想定区域 (L1：計画規模降雨)

③ [千曲川] L2：想定最大規模降雨

水防法による千曲川の「浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）」の指定状況を以下のとおり整理しました。

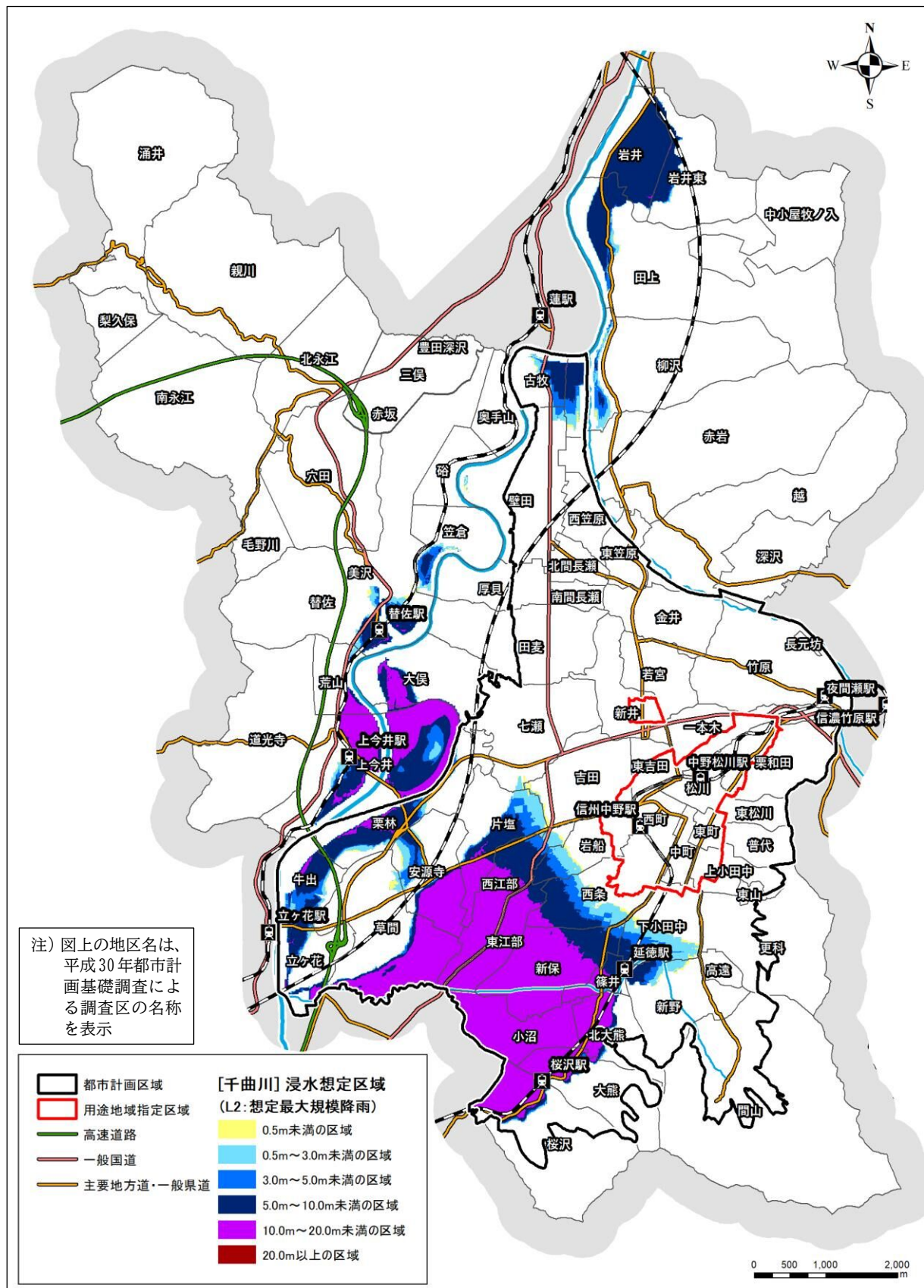


図 (再掲) [千曲川] 浸水想定区域 (L2：想定最大規模降雨)

④ [夜間瀬川] L1：計画規模降雨

水防法による夜間瀬川の「浸水想定区域（L1：計画規模降雨）」の指定状況を以下のとおり整理しました。

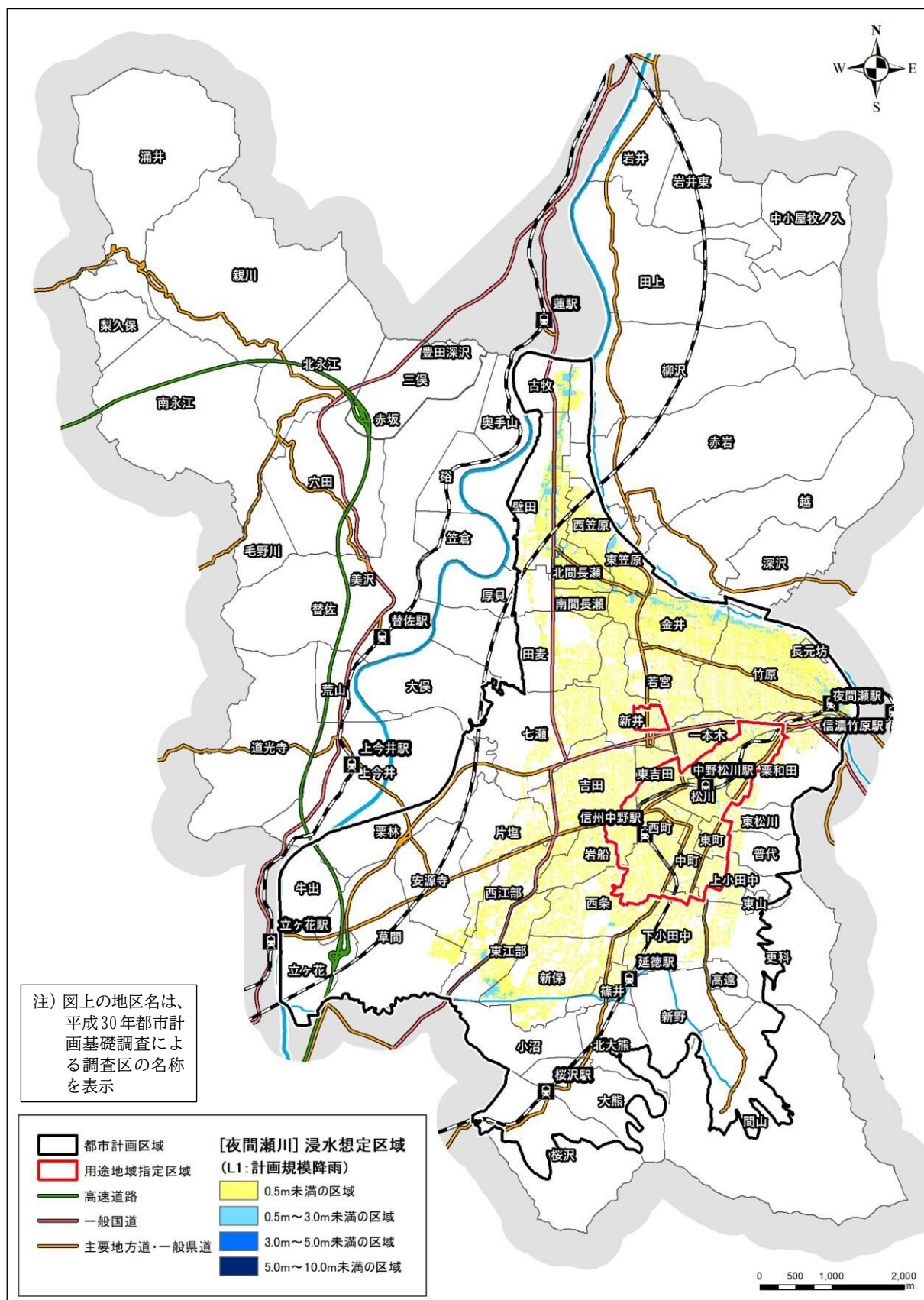


図 (再掲) [夜間瀬川] 浸水想定区域 (L1：計画規模降雨)

⑤ [夜間瀬川] L2：想定最大規模降雨

水防法による夜間瀬川の「浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）」の指定状況を以下のとおり整理しました。

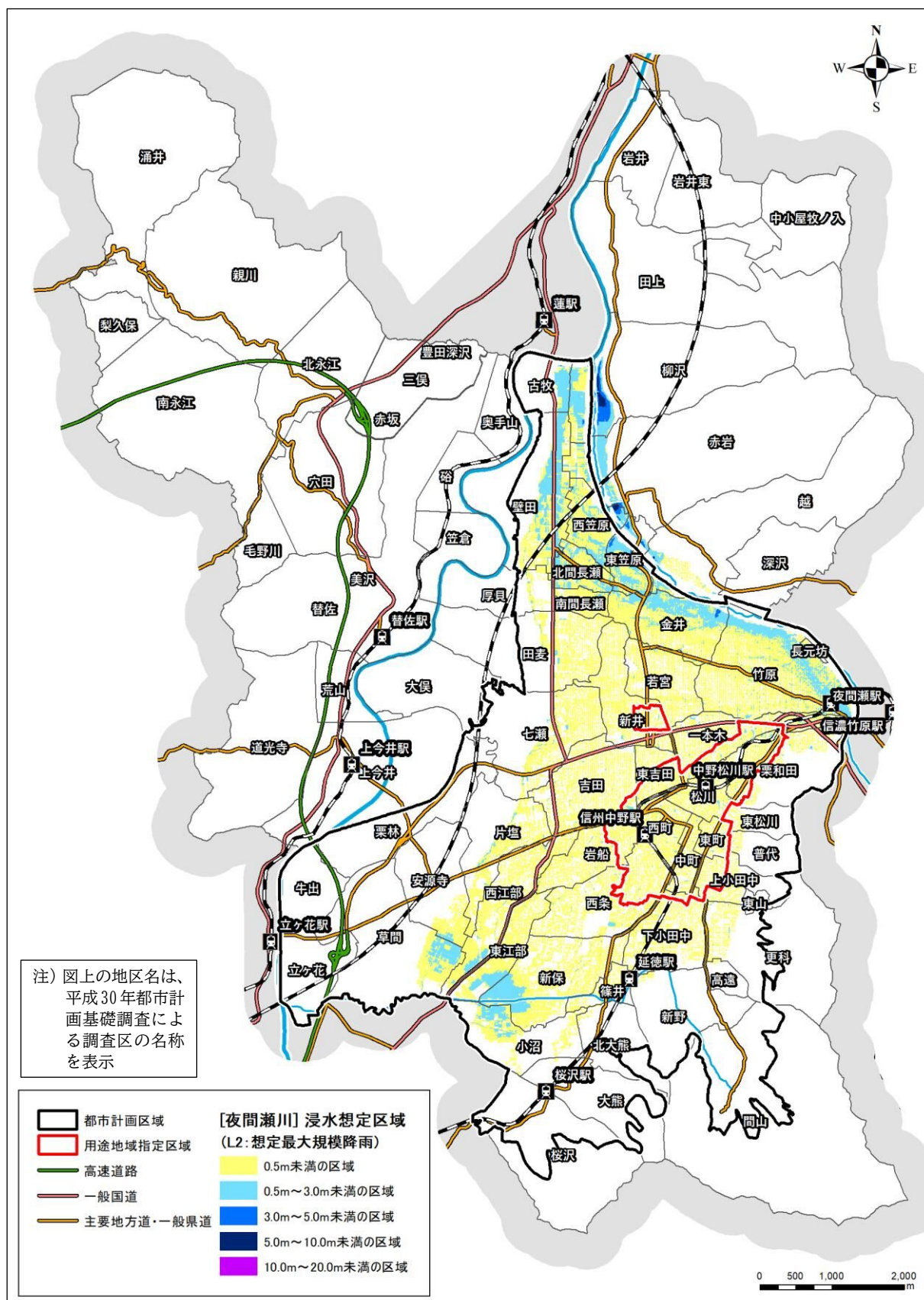


図 (再掲) [夜間瀬川] 浸水想定区域 (L2：想定最大規模降雨)

(5) 土砂災害リスク（土砂災害警戒区域等）の状況

土砂災害防止法による「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」、地すべり防止法による「地すべり防止区域」、急傾斜地法による「急傾斜地崩壊危険区域」の指定状況を以下のとおり整理しました。

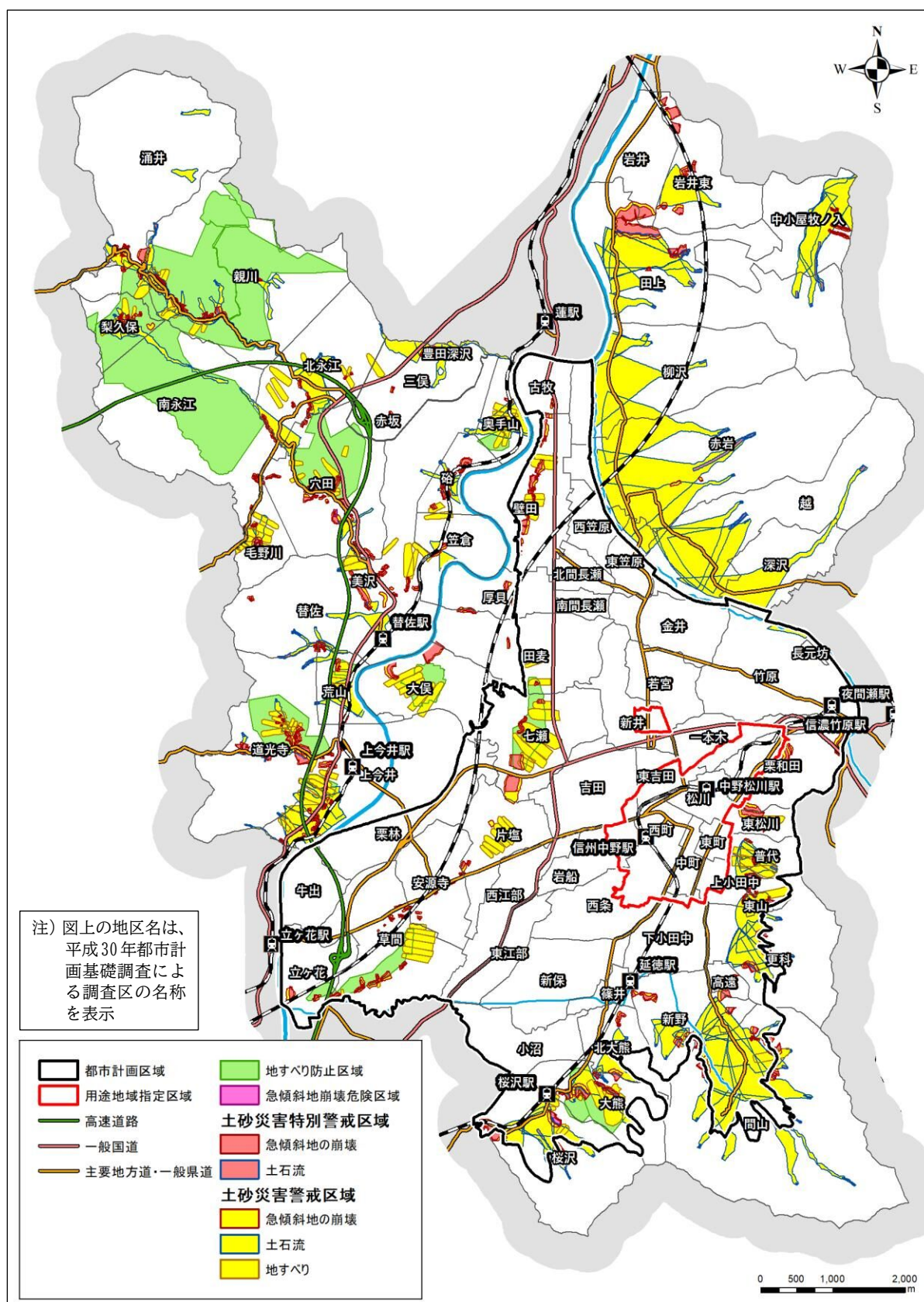


図 (再掲) 土砂災害警戒区域等の指定状況

2-2 居住の誘導・維持を図る区域の設定

前述の整理を踏まえて、まちなか居住促進エリア(居住誘導区域)、緑住共生エリア、田園集落エリアを以下のとおり設定しました。

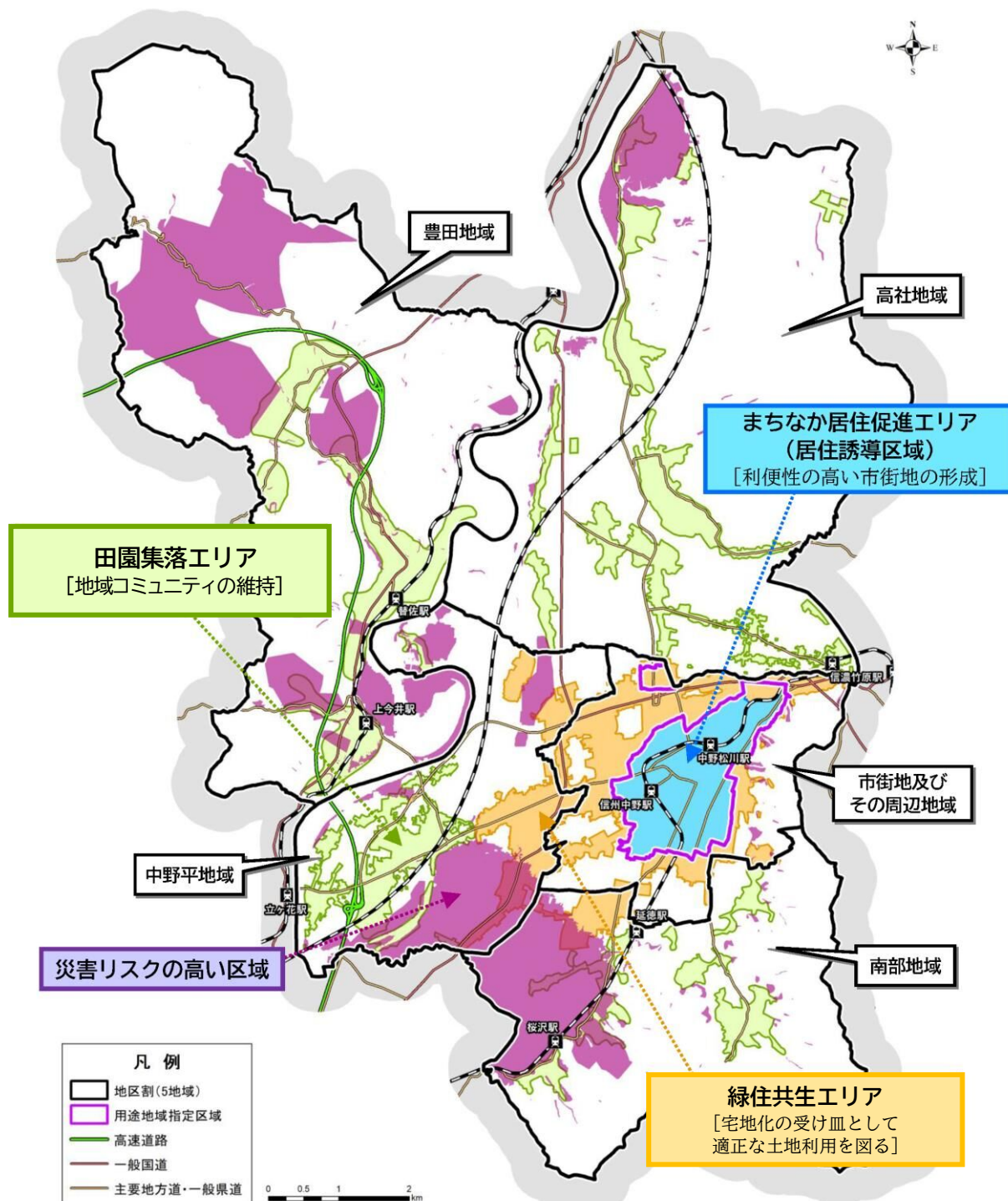


図 居住の誘導・維持を図る区域の設定

表 まちなか居住促進エリア（居住誘導区域）の面積

	面積	用途地域に占める割合
用途地域	340.0 ha	—
まちなか居住促進エリア(居住誘導区域)	316.9 ha	93.2 %

表 まちなか居住促進エリア（居住誘導区域）の人口・人口密度

	国勢調査	社人研推計準拠				
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
人口（人）	12,744	12,205	11,656	11,087	10,484	9,879
人口密度（人/ha）	40.2	38.5	36.8	35.0	33.1	31.2

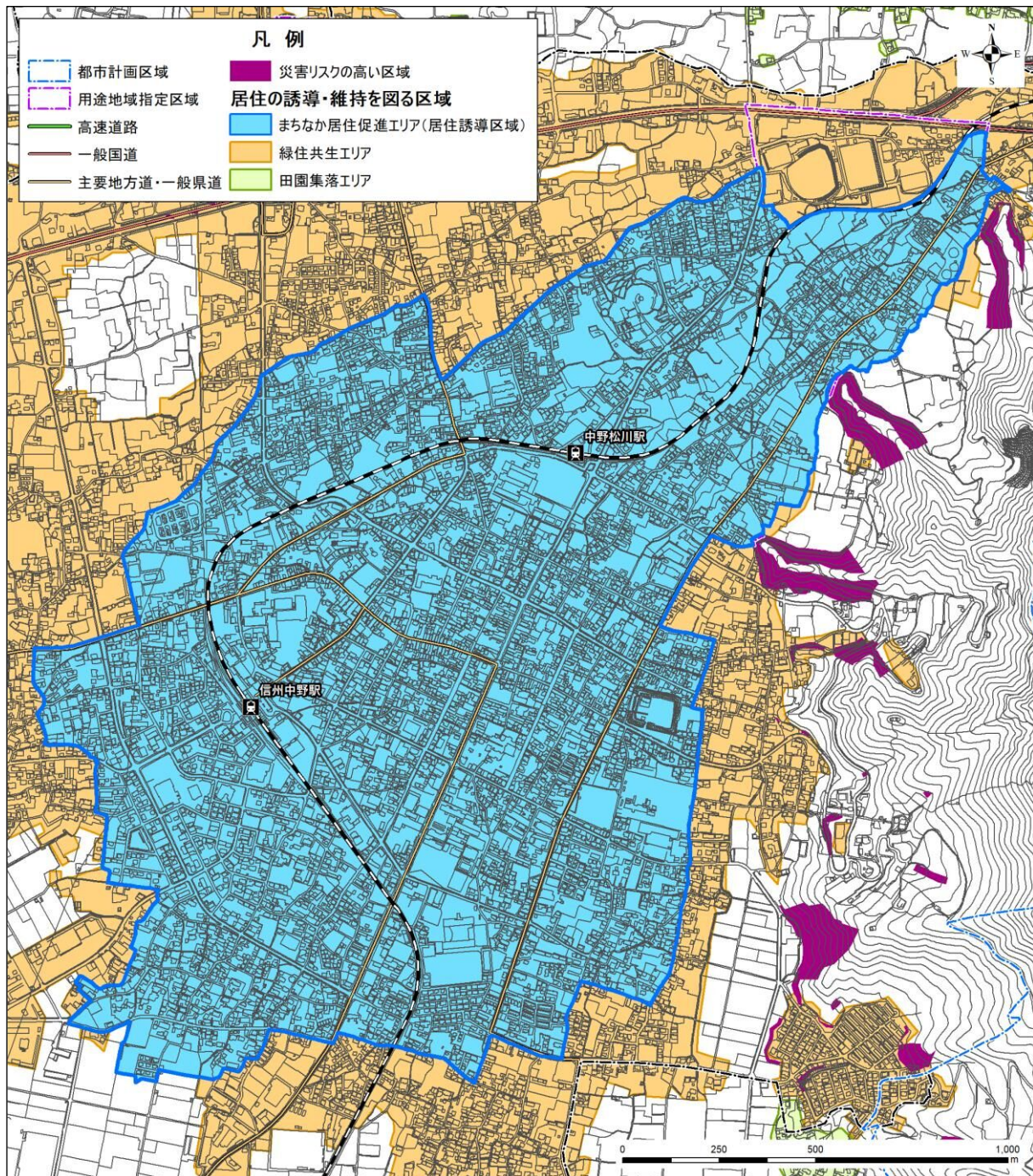


図 まちなか居住促進エリア（居住誘導区域）周辺の拡大図

第5章 都市機能の誘導・維持を図る区域の設定

1 区域の設定方針

「立地適正化計画作成の手引き」（国土交通省）、「都市計画運用指針」（国土交通省）に示される都市機能誘導区域検討の視点などを参考に、都市機能の誘導・維持を図る区域の基本となる範囲の抽出条件及び除外する区域の条件を以下のとおり整理しました。

なお、「中心拠点エリア（都市機能誘導区域）」については、都市再生特別措置法に基づく届出制度に関連して、誘導施設の開発行為・建築等行為が区域内外のどちらなのかを明確にする必要があります。したがって、既存の施設立地や土地利用状況等を考慮し、原則として、道路や鉄道等の明確な地形地物又は都市計画（用途地域の区域）の境界を基に、境界線を設定します。

1 中核的な都市機能の誘導を図る区域の設定方針

区域名称	基本となる範囲の抽出条件	除外する区域の条件
中心拠点エリア (都市機能誘導区域)	①まちなか居住促進エリア(居住誘導区域)に該当する範囲 ②拠点の中心となる鉄道駅等から徒歩などで容易に回遊することが可能な範囲 ・交通結節点となる信州中野駅徒歩圏(半径 800m)の範囲※を基本とする	①災害リスクの高い区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・浸水想定区域(計画規模降雨)のうち、浸水深 3.0m 以上のエリア

※徒歩圏の定義：「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）に基づき、「鉄道駅徒歩圏半径 800m」を採用

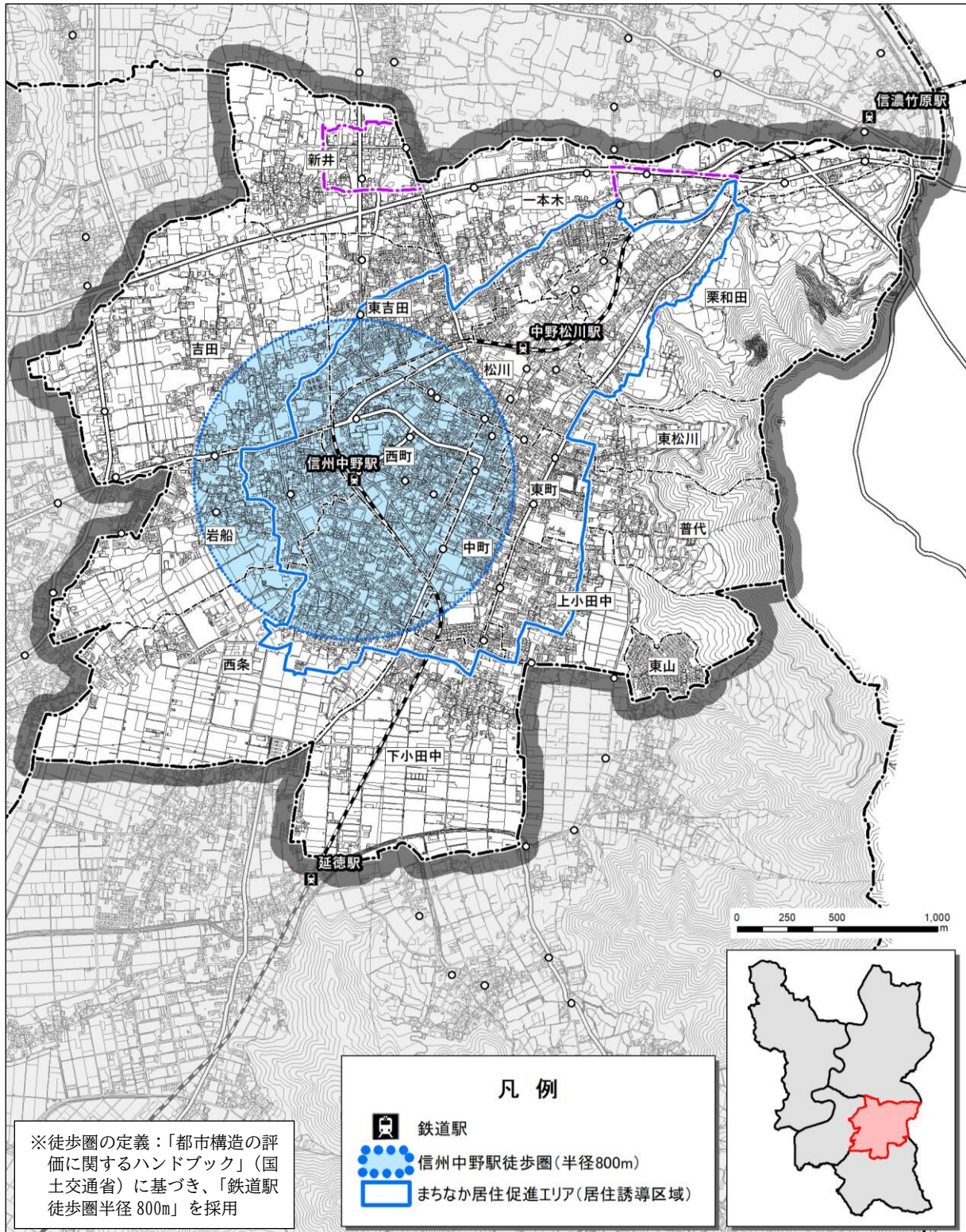
2 地域の暮らしを支える機能の維持を図る区域の考え方

区域名称	基本となる範囲の抽出条件	除外する区域の条件
コミュニティ拠点 (市独自の区域)	①地域コミュニティの中心となる公民館や学校などの施設周辺 ・中野市のコミュニティの単位である地区ごとに配置（中心拠点エリアに該当する中野地区を除く、11 地区単位）	①災害リスクの高い区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・浸水想定区域(計画規模降雨)のうち、浸水深 3.0m 以上のエリア

2 区域の設定

2-1 前提条件の整理

前述の設定方針を踏まえて、交通結節点となる信州中野駅徒歩圏の範囲を以下のとおり整理しました。（災害リスクの状況については、P.69～74 を参照）



2-2 都市機能の誘導・維持を図る区域の設定

前述の整理を踏まえて、中心拠点エリア(都市機能誘導区域)、コミュニティ拠点を以下のとおり設定します。

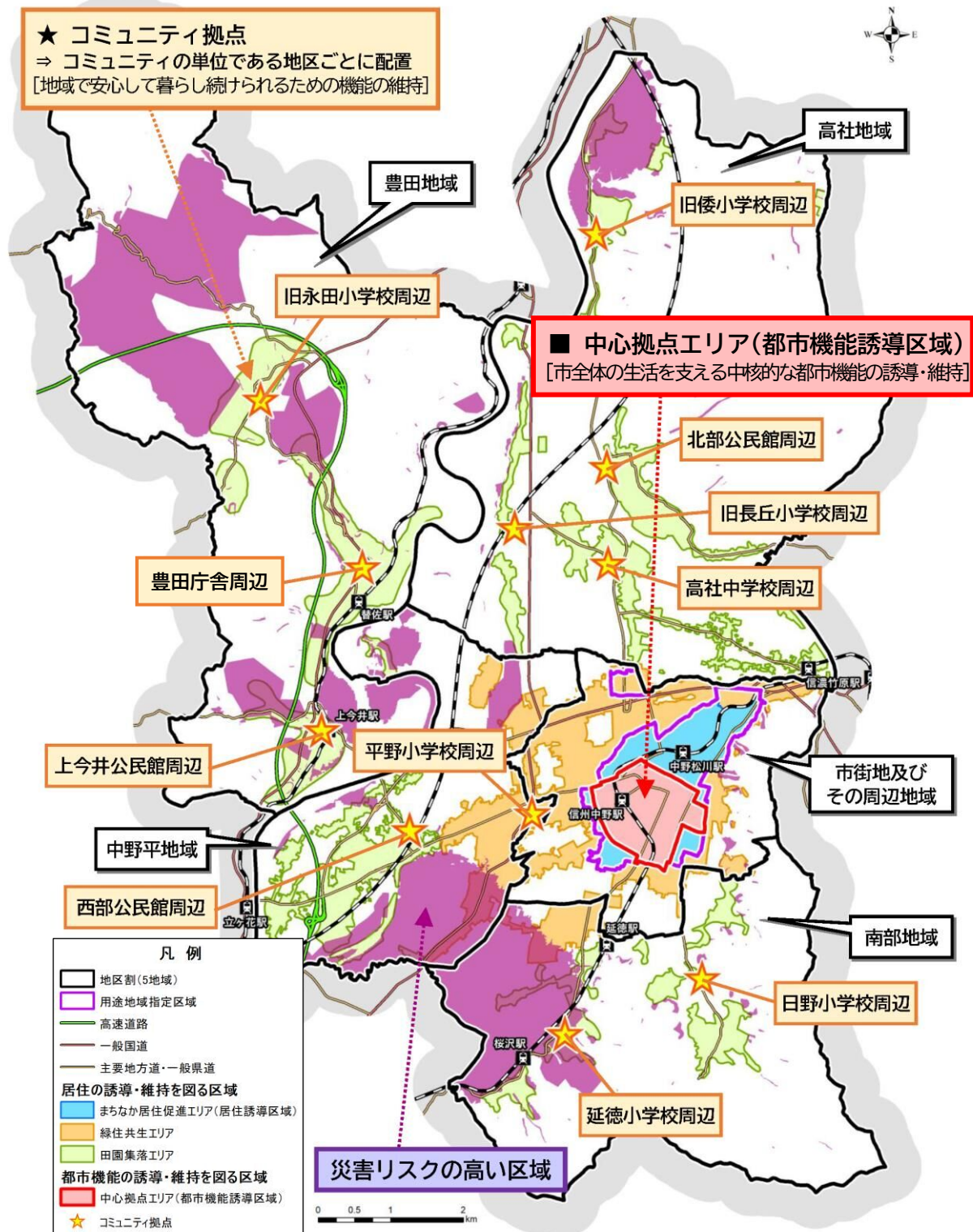


図 都市機能の誘導・維持を図る区域の設定

表 中心拠点エリア（都市機能誘導区域）の面積

用途地域	面積	用途地域に占める割合
中心拠点エリア(都市機能誘導区域)	143.7 ha	42.3 %

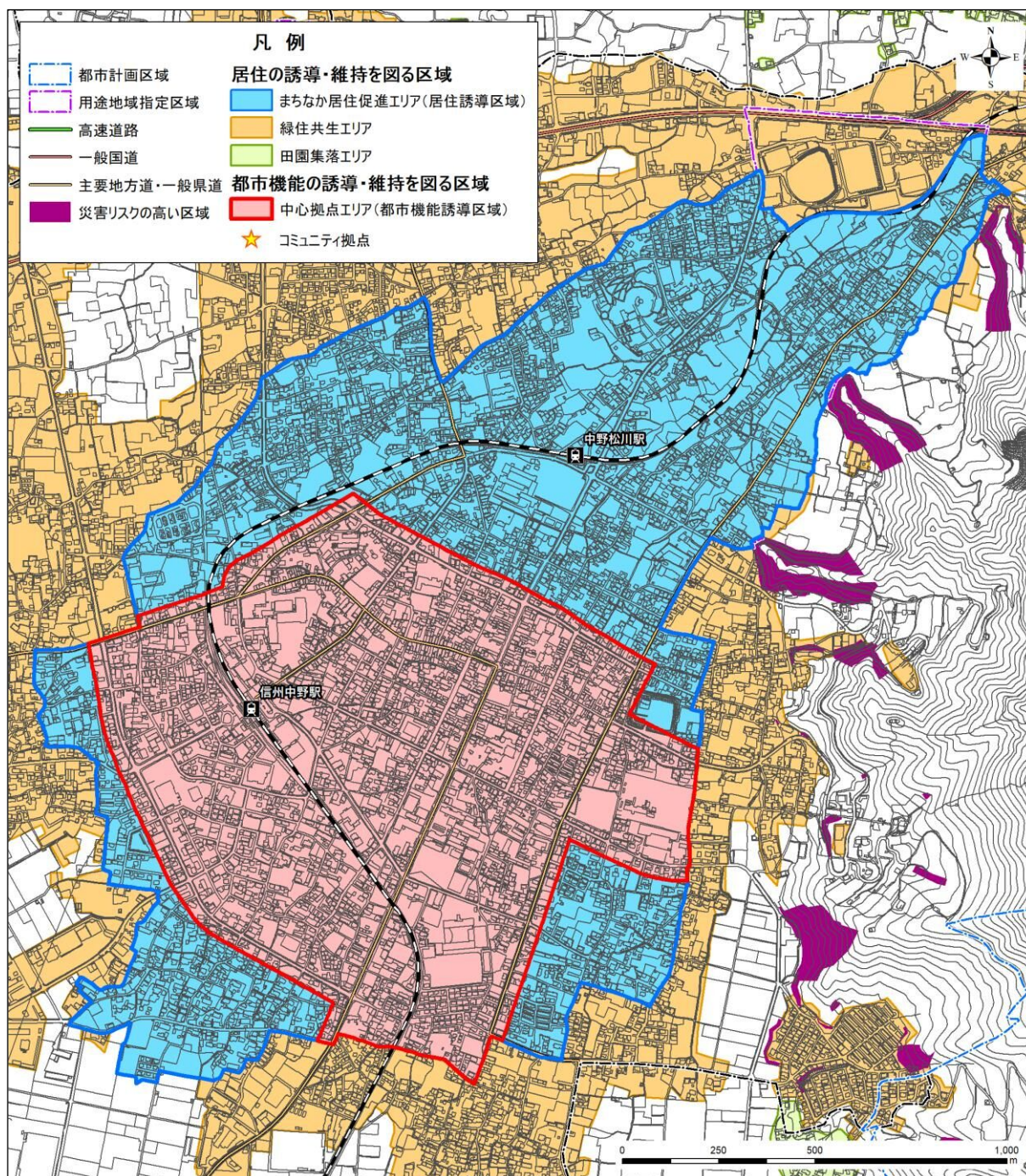


図 中心拠点エリア（都市機能誘導区域）周辺の拡大図

第6章 誘導施設

1 誘導施設の基本的な考え方

立地適正化計画で定める「都市機能増進施設」（以下、「誘導施設」という。）は、都市機能誘導区域内において誘導・維持すべき都市機能施設を位置づけるものです。都市再生特別措置法では、「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」と定義されています。

また、都市計画運用指針(国土交通省)では、誘導施設として設定することが想定される施設の例として、居住者の共同の福祉や利便の向上を図る観点から、以下のような施設が示されています。

■ 誘導施設として設定することが想定される施設

- 病院・診療所等の医療施設、介護保険サービス事業所等の社会福祉施設、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、その他の高齢化関係、福祉施設
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の児童関係福祉施設、小学校等の教育施設
- 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所等の行政施設

出典：国土交通省「都市計画運用指針(令和4年4月1日一部改正)」

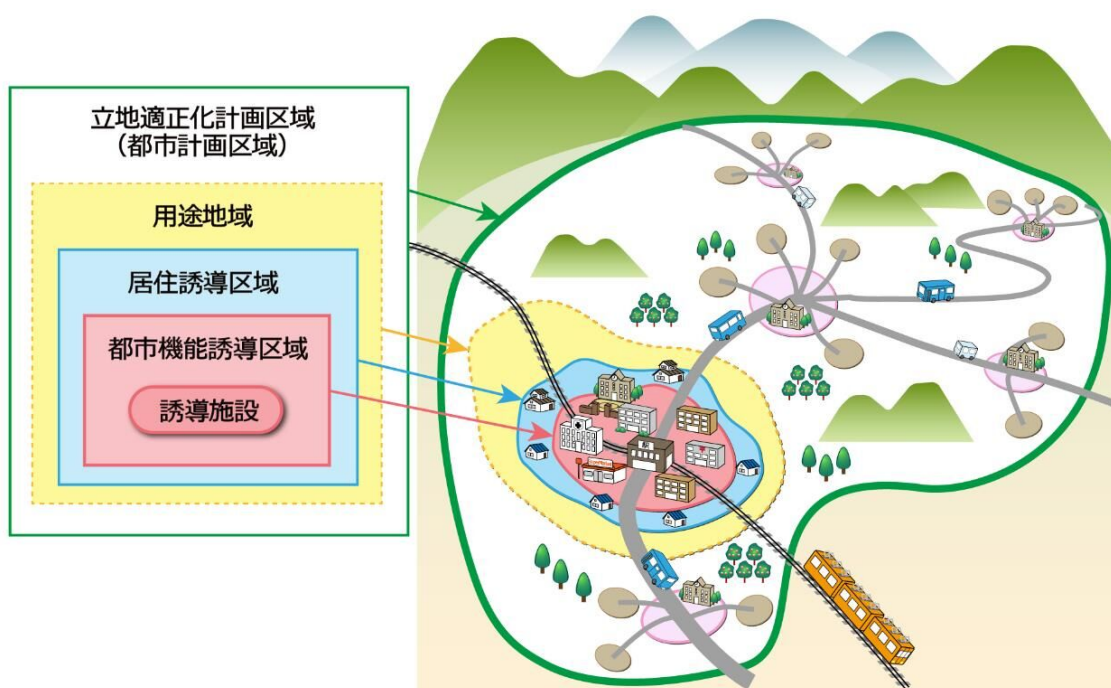


図 誘導施設の設定イメージ

2 誘導施設の設定方針

本市における誘導施設は、市民の暮らしを支える便利で魅力ある中心拠点エリア（都市機能誘導区域）の形成を図るため、当該エリアにおいて誘導・維持を図るべき施設を検討します。

なお、各地区の人口分布や地域特性に応じて、適正に配置することが望ましい施設については、都市計画マスタープランや関連計画の整備方針に基づき、各地区における維持に努めるものとします。（都市機能誘導区域外に立地している施設全てを誘導区域内へ集約するものではありません）

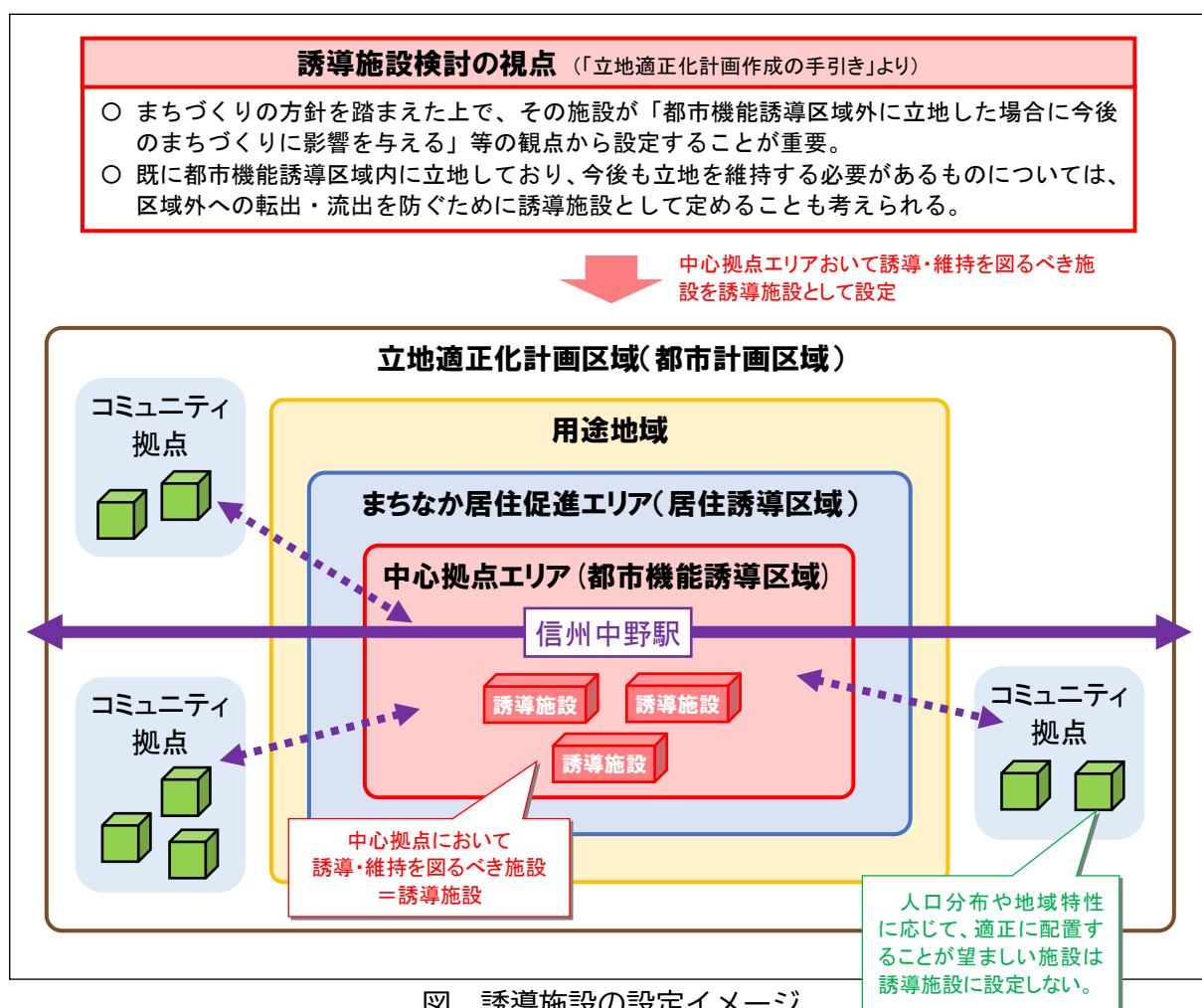


図 誘導施設の設定イメージ

3 誘導施設の設定

3-1 誘導施設の候補となる都市機能施設の整理

「立地適正化計画作成の手引き」（国土交通省）に示される都市機能毎の施設例及び、市内の施設立地状況を踏まえ、誘導施設候補となる都市機能施設を以下のとおり整理しました。

なお、市民以外の者の宿泊のみに特化したホテル等の宿泊施設や市民の共同の福祉や利便に寄与しないオフィス等の施設は、誘導施設の対象とならないため、検討の対象外としました。

表 都市機能毎に必要とする役割と該当する都市機能施設一覧

都市機能	必要とする役割	都市機能施設
行政機能	■ 中枢的な行政機能 ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能	■ 市役所 ■ 庁舎・公民館
医療機能	■ 総合的な医療サービスや日常的な診療を受けることができる機能	■ 病院 ■ 診療所
商業機能	■ 日々の生活に必要な日用品、生鮮品等の買い回りができる機能	■ スーパーマーケット ■ ドラッグストア ■ コンビニエンスストア
金融機能	■ 決済や融資などの有人窓口による金融サービスを提供する機能 ■ 引出・預入ができる機能	■ 銀行 ■ 郵便局 ■ 農業協同組合、信用金庫、信用組合、労働金庫 ■ コンビニエンスストア
社会福祉機能	■ 福祉の拠点となる機能 ■ 日常の介護や看護のサービスを受けることができる機能	■ 社会福祉施設（通所・入所） ※社会福祉施設のうち、「保育所（保育園）」は子育て支援機能に位置づけ
子育て支援機能	● 子育て世代が必要な預かり等のサービスを受けることができる機能	■ 子育て支援センター ■ 保育園 ■ 幼稚園（認定こども園） ■ 児童センター
教育・文化機能	● 教育文化サービスの拠点となる機能 ● 地域の教育文化やレクリエーション活動を支える機能	■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 図書館 ■ 博物館 ■ 市民会館

3-2 都市機能施設の立地状況

都市機能施設の立地状況を以下のとおり整理しました。

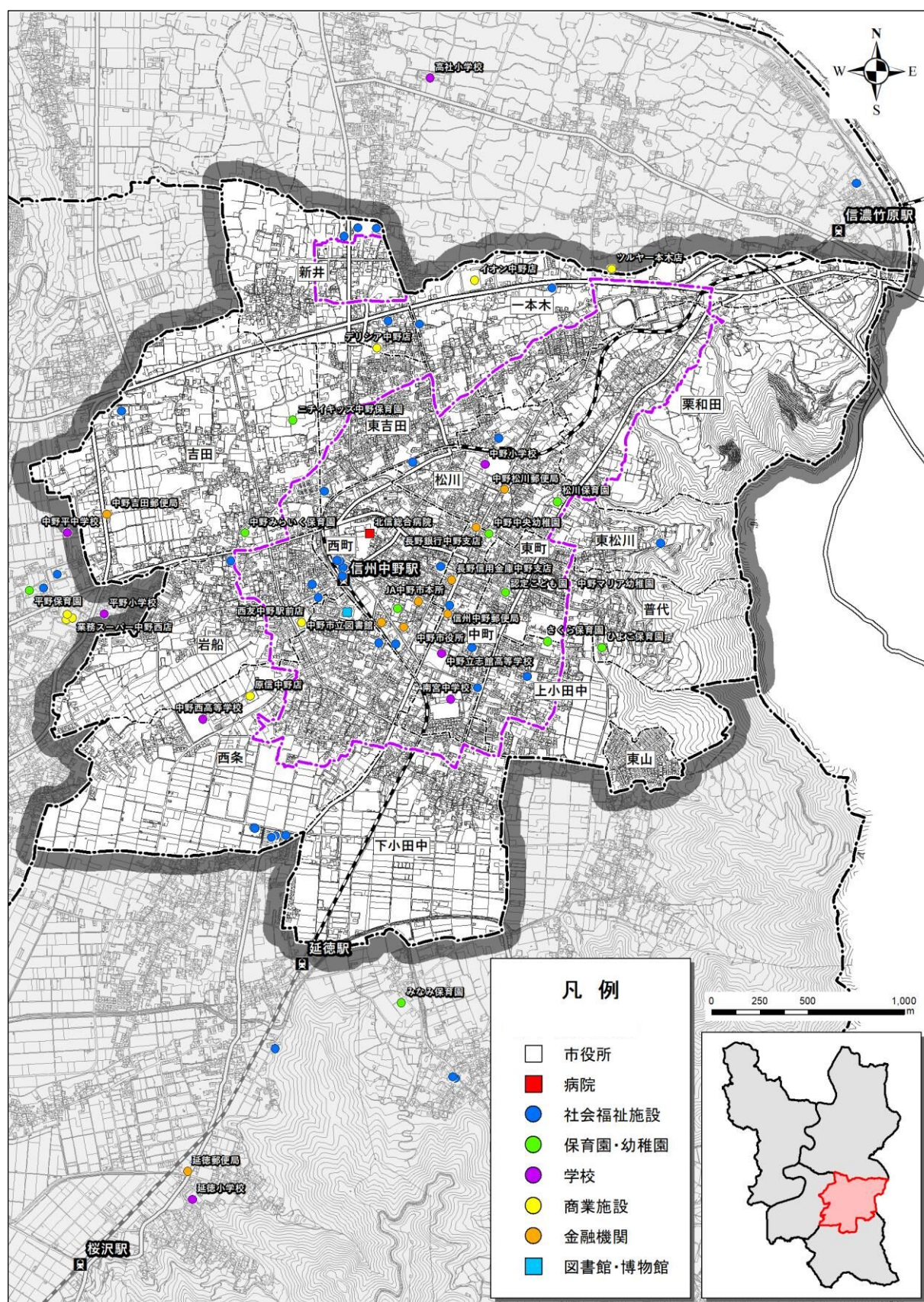


図 都市機能施設の立地状況

3-3 施設立地に対する住民意向（アンケート調査より）

（1）中心市街地で維持・充実すべき施設

「中心市街地で維持・充実すべき施設」に関する設問の回答割合をみると、「総合的な医療サービスを受けることができる病院(64.7%)」、「生鮮食品や日用生活品が揃う商業施設(60.1%)」の割合が高くなっており、市民生活を支える基幹的な機能の適正な配置が求められています。

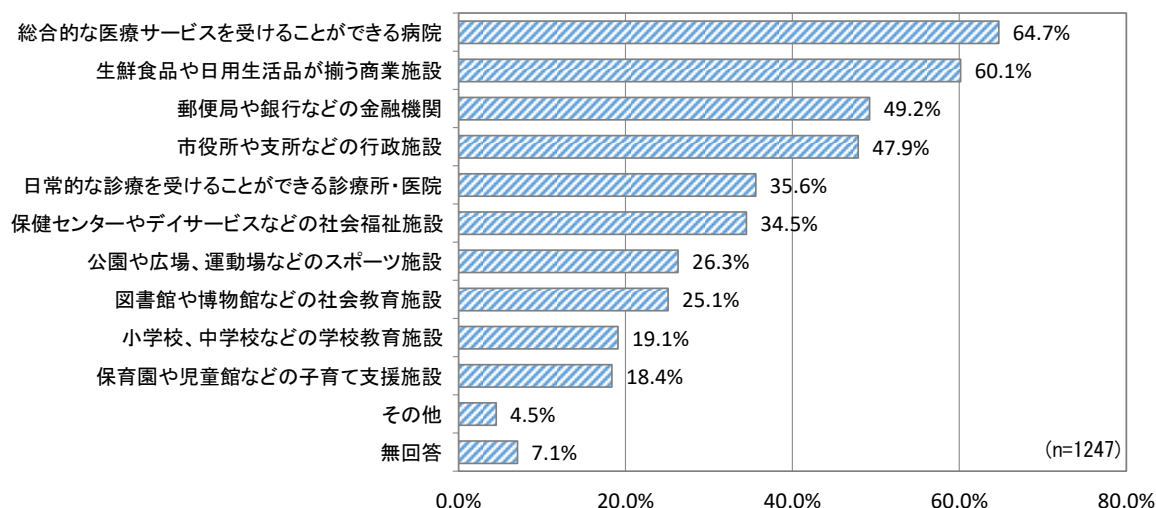


図 （再掲）中心市街地で維持・充実すべき施設〔複数回答〕

（2）国道 292 号沿道及びその周辺地域で維持・充実すべき施設

「国道 292 号沿道及びその周辺地域で維持・充実すべき施設」に関する設問の回答割合をみると、「生鮮食品や日用生活品が揃う商業施設(71.8%)」の割合が最も高く、次いで、「公園や広場、運動場などのスポーツ施設(42.3%)」、「郵便局や銀行などの金融機関(40.3%)」の割合が高くなっており、自家用車での利便性が高い施設の立地が求められています。

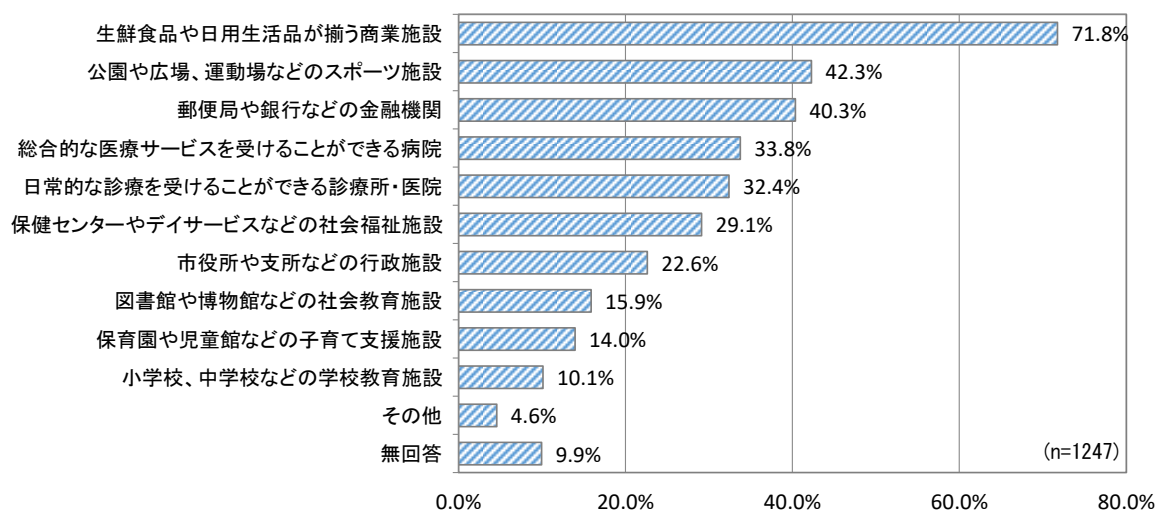


図 （再掲）国道 292 号沿道及びその周辺地域で維持・充実すべき施設〔複数回答〕

3-4 誘導施設の設定

(1) 施設配置の考え方

前段で整理した都市機能施設については、各施設の役割に応じて、中心拠点において維持・集積を図ることが望ましい施設と、各地区の人口分布や地域特性に応じて適正に配置することが望ましい施設があります。

誘導施設の検討に先立ち、以下に示す施設の配置区分に基づいて、各都市機能施設の誘導方針を整理します。

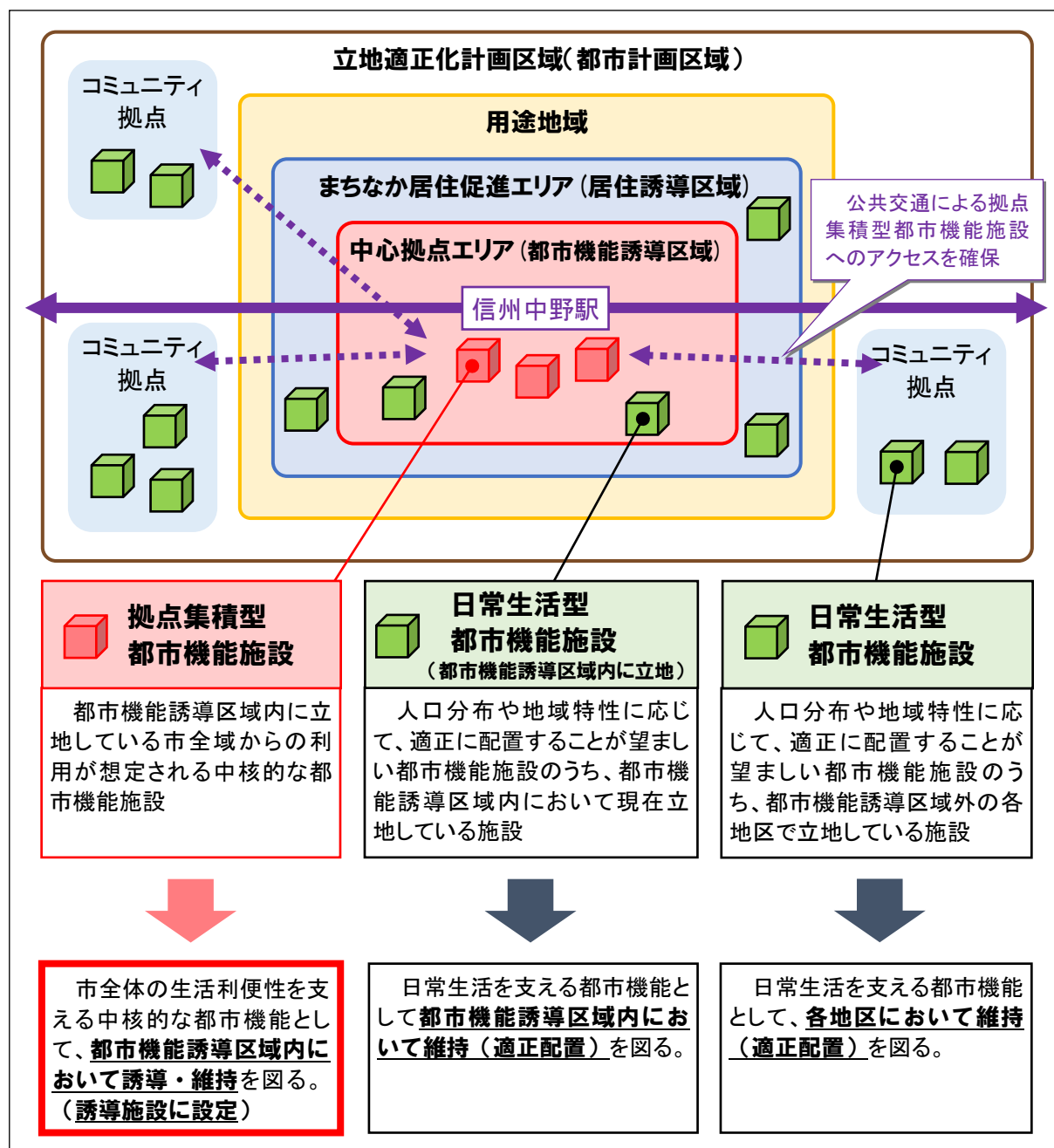


図 施設の配置区分と誘導方針

(2) 施設配置方針（誘導施設の設定）

都市機能施設について、それぞれの特性や求められる役割、施設の立地状況、施設立地に対する住民意向等を踏まえ、施設の配置方針(誘導方針)を以下のとおり設定しました。

区域名称	施設配置方針（誘導方針）
中心拠点エリア (都市機能誘導区域)	● 上位・関連計画の整備方針と整合・調整を図りながら、中心拠点エリア(都市機能誘導区域)において、「拠点集積型都市機能施設(市全体の生活利便性を支える中核的な都市機能)」の誘導・維持を図ります。
コミュニティ拠点	● 上位・関連計画の整備方針と整合・調整を図りながら、各地域のコミュニティ拠点において、現在立地している「日常生活型都市機能施設(日常生活を支える都市機能)」の維持に努めます。 ● また、各地域で不足する機能については、公共交通により中心拠点エリア等に立地する施設を利用できるよう、各地域と中心拠点エリアを結ぶ公共交通ネットワークの維持を図ります。 ⇒ 都市機能誘導区域外に立地している施設全てを誘導区域内に集約するものではありません。

表 施設別の配置方針（誘導施設の設定）

都市機能	都市機能施設	まちなか居住促進エリア （居住誘導区域）		緑住共生エリア 田園集落エリア
		中心拠点エリア（都市機能誘導区域）		コミュニティ拠点
		拠点集積型 都市機能施設 （誘導施設）	日常生活型 都市機能施設	日常生活型 都市機能施設
行政機能	市役所	○	—	—
	庁舎・公民館	—	—	○
医療機能	病院	○	—	—
	診療所	—	○	○
商業機能	スーパーマーケット （店舗面積 1,000 m ² 以上）	—	○	○
	スーパーマーケット （店舗面積 1,000 m ² 未満）	—	○	○
	ドラッグストア	—	○	○
	コンビニエンスストア	—	○	○
金融機能	銀行	○	—	—
	郵便局	—	○	○
	農業協同組合、信用金庫、 信用組合、労働金庫	○	—	—
	コンビニエンスストア	—	○	○
社会福祉 機能	社会福祉施設（通所・入所）	—	○	○
子育て支 援機能	子育て支援センター	—	○	○
	保育園	—	○	○
	幼稚園（認定こども園）	—	○	○
	児童センター	—	○	○
教育・文 化機能	小学校	—	○	○
	中学校	—	○	○
	高等学校	○	—	—
	図書館（本館）	○	—	—
	図書館（分館）	—	—	○
	博物館	—	—	○
	市民会館	○	—	—



中心拠点エリア（都市機能誘導区域）内
で拠点集積型施設（中核的な都市機能）
の誘導・維持を図る



各地域で現在立地する日常生
活型都市機能施設（日常生活を
支える機能）の維持に努める

第7章 防災指針

1 防災指針の基本的な考え方

(1) 防災指針とは

防災指針は、「居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針」であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものとなります。(＝立地適正化計画の必須記載事項)

(2) 基本的な考え方と検討の進め方

様々な災害のうち、洪水、雨水出水による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることも想定されます。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界もあります。このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を設定します。

なお、防災指針については、以下の3つのステップに従って、検討を行います。

ステップ1 災害リスク分析及び防災上の課題整理

- 「ハザード情報(洪水、土砂災害等)」と「都市の情報(人口分布、避難施設等)」を重ね合わせ、どこにどのような防災上の課題が存在するのかについて地図上で可視化(見える化)して整理します。

ステップ2 各課題に対応する取組方針(災害リスクの回避、低減)の検討

- ステップ1で整理した課題を踏まえて、各課題に対応する取組方針を検討します。

取組方針の視点	取組の考え方
①災害リスクの回避の対策 (ハード、ソフト対策)	災害時に被害が発生しないようにする(回避する)ための取組 【例】開発規制、移転促進等
②災害リスクの低減の対策 (ハード、ソフト対策)	災害時に被害を低減するための取組 【例】建物の構造規制、避難路の整備、地区防災計画の作成等

ステップ3 具体的な施策、施策の実施時期、定量的な目標値の検討

- ステップ2で定めた取組方針に基づき、災害リスクの回避、低減に必要な具体的な施策を検討します。
- また、防災・減災対策の進捗状況を市民等に分かりやすく示すため、施策の実施時期の目標と達成すべき目標値を検討します。

2 災害リスク分析及び防災上の課題整理

(1) 市街地及びその周辺地域

① 浸水リスク

市街地及びその周辺地域における浸水リスクの状況と都市情報の重ね合わせを行い、防災上の課題を整理しました。

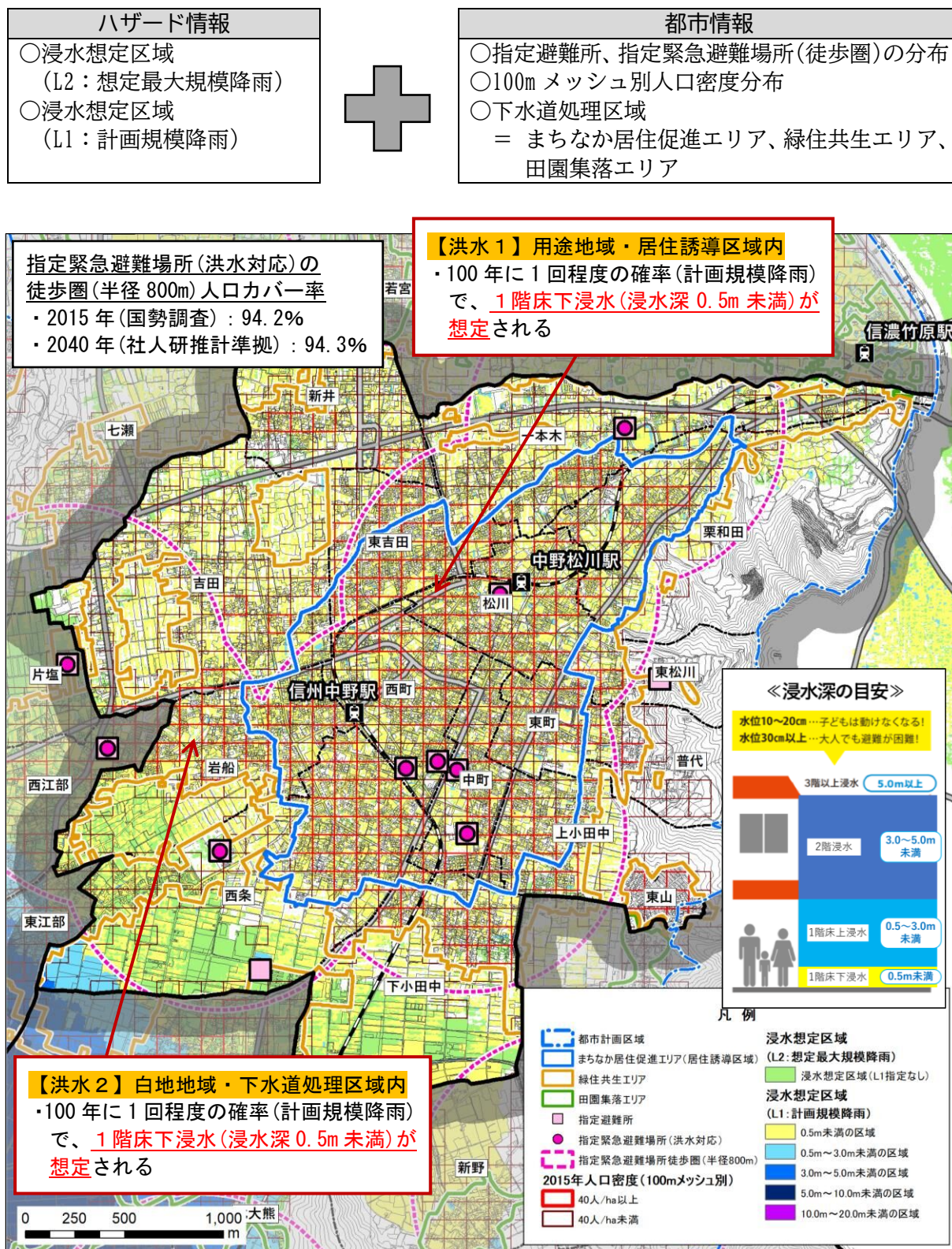


図 【浸水リスク】市街地及びその周辺地域における防災上の課題

② 土砂災害リスク

市街地及びその周辺地域における土砂災害リスクの状況と都市情報の重ね合わせを行い、防災上の課題を整理しました。

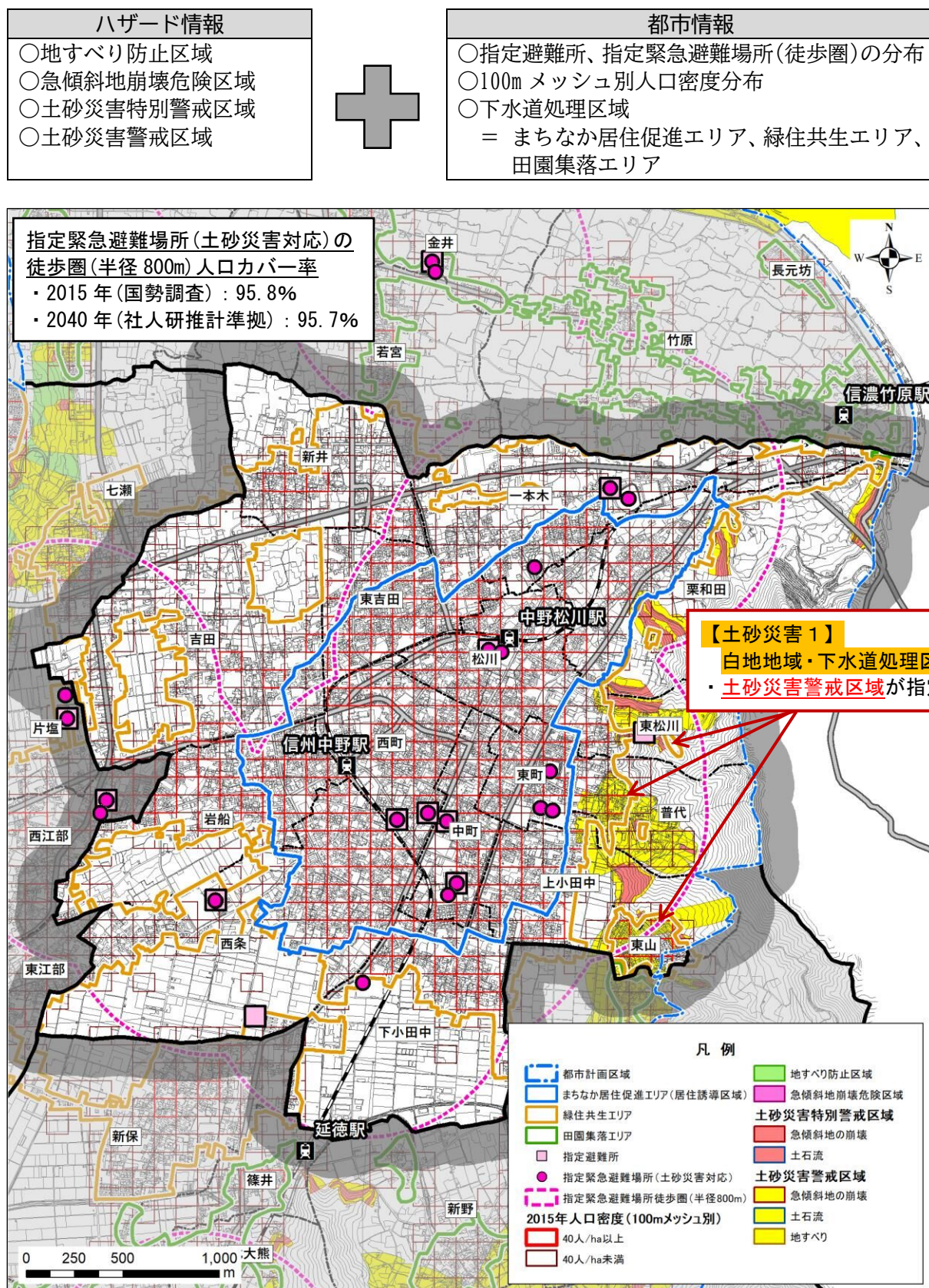


図 【土砂災害リスク】市街地及びその周辺地域における防災上の課題

(2) 南部地域

① 浸水リスク

南部地域における浸水リスクの状況と都市情報の重ね合わせを行い、防災上の課題を整理しました。

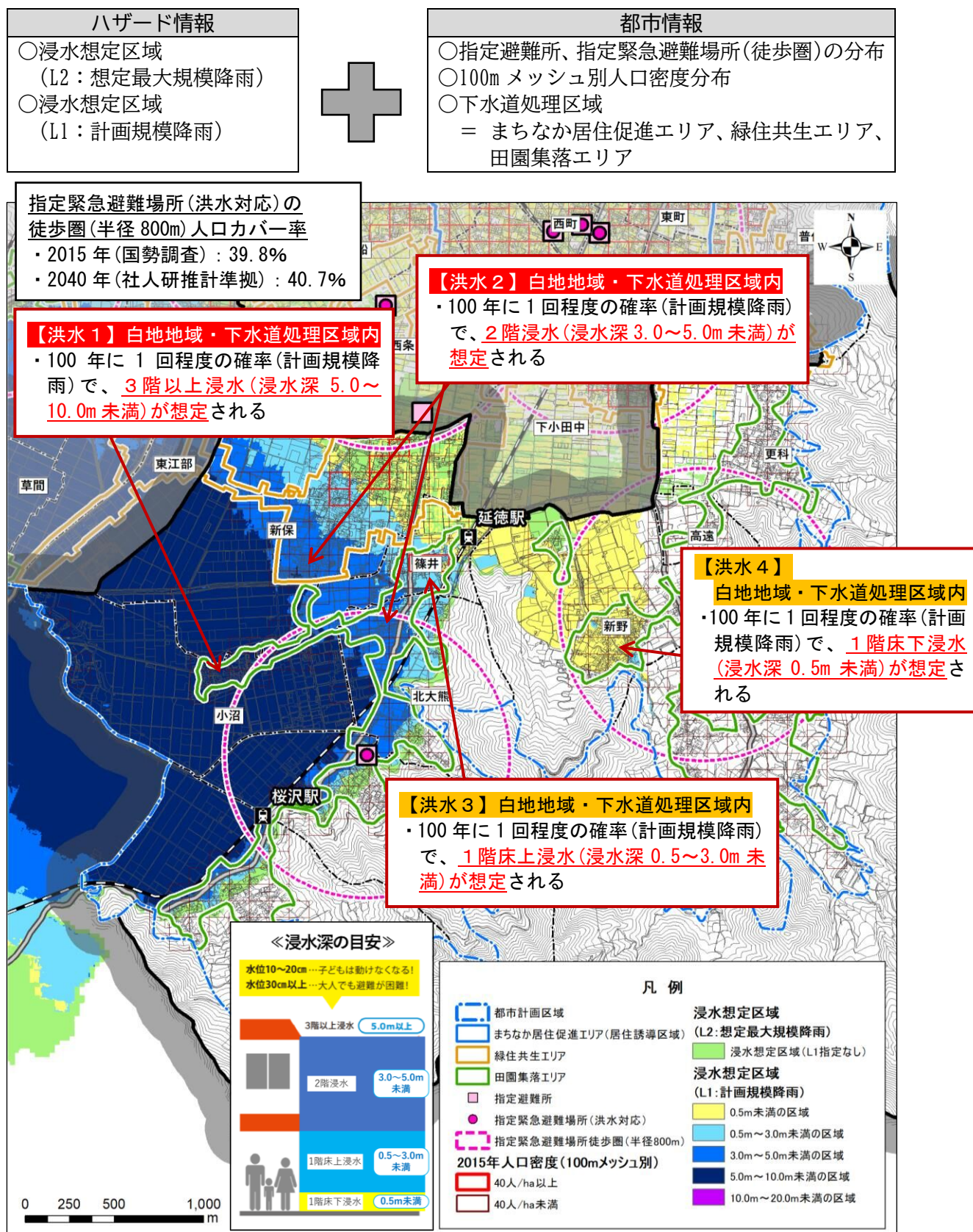


図 【浸水リスク】南部地域における防災上の課題

③ 土砂災害リスク

南部地域における土砂災害リスクの状況と都市情報の重ね合わせを行い、防災上の課題を整理しました。

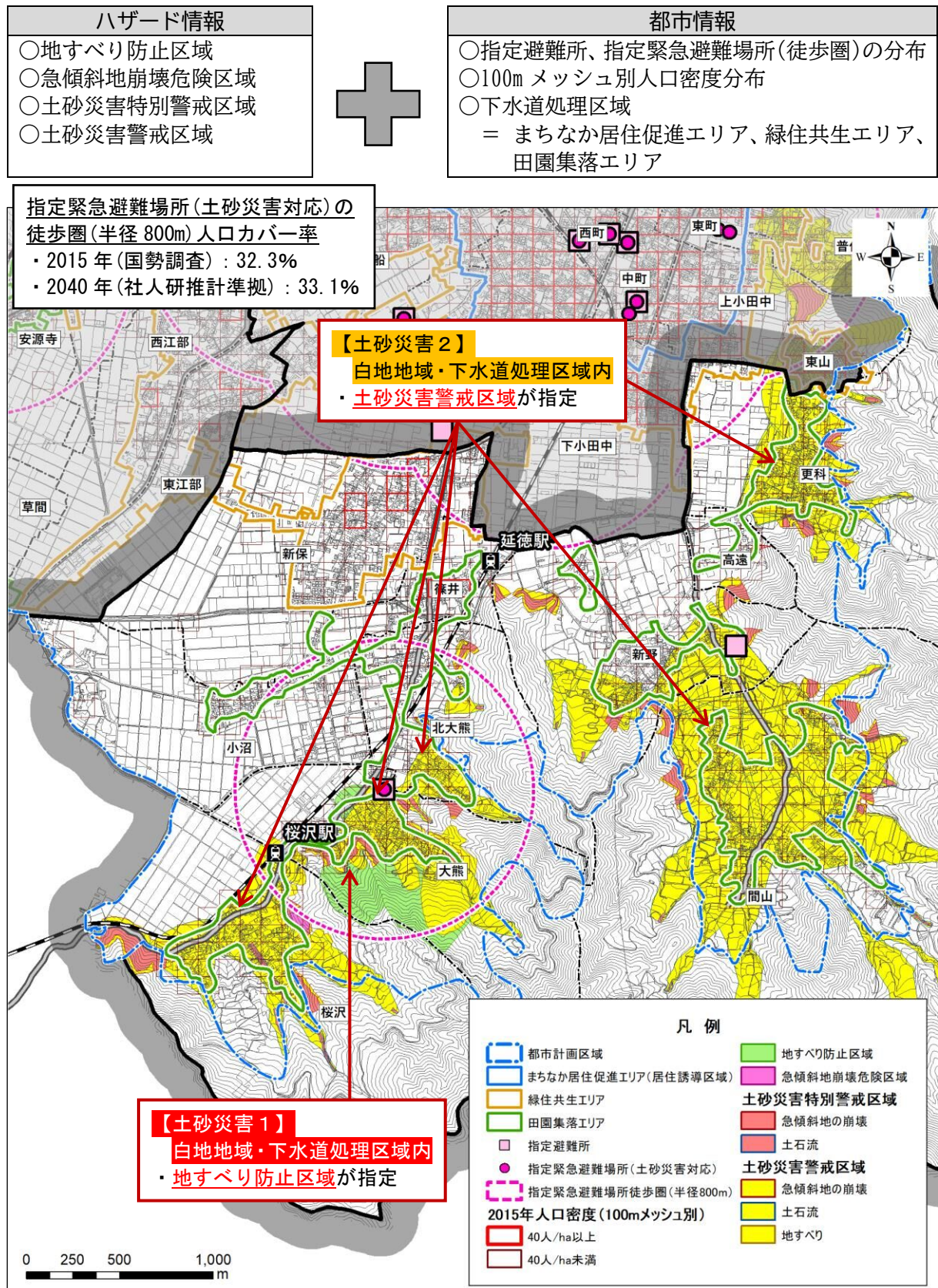


図 【土砂災害リスク】 南部地域における防災上の課題

(3) 中野平地域

① 浸水リスク

中野平地域における浸水リスクの状況と都市情報の重ね合わせを行い、防災上の課題を整理しました。

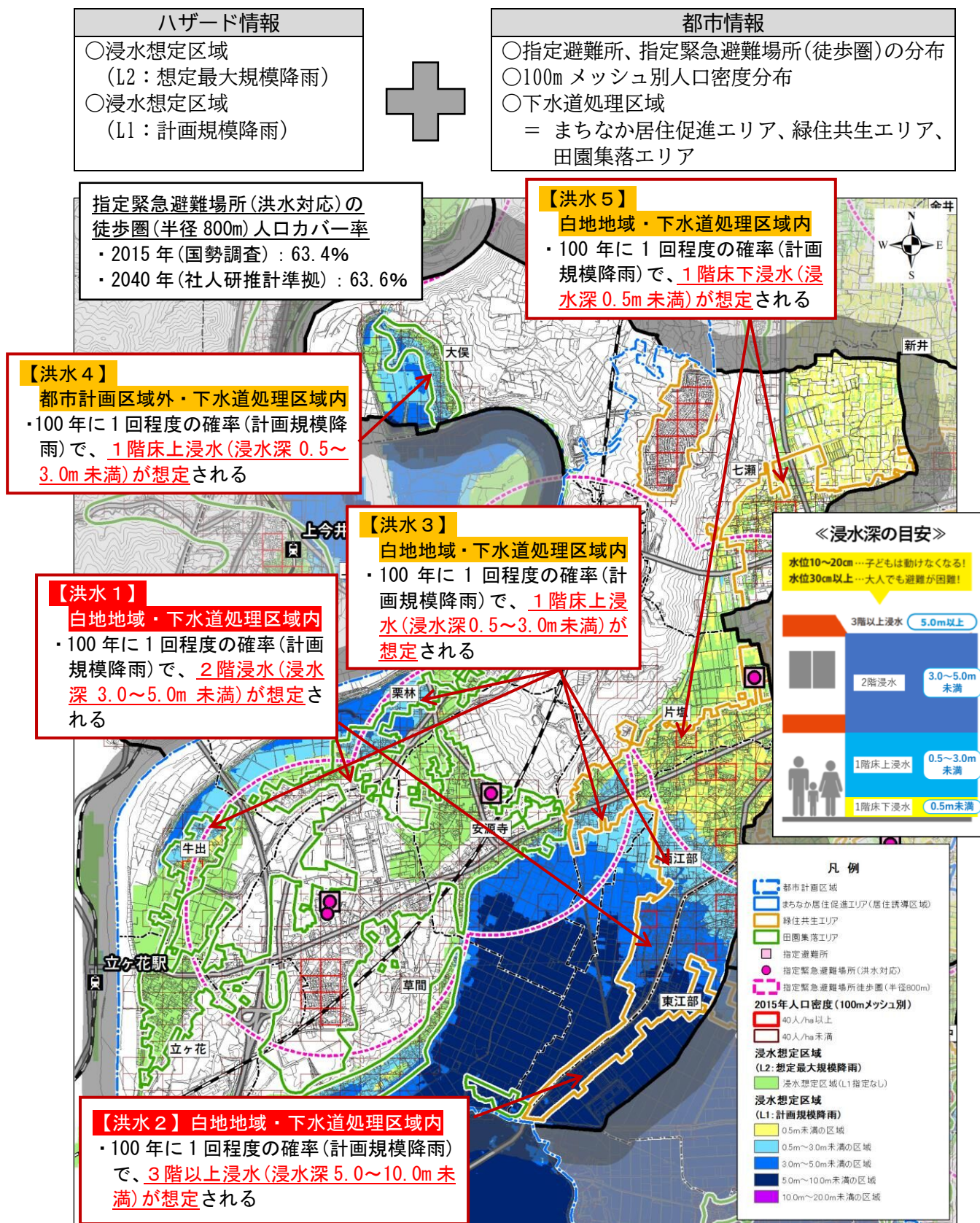


図 【浸水リスク】中野平地域における防災上の課題

④ 土砂災害リスク

中野平地域における土砂災害リスクの状況と都市情報の重ね合わせを行い、防災上の課題を整理しました。

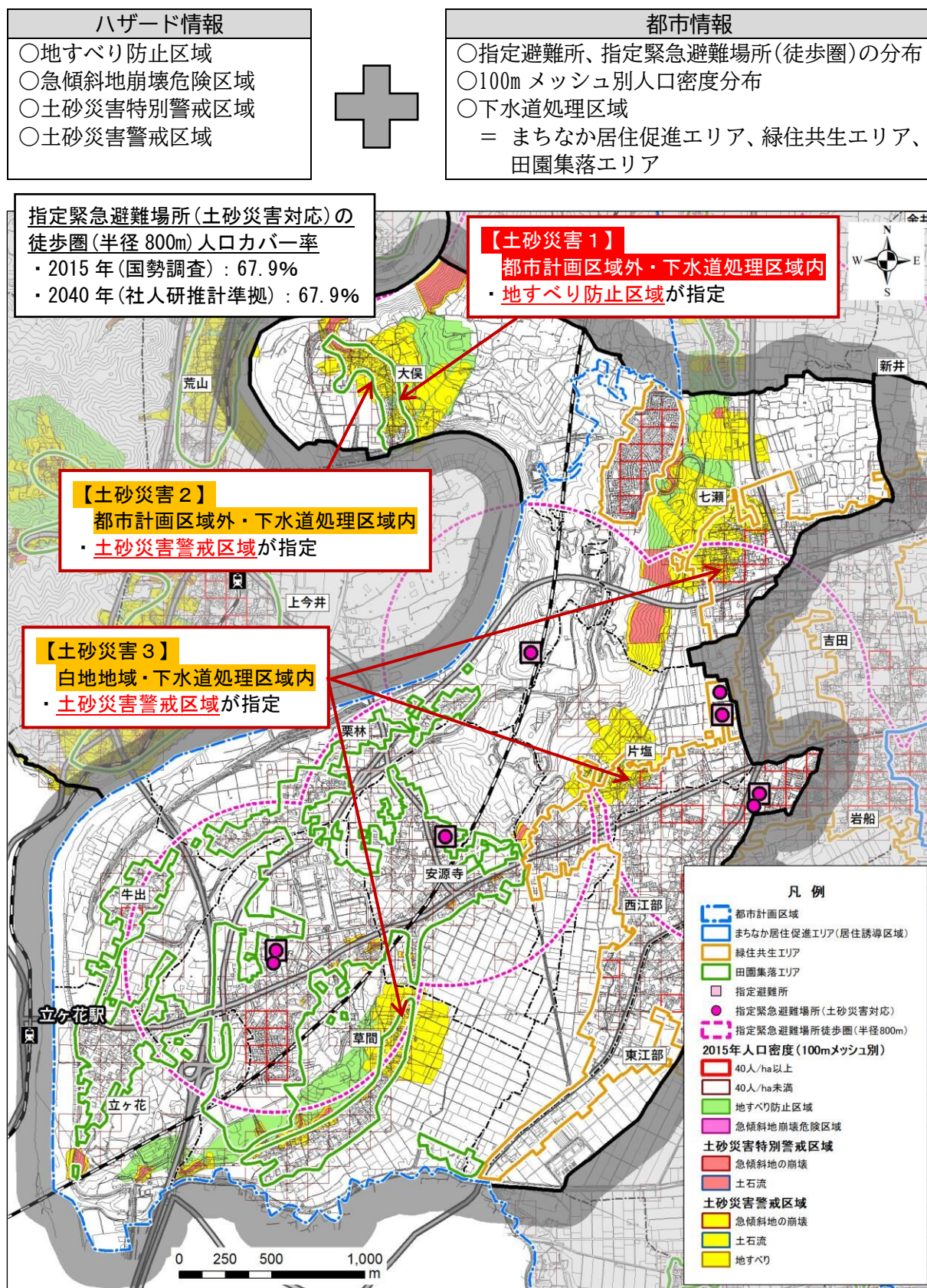


図 【土砂災害リスク】 中野平地域における防災上の課題

(4) 高社地域

① 浸水リスク

高社地域における浸水リスクの状況と都市情報の重ね合わせを行い、防災上の課題を整理しました。

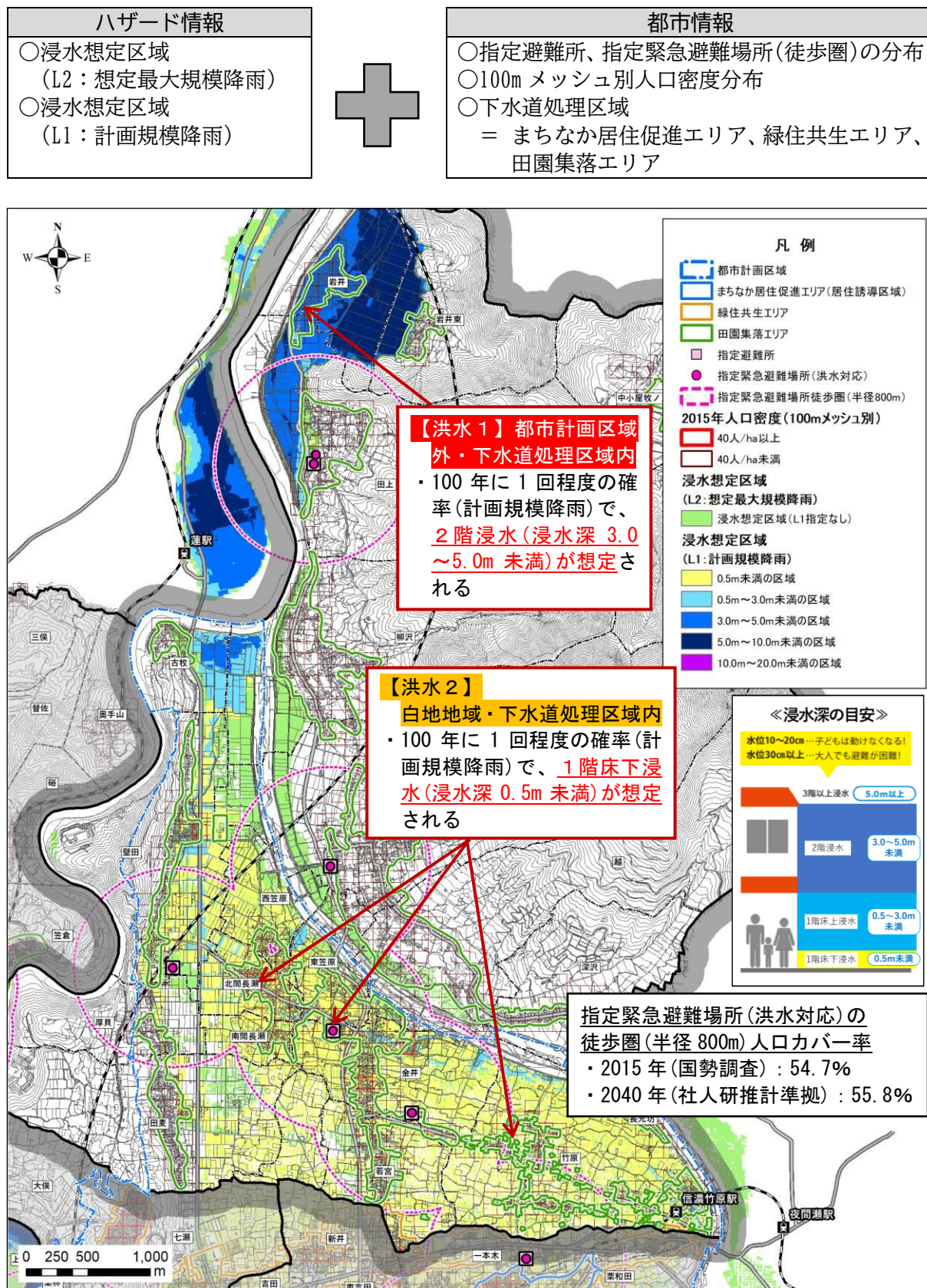


図 【浸水リスク】高社地域における防災上の課題

② 土砂災害リスク

高社地域における土砂災害リスクの状況と都市情報の重ね合わせを行い、防災上の課題を整理しました。

ハザード情報	都市情報
○地すべり防止区域 ○急傾斜地崩壊危険区域 ○土砂災害特別警戒区域 ○土砂災害警戒区域	○指定避難所、指定緊急避難場所(徒歩圏)の分布 ○100m メッシュ別人口密度分布 ○下水道処理区域 = まちなか居住促進エリア、緑住共生エリア、田園集落エリア

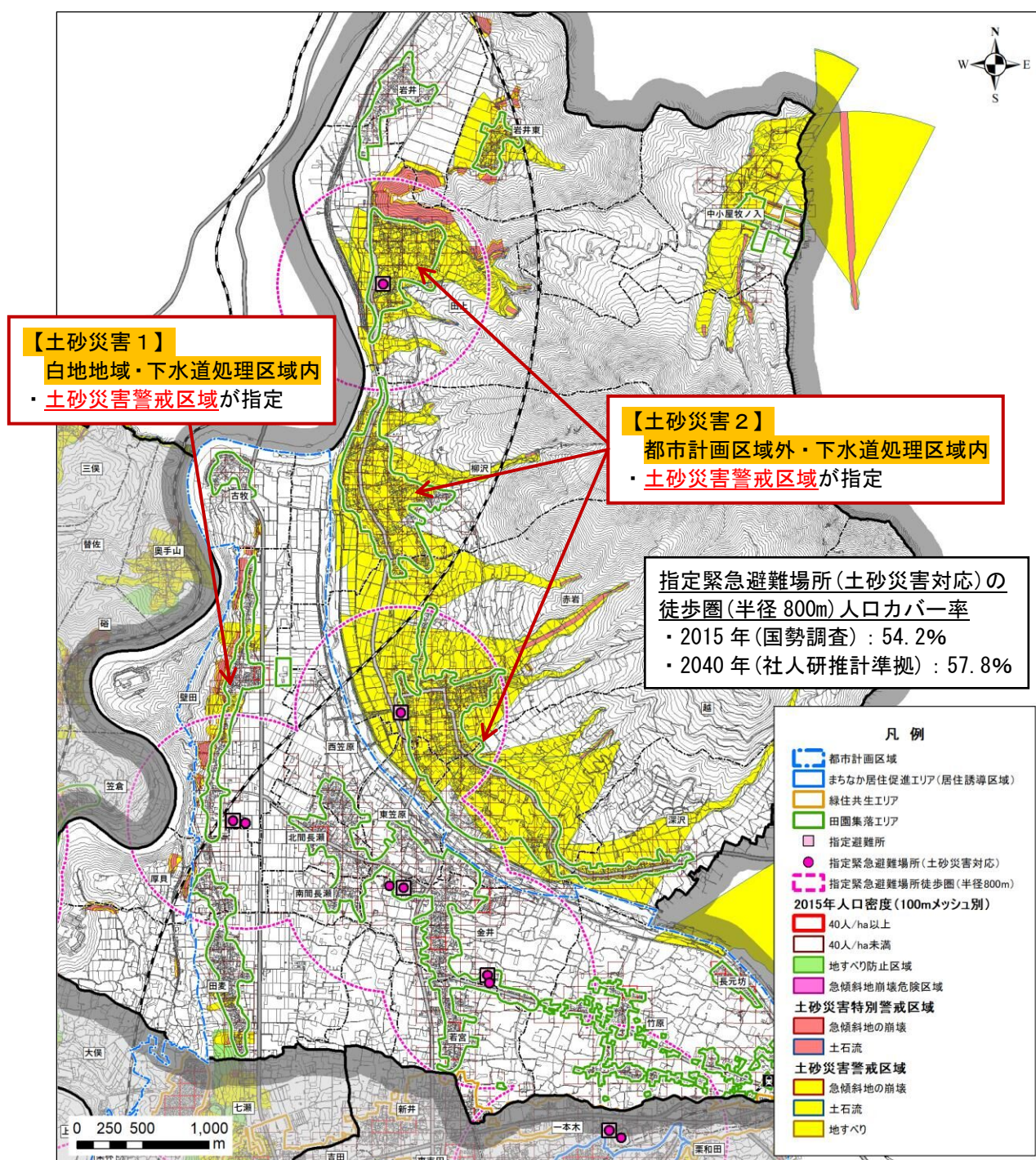


図 【土砂災害リスク】 高社地域における防災上の課題

(5) 豊田地域

① 浸水リスク

豊田地域における浸水リスクの状況と都市情報の重ね合わせを行い、防災上の課題を整理しました。

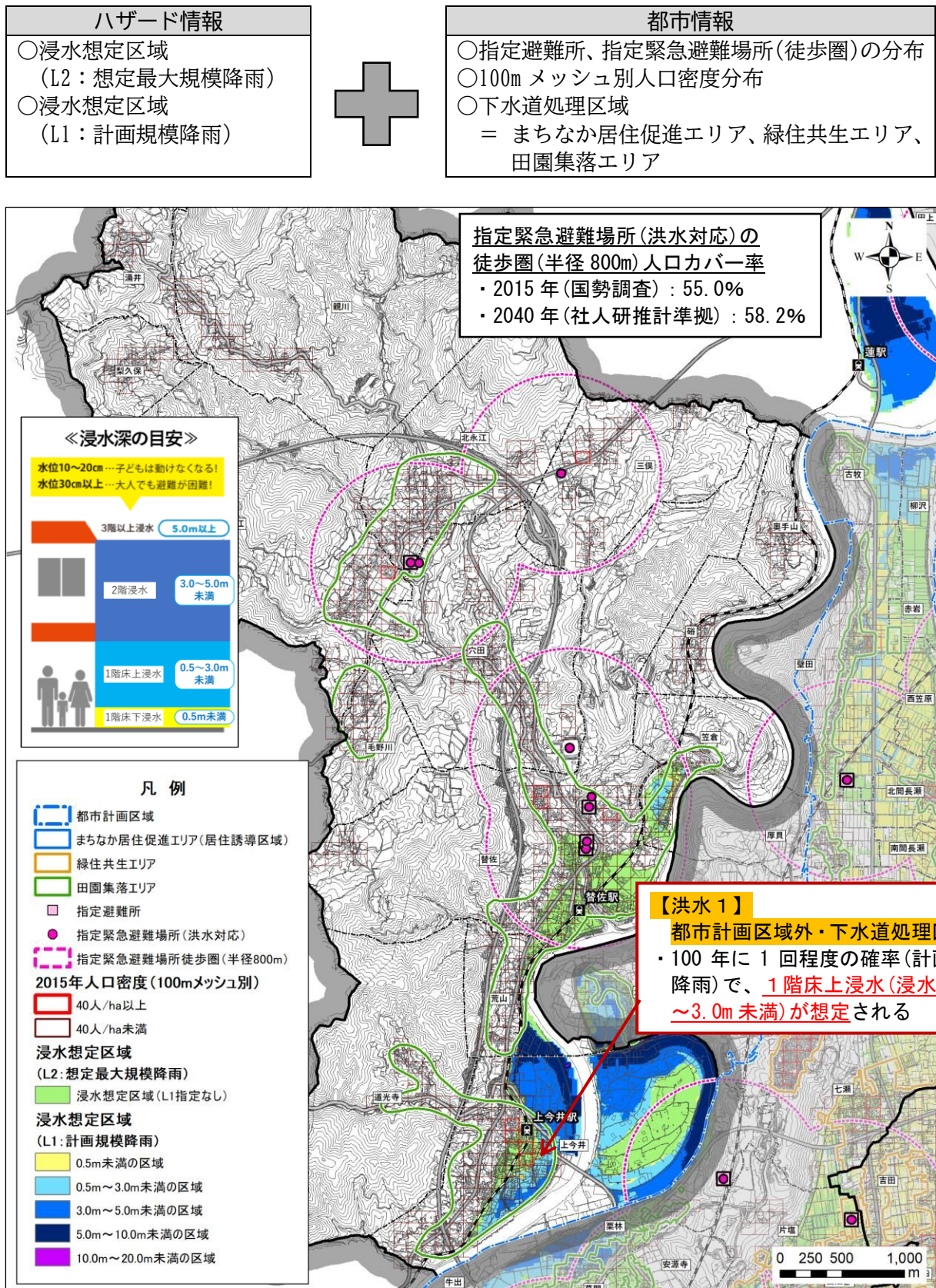


図 【浸水リスク】 豊田地域における防災上の課題

⑤ 土砂災害リスク

豊田地域における土砂災害リスクの状況と都市情報の重ね合わせを行い、防災上の課題を整理しました。

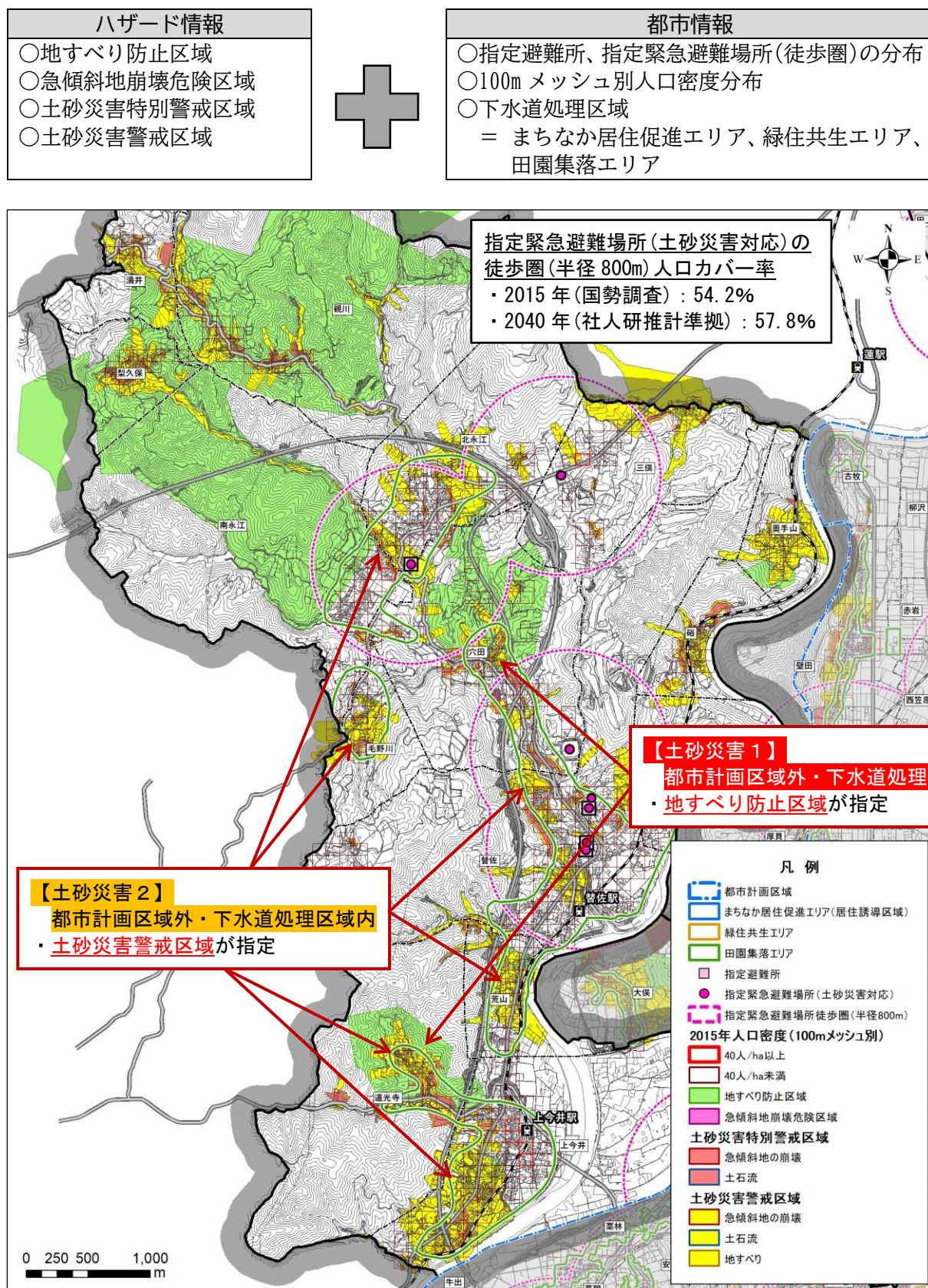


図 【土砂災害リスク】 豊田地域における防災上の課題

3 各課題に対応する取組方針

3-1 防災まちづくりの将来像

上位計画である「中野市国土強靱化地域計画」における『強靱化の目標』に即して、本計画で目指す「防災まちづくりの将来像」を設定するとともに、立地適正化計画での考え方（防災上の対応方針）を以下のとおり整理しました。

防災まちづくりの将来像（中野市国土強靱化地域計画における「強靱化の目標」）

◇ 強靱化の総合的な目標

しなやか中野・たくましいふるさとへ ～ 命や暮らしを守るまちづくり

◇ 事前に備えるべき目標

- 1 いのちを守る
～ 人命の保護が最大限図られること
- 2 円滑・迅速な支援
～ 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 指令・情報システムの確保
～ 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 動線・流れの確保
～ 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 復旧・継続の支援
～ 流通・経済活動等を停滞させないこと



立地適正化計画での考え方（防災上の対応方針）

自然災害から命を守るためには、災害の発生危険性が高い区域にはできるだけ人が住まないようにすることが重要ですが、本市においては、歴史的なまちの成り立ちにより、土砂災害や水害リスクのある場所に住宅地や集落地が形成され、市民の暮らしを支える都市機能施設が立地している状況です。

災害リスクが全くない場所に“新たな住宅地を形成する”、“都市機能を移転する”ことは都市の骨格構造に大きな影響を及ぼす可能性があるため、災害リスクと共存できる住まい方への転換を図り、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

3-2 防災まちづくりの取組方針

(1) 基本的な考え方

前述の災害リスクの分析結果や防災まちづくりの将来像を踏まえ、災害リスクに対する対応の基本的な考え方を以下のとおり整理しました。

なお、本市の歴史的な成り立ちや住宅地・集落地の状況を踏まえ、災害リスクの高いエリアについては新たな住宅開発等の抑制を図りつつ、既存の住宅地や集落地における防災・減災対策をあわせて推進することで、災害リスクと共存できる住まい方への転換を目指します。

表 災害リスクに対する対応の基本的な考え方

区分	ハザード情報		根拠法	基本的な考え方
洪水	洪水浸水想定区域	計画規模降雨 (1年間で発生する確率が10～100年に1回程度の降雨)	水防法	<u>浸水深が3.0m以上</u> 2階以上の浸水が想定されることから、「災害リスクの高い区域」として位置づけ、災害リスクの回避に向けた取組を推進します。
		想定最大規模降雨 (1年間で発生する確率が1000年に1回程度(約1/1000以下)の降雨)	水防法	<u>浸水深が3.0m未満</u> 浸水リスクのあるエリアとして、災害リスクの低減に向けた取組を推進します。
土砂災害	土砂災害特別警戒区域		土砂災害防止法	レッドゾーンとして関連法令により開発行為等が規制されているエリアであり、「災害リスクの高い区域」として位置づけ、災害リスクの回避に向けた取組を推進します。
	地すべり防止区域		地すべり等防止法	
	急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地法	
	土砂災害警戒区域		土砂災害防止法	イエローゾーンとして、土砂災害リスクに対する避難体制の構築など、災害リスクの低減に向けた取組を推進します。

(2) 浸水リスクに対する取組方針

浸水リスクに対する取組方針を以下のとおり整理しました。

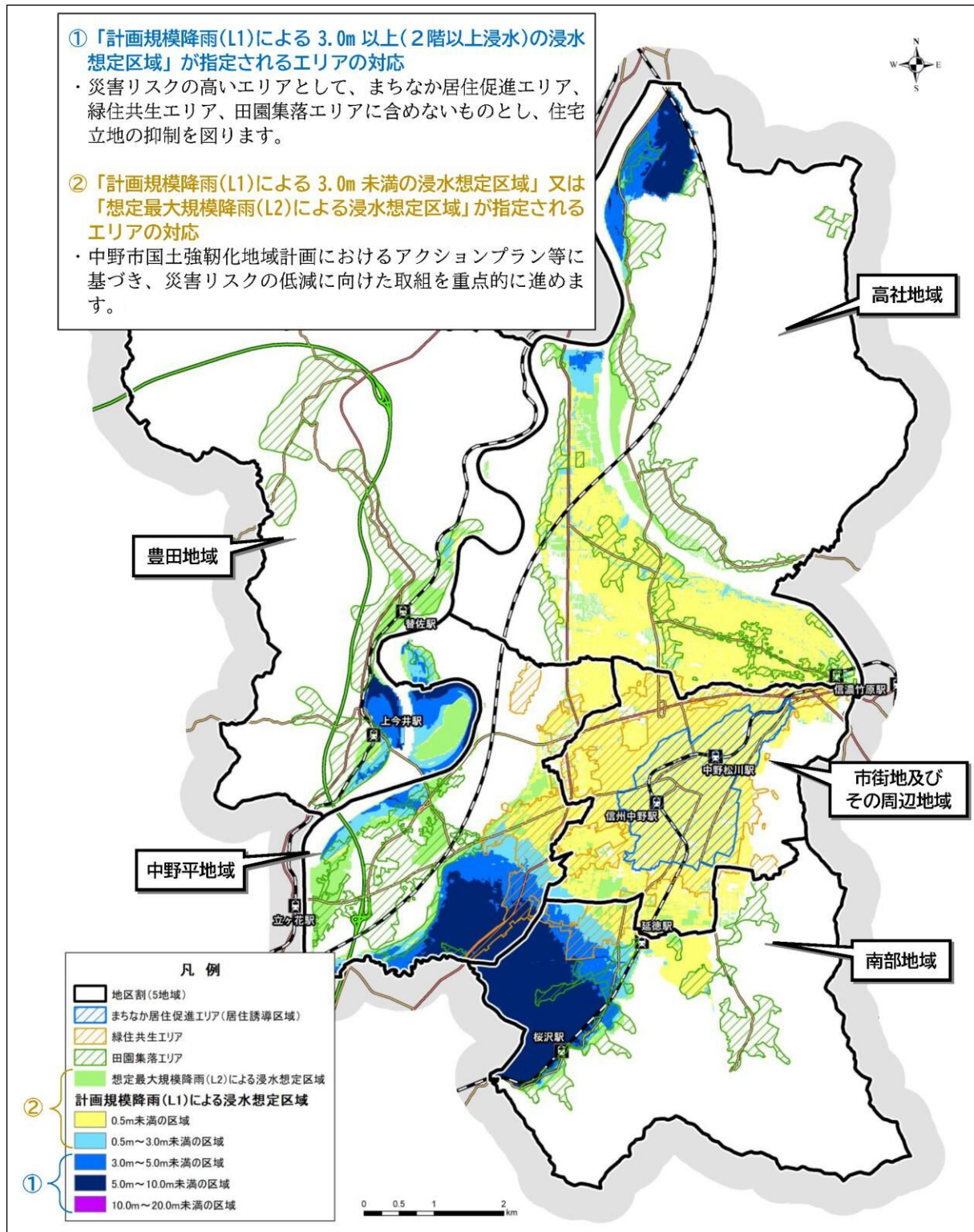


図 浸水リスクに対する取組方針

(3) 土砂災害リスクに対する取組方針

土砂災害リスクに対する取組方針を以下のとおり整理しました。

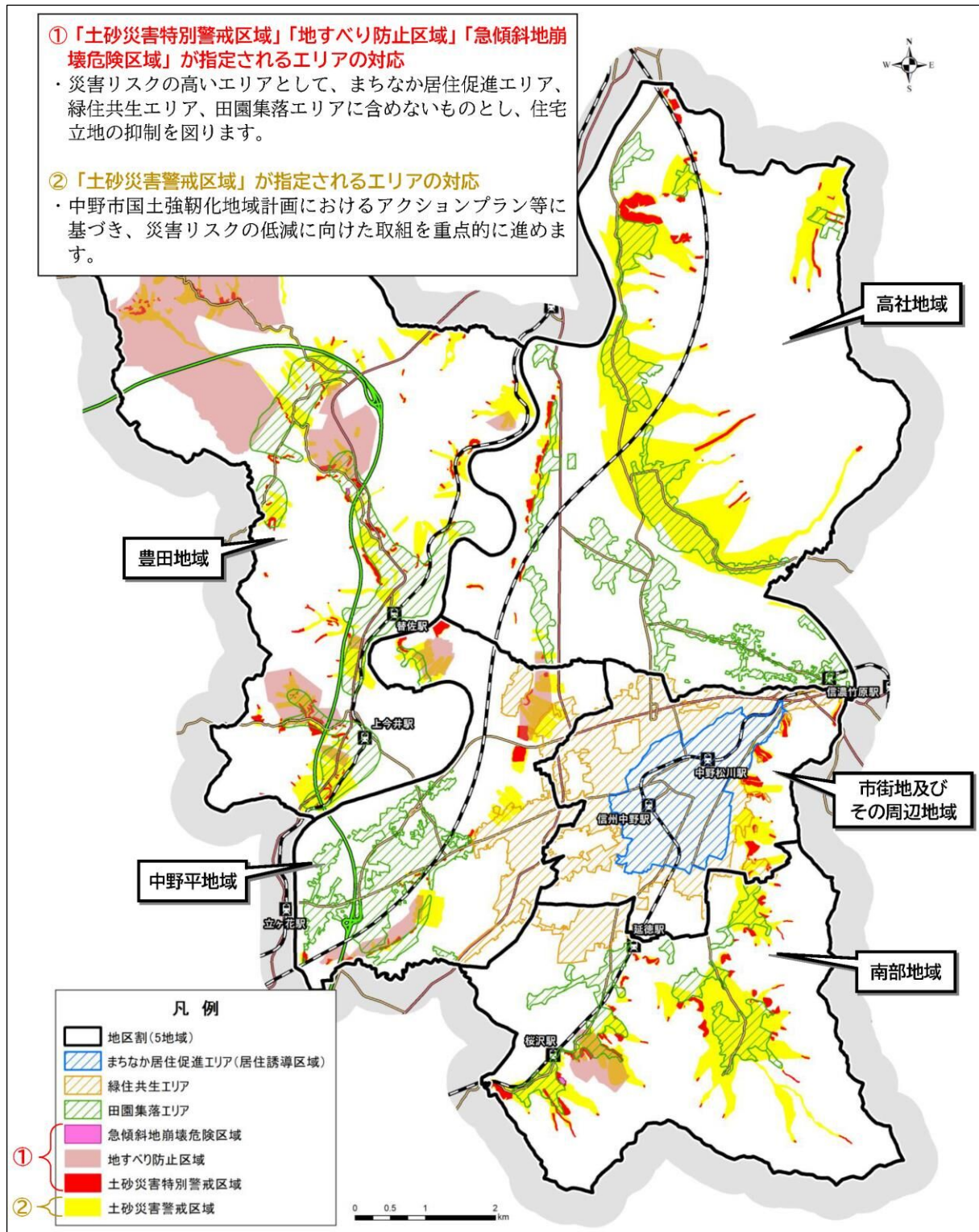


図 土砂災害リスクに対する取組方針

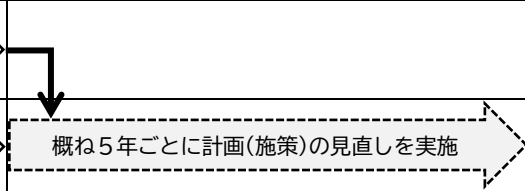
4 具体的な施策と目標指標

4－1 施策の実施時期の目標

施策の実施時期の目標として、「中野市国土強靱化地域計画」の計画期間と整合を図り、「令和7(2025)年度」を短期的な目標として設定します。

また、中長期的な目標は、立地適正化計画の目標年度である「令和24(2042)年度」とし、災害が発生した場合や上位計画の見直しが行われた場合は、必要に応じて、施策の追加や変更等を適時適切に行うなど、柔軟に見直しを行うものとします。

表 施策の実施時期の目標

	施策の実施時期の目標	
	短期：～令和7(2025)年度	中長期：～令和24(2042)年度
中野市国土強靱化地域計画	アクションプランに基づく施策の推進	
中野市立地適正化計画(防災指針)	国土強靱化地域計画と連携した取組	

4-2 具体的な施策

「中野市国土強靱化地域計画」で定めるアクションプランと整合を図り、防災・減災に係る具体的な施策及び目標指標を以下のとおり設定します。

(1) 事前に備えるべき目標1「いのちを守る」

災害等の危機に対しては、何よりもまず、人命を保護することが大切です。

建築物の耐震化や治水対策、土砂災害対策など、本市の実情を踏まえた日常からの災害に強い地域環境づくり、また、市民一人ひとりの防災意識や自助・共助といった行動が、いのちを守るための基本的な方向性となります。

こうした観点を背景に、次のような想定、取組を位置づけます。

表 目標1「いのちを守る」 取り組むべき事項

	リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等
1-1	公共施設の損壊・機能停止	①市有施設の耐震化等	都市計画課 所管施設を有する各課
1-2	道路の損壊・交通ネットワークの寸断	②道路等交通ネットワーク環境の整備	道路河川課
1-3	市街地の損壊・機能停止	③市街地環境の充実	都市計画課
1-4	住宅等の損壊	④住宅や民間建築物の耐震化等	都市計画課
		⑤公営住宅の長寿命化等	都市計画課
1-5	河川の増水・堤防決壊、浸水	⑥治水対策の推進	道路河川課
1-6	土砂崩れ・交通網寸断	⑦土砂災害対策の推進	農業振興課 道路河川課 都市計画課
1-7	避難遅延や社会的混乱	⑧防災意識の高揚	危機管理課 福祉課 高齢者支援課
		⑨市民やコミュニティにおける防災力の強化	危機管理課
1-8	防災への無関心・災害時の混乱	⑩防災学習の推進	危機管理課 学校教育課 生涯学習課
1-9	状況確認や避難行動等の遅れ	⑪情報通信機能の安定確保	庶務課 危機管理課 企画財政課 福祉課

表 目標1「いのちを守る」 取り組むべき事項

	リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等
1-10	避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れ	⑫避難行動等に関する意識啓発	危機管理課
		⑬情報の共有・連携・活用	危機管理課 福祉課 高齢者支援課
		⑭各種計画の策定・活用	危機管理課 健康づくり課 福祉課 社会就労センター 高齢者支援課 子育て課 保育課 学校教育課
		⑮要配慮者等へのきめ細かな対応	福祉課

(2) 事前に備えるべき目標2「円滑・迅速な支援」

被災時には、さまざまな混乱状態に陥ることも予想されます。そうならないための準備をしておきながらも、まず、負傷者等を迅速かつスムーズに救助するなど、安全確保の取組が優先されることとなります。

河川や山間部など、豊かな環境を抱える本市においては、人やモノ、情報などが緊急時であっても円滑に行き交い、活動できるような環境・条件づくりが求められます。

こうした観点を背景に、次のような想定、取組を位置づけます。

表 目標2「円滑・迅速な支援」 取り組むべき事項

	リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等
2-1	被災箇所へのアクセス不能	①危険箇所等の点検・対応	道路河川課
2-2	行動・活動の遅れ	②避難・救助・救援等の対策	危機管理課 文化スポーツ課 上下水道課
2-3	行動の遅れ・孤立	③地域に根ざした防災体制づくり	危機管理課 消防課
2-4	状況把握の遅れ	④市民との円滑な情報伝達	庶務課 危機管理課
2-5	医療継続困難	⑤医療救護に関する支援体制づくり	健康づくり課
2-6	衛生環境の悪化	⑥保健・衛生、予防活動の実施	健康づくり課 生活環境課
2-7	救助・救急活動等の不足	⑦消防団等による救助・救急活動等の不足	消防課

(3) 事前に備えるべき目標3「指令・情報システムの確保」

被災時の円滑な行動、混乱なく落ち着いて安全に行動するためには、適切な情報管理や発信が求められます。交通・通信網の確保をはじめ、信頼性の高い情報を発信するための拠点確保、市民が必要とする情報の適時提供といった配慮、準備が必要となります。

こうした観点を背景に、次のような想定、取組を位置づけます。

表 目標3「指令・情報システムの確保」 取り組むべき事項

	リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等
3-1	支援活動の遅れ	①交通ネットワークの安全確保	市民課
3-2	業務継続困難・復旧の遅れ	②行政機能、災害対策本部機能の確保	危機管理課
3-3	災害対策全般の遅れ	③防災拠点施設の耐震化等	都市計画課
3-4	即時一斉広報の滞り	④防災行政無線の適切な維持管理	危機管理課
3-5	多様かつ双方向の情報提供量低下	⑤通信ネットワークの安全確保	危機管理課 企画財政課
3-6	廃棄物増大・衛生環境悪化	⑥廃棄物処理の円滑な対応	生活環境課

(4) 事前に備えるべき目標4「動線・流れの確保」

いわゆるライフラインの確保は、耐震化や更新などを行うなかでも、被災時にはいつどこでトラブルが起きるかによって、被害やその後の混乱の拡大につながりかねない懸念をはらんでいます。水、エネルギー、交通、通信など、それぞれの特性に応じた安定確保策及び復旧対応策などを確保しつつ、地域の動脈であるライフラインの安定維持につなげていく必要があります。

こうした観点を背景に、次のような想定、取組を位置づけます。

表 目標4「動線・流れの確保」 取り組むべき事項

	リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等
4-1	上水道供給や下水道処理の停止・停電	①水やエネルギーの安定供給	上下水道課
4-2	避難生活等の不安定化	②備蓄物資等の確保・災害時の円滑な供給	危機管理課
4-3	コミュニティの孤立・移動困難	③公共交通網の災害耐性向上	企画財政課
		④道路ネットワークの安定確保	道路河川課
4-4	エネルギー関連施設の機能停止	⑤バイオマスエネルギーの推進	農業振興課

(5) 事前に備えるべき目標5「復旧・継続の支援」

被災後の対応手法や内容は、その後の復旧・復興に大きな影響を与えるものであり、日常生活を取り戻すためには、さまざまな視点に基づく復旧や生活・事業等の継続に向けた準備が求められます。安全・衛生面の確保、二次被害の防止、まちづくりの意志決定など、段階を追った取組が必要です。

こうした観点を背景に、次のような想定、取組を位置づけます。

表 目標5「復旧・継続の支援」 取り組むべき事項

	リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等
5-1	危険箇所の発生・情報提供の遅れ	①土砂災害等の防止	農業振興課
5-2	農地森林等の崩壊	②農地・森林等の安全性確保	農業振興課
5-3	危険物の流出・火災等	③危険物取扱の安全確保	消防課
5-4	デマや風評被害の発生	④観光や地域農産物に対する風評被害の抑制	農業振興課 商工観光課
5-5	避難生活環境の悪化	⑤避難所等における環境の向上	危機管理課 上下水道課
5-6	要配慮者の避難所等における生活環境の悪化	⑥要配慮者への対応	福祉課 高齢者支援課
5-7	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	⑦ため池の損壊等によるリスクの軽減	農業振興課
5-8	農地・森林等の荒廃	⑧農地の荒廃の抑制	農業振興課
		⑨森林等の荒廃の抑制	農業振興課
5-9	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	⑩地籍調査の推進	道路河川課
5-10	投票所等・避難所双方の運営の混乱	⑫災害時の選挙執行	選挙管理委員会事務局
5-11	その他	⑬多様な強靱化	全課

4-3 防災指針の目標指標

防災指針に基づく具体的な施策の推進により達成を目指す目標指標を以下のとおり設定します。

なお、目標指標の中間値の設定にあたっては、防災に関する上位計画である「中野市国土強靱化地域計画」で定める内容と整合を図るとともに、目標値については、中野市国土強靱化地域計画の見直しと整合を図りながら、概ね5年ごとに実施する本計画の見直しにおいて、指標や目標値の見直しを行うものとします。

表 防災指針の目標指標

項 目	指 標	中間値※ [令和7年度] (2025年度)	目標値 [令和24年度] (2042年度)
事前に備えるべき目標1「いのちを守る」	道路ストック総点検及び修繕	対象：1級、2級市道等(147km)	国土強靱化地域計画の見直しと整合を図る
	橋梁の長寿命化計画に基づく修繕 (個別施設計画(橋梁)長寿命化修繕工事数)	40 橋	
	橋梁の定期点検	2 巡目実施	
	一般住宅の耐震化率	90.0%	
	老朽化した市営住宅の更新	東山第1団地更新	
	幹線道路危険箇所点検	11 路線(年1回)	
	変動予測調査	41 箇所	
	「地区防災マップ」の作成	76 区	
	「災害時支え合いマップ」の作成	76 区	
	自主防災組織の組織率	55%	
	中野市すぐメール登録者数	5,000 件	
	伝送路設備の稼働率	99.5%以上	
	避難確保計画の見直しと避難訓練の実施	年1回実施	
	文字情報表示機能付き戸別受信機の設置	聴覚障害者手帳2級所持者以上の全員宅に設置	
事前に備えるべき目標2「円滑・迅速な支援」	幹線道路危険箇所点検	11 路線(年1回)	
	新たな協定の締結数	10 者以上	

※中間値については、中野市国土強靱化地域計画で定める数値目標・KPIと整合を図り設定

表 防災指針の目標指標

項 目	指 標	中間値※ [令和7年度] (2025年度)	目標値 [令和24年度] (2042年度)
事前に備えるべき目標3「指令・情報システムの確保」	多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化	100.0%	国土強靱化地域計画の見直しと整合を図る
	中野市すぐメール登録者数	5,000件	
	伝送路設備の稼働率	99.5%以上	
事前に備えるべき目標4「動線・流れの確保」	延徳処理区を中野処理区へ統合	処理区の統合 (事業認可済、 実施時期 R6)	
	中野浄化管理センター(水処理施設の一部ほか)の長寿命化	施設の長寿命化	
	大口径(φ700 mm以上)の幹線管路及びマンホールトイレ設置予定箇所の排水管路の耐震化	排水管路の耐震化	
	中野浄化管理センター(水処理施設の一部ほか)の耐震化	施設の耐震化	
	中野、高丘浄化管理センターの耐水化	施設の耐水化	
	非常用食料(アルファ化米、缶入りパン、レトルト食品(おかず))の確保	6,300食(人口の5% の3食分)以上の継続確保	
	道路ストック総点検及び修繕	対象:1級、2級市道等(147km)	
	橋梁の長寿命化計画に基づく修繕 (個別施設計画(橋梁)長寿命化修繕工事数)	40橋	
	橋梁の定期点検	2巡目実施	
	バイオマスエネルギー事業者	2者	
事前に備えるべき目標5「復旧・継続の支援」	遊休荒廃農地面積	531ha	
	中野市関連SNSフォロワー数 (Facebook、Twitter、Instagram)	7,000件	
	マンホールトイレ数	20基	
	「中野市第7次国土調査事業十箇年計画」調査対象面積に対する進捗率	2.24%	

※中間値については、中野市国土強靱化地域計画で定める数値目標・KPIと整合を図り設定

第8章 誘導施策と目標指標

1 誘導施策

1-1 居住の誘導・維持に関する施策

上位関連計画で位置づけられた既存の施策等を積極的に活用するほか、新たな施策を実施することで、移住・定住促進を図ります。

なお、新たな施策については、本計画策定後、具体的な支援内容等に関する検討・調整を継続的に実施し、事業化に向けた取組を重点的に進めます。また、既存の施策についても、重点実施や重点配分が行われるよう協議・調整を行っていきます。

表 居住の誘導・維持を図るための施策

区域名称	施策の内容
まちなか居住 促進エリア (居住誘導区域)	既存施策の活用 ① 中野市空き家バンク事業による空き家の活用 ② 移住支援トータルサービス窓口の充実による移住・定住支援 ③ 居住の受け皿となる市営住宅の維持管理及び整備 ④ 暮らしを支える幹線街路の整備促進(都市計画道路の見直し) ⑤ 地域公共交通計画に基づく利便性の高い公共交通の整備 新規施策の検討 ① 住宅の新築・リフォーム等に対する補助制度の検討 ② 空き地や空き家等の低未利用土地の有効活用に向けた都市再生特別措置法に基づく各種制度の活用検討 ③ 歩道整備等による歩きやすい歩行者空間の形成(ウォークアブルなまちづくりの推進) ④ まちなかにおけるグリーンインフラの活用と整備促進
緑住共生エリア (市独自の区域)	既存施策の活用 ① 中野市空き家バンク事業による空き家の活用 ② 移住支援トータルサービス窓口の充実による移住・定住支援 ③ 農業後継者や新規参入者に対する営農活動及び研修費用や住宅等に必要 な費用の助成
田園集落エリア (市独自の区域)	④ 居住の受け皿となる市営住宅及び若者住宅の維持管理及び整備 ⑤ 地域公共交通計画に基づく利便性の高い公共交通の整備 新規施策の検討 ① 白地地域におけるメリハリのある土地利用規制・誘導方策の検討

1－2 都市機能の誘導・維持に関する施策

上位関連計画で位置づけられた既存の施策等を積極的に活用するほか、新たな施策を実施することで、住民の暮らしを支える都市機能の誘導・維持を図ります。

なお、新たな施策については、本計画策定後、具体的な支援内容等に関する検討・調整を継続的に実施し、事業化に向けた取組を重点的に進めます。また、既存の施策についても、重点実施や重点配分が行われるよう協議・調整を行っていきます。

表 都市機能の誘導・維持に関する施策

区域名称	施策の内容
中心拠点エリア (都市機能誘導区域)	既存施策の活用 ① 公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づく公共施設の適正管理 ② 地域公共交通計画に基づく利便性の高い公共交通の整備 新規施策の検討 ① 空き地や空き家等の低未利用土地の有効活用に向けた都市再生特別措置法に基づく各種制度の活用検討 ② 駐車場の適正配置
コミュニティ拠点 (市独自の区域)	既存施策の活用 ① 公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づく公共施設の適正管理 ② 地域公共交通計画に基づく利便性の高い公共交通の整備

1－3 公共交通網の形成に関する施策

住民の日常生活における移動を守るとともに、来訪者の利便性の確保に資するため、「中野市・山ノ内町地域公共交通計画」に基づく取組を推進し、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通を住民との協働により構築することで、必要な交通手段の確保を図ります。

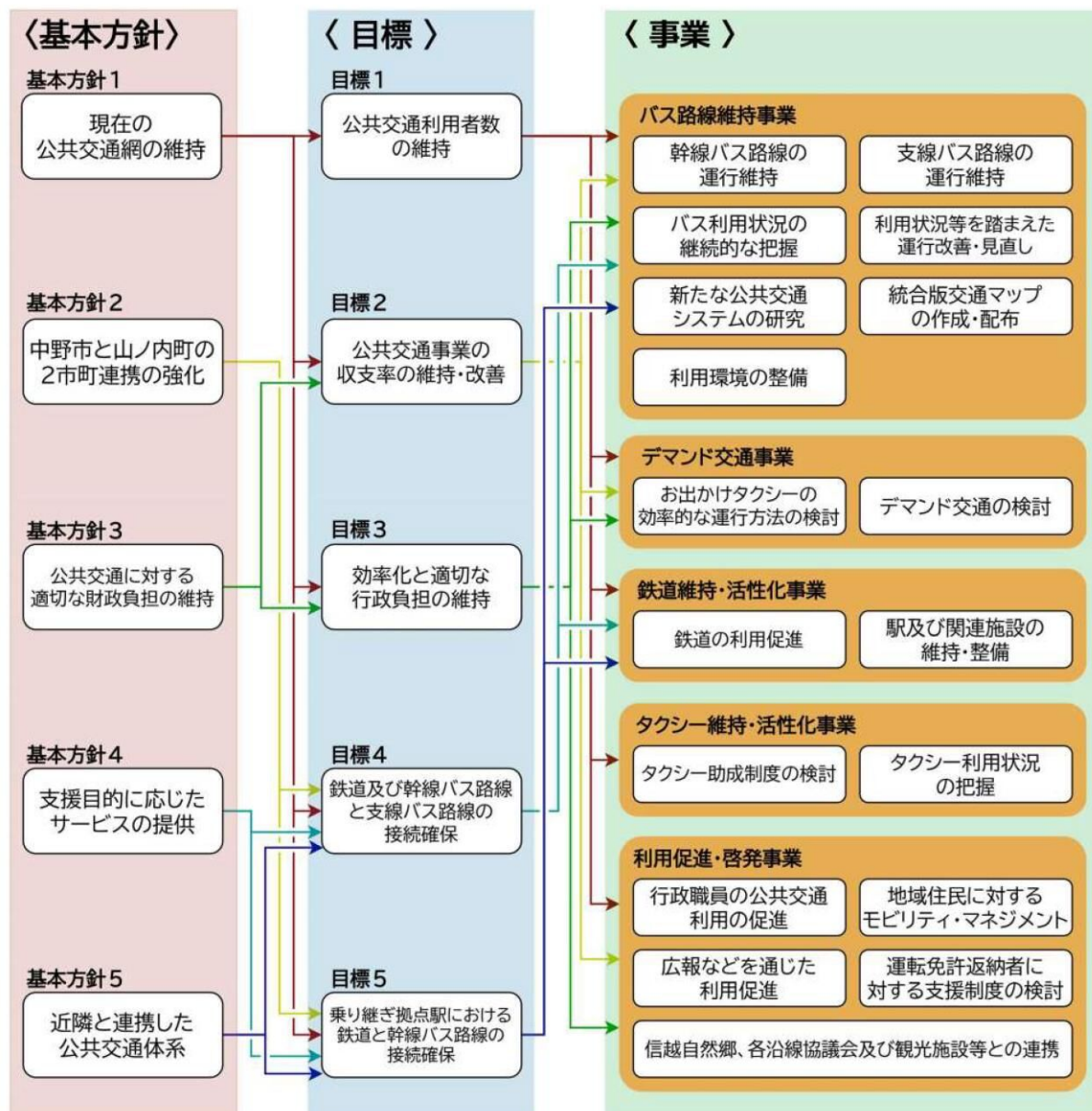


図 中野市・山ノ内町地域公共交通計画における事業体系

1-4 低未利用土地の有効活用と適正管理のための指針

空き地、空き家等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」に対応するため、都市再生特別措置法に基づき、特に空き家・空き地の有効活用が必要な都市機能誘導区域及び居住誘導区域を対象として、「低未利用土地の利用及び管理に関する指針」（以下「低未利用土地利用等指針」という。）を定めます。

対象区域	都市機能誘導区域、居住誘導区域
実施主体	中野市（都市計画課）
取組内容	○低未利用土地利用等指針に基づき、都市機能誘導区域及び居住誘導区域内の低未利用土地の所有者等に対して、低未利用土地の管理・利用に関する情報提供やその他の援助等を行い、有効利用及び適正管理の促進や低未利用土地の解消に向けた取組を推進します。

低未利用土地の利用及び管理に関する指針（低未利用土地利用等指針）	
空き家については、「中野市空家等対策計画」に基づき、発生の抑制に向けた取組を推進するとともに、所有者等に対して適切な管理を促し、関係団体と連携・協力して管理不全な空き家等の解消を図ります。また、空き家バンクによるマッチングやリフォームに関する支援等を通じて積極的に有効活用することで、建物の継続利用を図るとともに、地域住民や移住者・定住者にとって住みやすい活気あるまちづくりを進めます。 また、既に発生した低未利用土地の解消に向けた取組や、低未利用土地の発生に対する予防措置としての取組、駐車場の再配置などを積極的に推進するため、都市機能誘導区域及び居住誘導区域において、都市再生特別措置法に基づく「低未利用土地権利設定等促進計画」、「立地誘導促進施設協定（通称：コモンズ協定）」、「駐車場法の特定制度（駐車場配置適正化区域）」等の活用を検討します。	
利用指針	
・都市機能誘導区域内においては、広場や通路、駐車場・駐輪場、交流施設、バス待合所など、誘導施設等の利用者の利便性を高める施設としての利用を促します。また、空き家・空き店舗を活用した店舗の再生（リノベーション）を促します。 ・居住誘導区域内においては、空き家バンクへの登録を通じて流通を促すとともに、リノベーションによる既存住宅の再生や、空き地を活用した交流空間の整備、ゆとりある住環境整備に向けた敷地統合等を促します。	
管理指針	
・空き家については、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正な管理を促すため、管理者意識の向上に向けた情報提供や相談体制の充実を図ります。 ・空き地等については、不法投棄等を予防するための適切な措置を講じるとともに、雑草の繁殖や害虫の発生を予防するための定期的な除草等、所有者等による適正な管理を促進します。	

■ 参考：低未利用土地権利設定等促進計画の概要

□ 概要

- 空き地や空き家等の低未利用地は、地権者の利用動機が乏しく、また、「小さく」「散在する」するため使い勝手が悪い。さらに、所有者の探索に多くの手間と時間がかかる。
- これまで行政は、民間による開発・建築行為を待つ規制等により受動的に関与してきたところ、新たに低未利用地の利用に向けた行政の能動的な働きかけを可能とする本制度を創設。

低未利用地の地権者等と利用希望者とを、行政が所有者等の探索も含め能動的にコーディネートの上、土地・建物の利用のために必要となる権利設定等に関する計画を市町村が作成し、一括して権利設定等を行う。

※権利設定等：地上権、賃借権、使用貸借権の設定・移転、所有権の移転

対象区域：立地適正化計画の居住／都市機能誘導区域

□ 支援措置

【税制特例】

(登録免許税)計画に基づく土地・建物の取得等について税率を軽減

⇒ 地上権等の設定登記等(本則1%→0.5%)

所有権の移転登記(本則2%→1%)

(不動産取得税)計画に基づく一定の土地取得について軽減(課税標準の1/5控除)

□ 制度のポイント

1. 細分化された土地・建物の活用に向けた権利関係の整序に有効
2. 任意の権利設定・移転に比べ、時間・手間を大幅に削減
3. 行政のコーディネートにより、地権者等の安心感を得やすい

□ 活用のヒント

- 権利設定・移転後の土地・建物は、「住宅」「誘導施設」「住宅や誘導施設の立地の誘導を図るもの」のいずれに活用しても良く、幅広い場面で活用が可能。
- 固定資産税課税情報等で地権者情報を把握しながら、合意の取れた部分から段階的に権利設定・移転を進めることで、関係者の理解の醸成につなげることが可能。
- 複数の土地に一括して利用権を設定する場合や、隣地を取得してゆとりある生活空間を創り出す場面などにも活用可能。

□ 活用イメージ



出典：国土交通省都市局都市計画課「都市のスポンジ化対策 活用スタディ集」

■ 参考：立地誘導促進施設協定（通称：コモンズ協定）の概要

□ 概要

- 空地・空き家等の低未利用地の発生は、地域コミュニティにとって必要な、身の回りの公共空間を創出する大きなチャンス。
- 都市機能や居住を誘導すべき区域で、空地・空き家を活用して、交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設（コモンズ）についての、地権者合意による協定制度を創設。

地域コミュニティが公共性を発揮し、住民の幅広いニーズに対応した必要な施設を一体的に整備・管理（現代のコモンズ）。

協定を締結した後に地権者になった者にも効力を及ぼす「承継効」を付与。

取組みをさらに広げるため、市町村長が周辺地権者に参加を働きかけるよう、協定締結者が市町村長に要請できる仕組みを併せて措置。

対象区域：立地適正化計画の居住／都市機能誘導区域

□ 支援措置

【税制特例】

（固定資産税・都市計画税）

協定に基づき整備・管理する公共施設等（道路・通路、公園、緑地、広場）の用に供する土地・償却資産について、都市再生推進法人が管理する場合に課税標準を2/3に軽減（5年以上の協定の場合は3年間、10年以上の協定の場合は5年間）

□ 制度のポイント

1. 地域コミュニティによる公共的空間の創出・安定的運営を促進
2. 民間の任意の活動を公認し、まちづくり活動の意欲アップ

□ 活用のヒント

- 協定対象となる施設が法令で限定されていないことから、コミュニティで整備・管理する共同利用施設の安定的（居住者や商店主の変動による影響を受けない）維持に広く活用可能。また、複数の施設を一体的に整備・管理することも可能。
- 相続による通路等の滅失回避、団地開発業者が整備した広場の住民管理、商店街による賑わい施設の共同運営等の幅広い活用が想定される。

□ 活用のイメージ



出典：国土交通省都市局都市計画課「都市のスポンジ化対策 活用スタディ集」

駐車場法の特例制度(都市再生特別措置法)

立地適正化計画(市町村が策定)

○駐車場配置適正化区域(都市機能誘導区域内)・・・§81⑤1

歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域

○路外駐車場配置等基準・・・§81⑤2

路外駐車場の配置及び規模の基準

- (例)・歩行者交通量の多い道路に面して出入り口を設けないこと
・道路から個々の駐車マスへの直接の出入りがされないよう出入り口の集約を行うこと

○集約駐車施設の位置及び規模・・・§81⑤3

集約駐車施設の位置及び規模に関する事項

<路外駐車場>

特定路外駐車場 (条例で定める一定規模以上の路外駐車場)

○市町村長への届出・・・§106①

- ・特定路外駐車場を設置しようとする者
- ・設置に着手する30日前までに届出

○勧告・・・§106③

- ・届出の内容が基準に適合しない場合
- ・市町村長は設置者に対して必要に応じて勧告(出入口の設置箇所・構造の変更、誘導員の配置等)

<附置義務駐車施設>

集約駐車施設

○附置義務駐車施設の集約化・・・§107

条例により集約駐車施設等への駐車施設の設置を義務付け

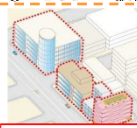
駐車場法(現行)

条例に基づき当該建築物の敷地内に駐車施設を設置



駐車場法の特例

- 3パターンの条例が制定可能に。
- ①集約駐車施設内に設置させる
 - ②建築物の敷地内に設置させる
 - ③①か②のどちらかに設置させる



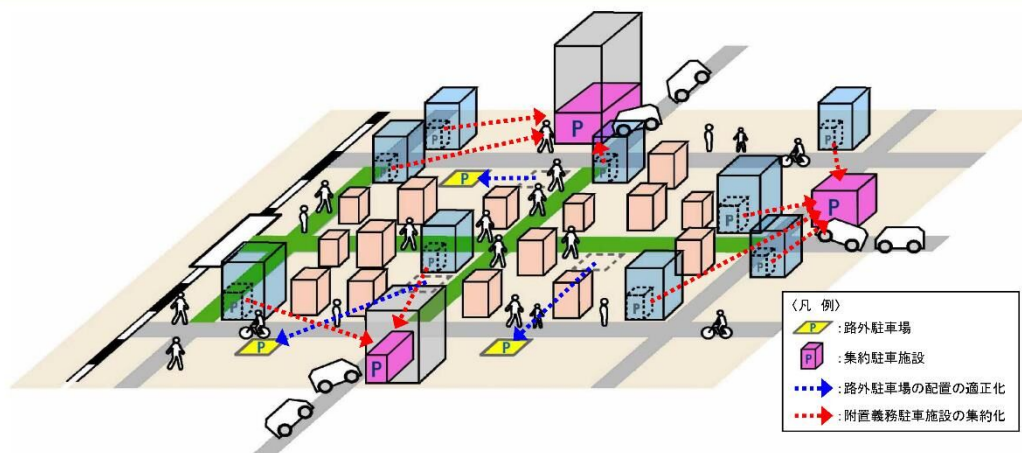
集約駐車施設

目指すべき都市構造

<駐車場配置適正化区域>

街なかの路外駐車場の立地誘導、都市の周縁部(フリンジ)への集約化
+
公共交通の利用環境の充実、自転車利用者・歩行者環境の整備

歩行者等にとって利便性・安全性の高い「健康に歩いて暮らせるまちづくり」の実現。
街並みの連続性確保、賑わいや都市魅力の創出も期待。



出典：国土交通省

1-5 都市再生特別措置法に基づく届出制度

立地適正化計画の公表日より運用が開始される、都市再生特別措置法に基づく届出制度について整理します。

■ 届出制度に係る留意事項

届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。

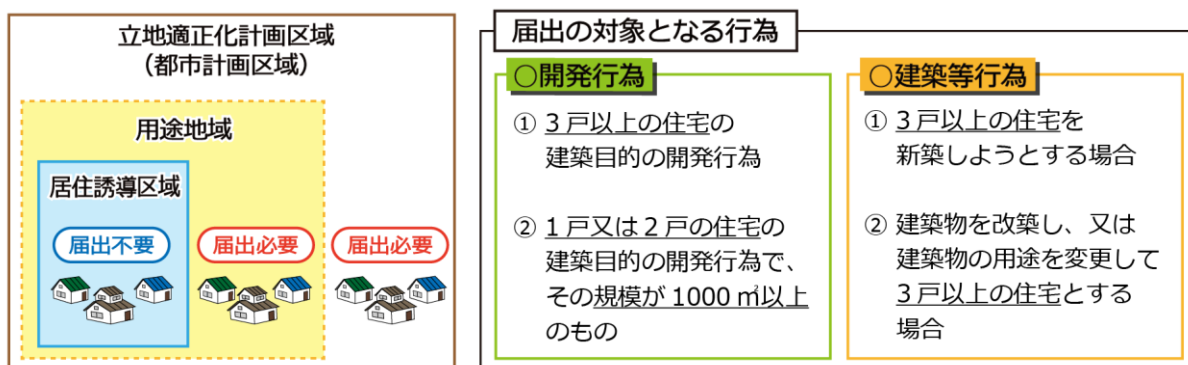
また、届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発・建築等行為を行った場合、30万円以下の罰金に処されることがあります。（都市再生特別措置法第130条）

（1）居住誘導区域外の建築等の届出制度の運用

対象区域	居住誘導区域外
実施主体	中野市（都市計画課）
取組内容	◇居住誘導区域内に居住を誘導するとともに、居住誘導区域外におけるまとまった住宅建設の動向を把握し、良好な住環境の維持を図るため、都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為・建築等行為に係る届出制度を運用します。 ◇市長は、届出をした者に対して、開発規模の縮小や居住誘導区域への立地を促すなど、必要な勧告をすることができます（都市再生特別措置法第88条第3項）。

● 届出の対象となる行為（都市再生特別措置法第88条第1項）

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が義務づけられます。



● 届出の時期（都市再生特別措置法第88条第1項）

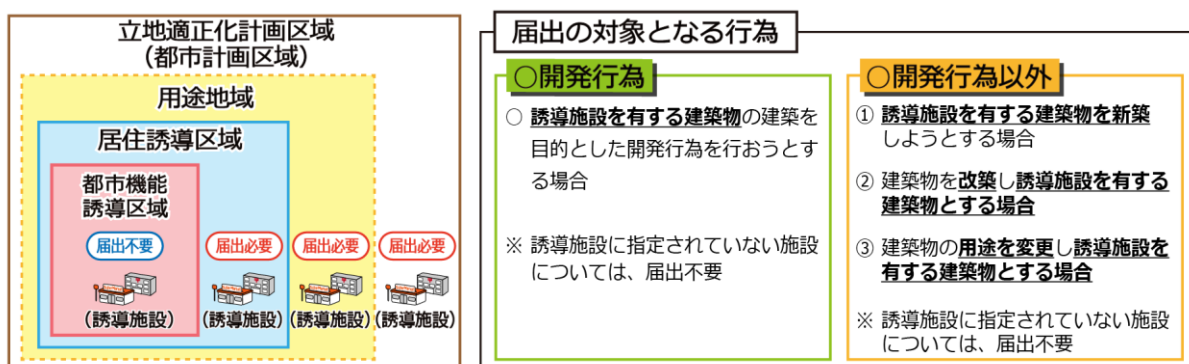
開発行為等に着手する日の30日前までに届出を行います。

(2) 都市機能誘導区域外の開発行為等の届出制度の運用

対象区域	都市機能誘導区域外
実施主体	中野市（都市計画課）
取組内容	◇都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握し、都市機能の適正配置を図るため、都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、都市機能誘導区域外での誘導施設を有する建築物の開発行為・建築等行為に係る届出制度を運用します。 ◇市長は、届出をした者に対して、開発規模の縮小や都市機能誘導区域への立地を促すなどの勧告をすることができます。（都市再生特別措置法第 108 条第 3 項）

● 届出の対象となる行為（都市再生特別措置法第 108 条第 1 項）

都市機能誘導区域外の区域で「誘導施設」を対象に以下の行為を行おうとする場合には、市長への届出が義務づけられます。



● 届出の時期（都市再生特別措置法第 108 条第 1 項）

開発行為等に着手する日の 30 日前までに届出を行います。

(3) 誘導施設の休廃止に係る届出制度の運用

対象区域	都市機能誘導区域
実施主体	中野市（都市計画課）
取組内容	◇都市機能誘導区域内において、市が既存建物・設備の有効活用など機能維持に向けた機会を確保するため、都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出制度を運用します。 ◇市長は、届出をした者に対して、建築物の存置などの助言・勧告をすることができます。（都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 2 項）

● 届出の対象となる行為（都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項）

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、市長への届出が義務づけられます。

● 届出の時期（都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項）

誘導施設を休止又は廃止しようとする日の 30 日前までに届出を行います。

2 計画の目標指標

本計画における各種施策の進捗状況やその効果等を見極め、より効果的に計画を実現していくため、「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省都市局）等を参考に、計画の目標指標（評価指標）を以下のとおり設定し、コンパクトなまちづくりの方向性に沿った都市構造が構築されているか、モニタリングを行います。

2-1 居住誘導に係る指標

本計画で設定したまちなか居住促進エリア（居住誘導区域）では、将来的に人口密度の低下が進行すると予測されており、市民の生活利便性を支える現在の都市機能施設の立地を維持していくためには、人口密度の低下を抑制するとともに、現在の人口密度水準を維持していく必要があります。

本市においては、居住誘導に係る施策を推進し、まちなか居住促進エリア（居住誘導区域）において居住の誘導・維持を図ることで、現在の人口密度水準（40 人/ha 以上）の維持を図るとともに、総人口に対するまちなか居住促進エリア（居住誘導区域）内人口の割合向上を目指します。

表 人口に係る指標

目標指標	基準値	中間値	目標値	期待する効果
まちなか居住促進エリア（居住誘導区域）内の人口密度	40.2 人/ha [平成 27 年度] (2015 年度)	40 人/ha 以上 [令和 14 年度] (2032 年度)	40 人/ha 以上 [令和 24 年度] (2042 年度)	⇒ 現在の人口密度水準を維持することで、暮らしを支える都市機能施設が維持される
総人口に対するまちなか居住促進エリア（居住誘導区域）内人口の割合	29.0% [平成 27 年度] (2015 年度)	33.0%※ [令和 14 年度] (2032 年度)	35.0%※ [令和 24 年度] (2042 年度)	⇒ 居住促進エリア内の人口割合を向上させることで、コンパクトな都市構造が構築される

※まちなか居住促進エリア（居住誘導区域）について、平成 27 年の人口密度を維持することを想定し、「第 2 期中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略における目標人口（総人口）」に占める割合を算出。

2-2 都市機能誘導に係る指標

本市では、信州中野駅周辺の中心市街地において中核的な都市機能施設が立地・集積しており、市民の生活利便性を支えている状況にあります。しかし、人口減少が進行することにより、一定の利用圏人口に支えられてきた都市機能が人口密度の低下に伴い成立しなくなり、その結果、都市生活を支える機能が低下することが懸念されます。

本市においては、居住誘導と都市機能誘導に係る施策を一体的に推進することで、人口密度の低下を抑制し、中心拠点エリア（都市機能誘導区域）内に立地する誘導施設数の維持を目指します。

表 都市機能誘導に係る指標

目標指標	基準値	中間値	目標値	期待する効果
中心拠点エリア（都市機能誘導区域）内に立地する誘導施設数	10 施設※ [令和 4 年度] (2022 年度)	10 施設 [令和 14 年度] (2032 年度)	10 施設 [令和 24 年度] (2042 年度)	⇒ 中核的な都市機能施設の立地を維持することで、生活利便性が維持される

※P.88 で設定した拠点集積型都市機能施設（誘導施設）の立地数。

2-3 公共交通に係る指標

本市では、通勤・通学・通院・買物を中心とした住民の日常生活の移動手段として、「中心拠点エリア（都市機能誘導区域）」と各地域の「コミュニティ拠点」を結ぶ公共交通ネットワークが既に構築されています。

その一方で、将来的な高齢化の進行が予測される中、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通により生活サービス施設等にアクセスできる環境を維持・充実させるとともに、公共交通の利用促進を図っていくことが重要となります。

本計画では、ゆるやかな誘導による住宅地や集落地のコンパクト化を図り、公共交通による移動手段が確保されているエリア（公共交通徒歩圏）の人口割合を向上させることで、公共交通により都市機能施設を利用できる環境の維持を目指します。

また、都市機能誘導に係る施策と公共交通の利用促進に係る施策を一体的に進め、公共交通利用者数を増やしていくことで、暮らしを支える公共交通の持続的な維持を目指します。

表 公共交通に係る指標

目標指標	基準値	中間値	目標値	期待する効果
公共交通徒歩圏人口カバー率 (市全域)	93.8% [平成 27 年度] (2015 年度)	94%以上 [令和 14 年度] (2032 年度)	95%以上 [令和 24 年度] (2042 年度)	公共交通による移動手段が確保されているエリアの人口割合を向上させることで、公共交通により都市機能施設を利用できる環境が維持されるとともに、コンパクトな都市構造が構築される
総人口に占める居住誘導区域及びコミュニティ拠点内の公共交通徒歩圏人口の割合	58.5% [平成 27 年度] (2015 年度)	59%以上 [令和 14 年度] (2032 年度)	59%以上 [令和 24 年度] (2042 年度)	
鉄道駅の乗降客数	167.1 万人 [令和元年度] (2019 年度)	172.7 万人 [令和 8 年度] (2026 年度)	地域公共交通計画の見直しと整合を図る	公共交通利用者数を増やしていくことで、暮らしを支える公共交通が持続的に維持される
バス等の利用者数	21.2 万人 [令和 3 年] (2021 年)	28.8 万人 [令和 8 年] (2026 年)		

※ 公共交通徒歩圏人口カバー率 = $\frac{A}{B}$ (人) / (人)

A：公共交通徒歩圏人口

100m メッシュ別人口データ（現況：平成 27 年国勢調査、将来：社人研推計準拠）を基に、公共交通徒歩圏（鉄道駅から半径 800m 又はバス停から半径 300m の圏域）に該当するメッシュの人口を合算して算出（バス停は令和 4 年 10 月 1 日時点の路線網を使用）

B：総人口 現況：平成 27 年国勢調査、将来：社人研推計値（H30 推計）

※ 総人口に占める居住誘導区域及びコミュニティ拠点内の公共交通徒歩圏人口の割合 = $\frac{C}{D}$ (人) / (人)

C：居住誘導区域及びコミュニティ拠点内の公共交通徒歩圏人口

100m メッシュ別人口データを基に、居住誘導区域及びコミュニティ拠点（施設から半径 800m）の圏域内かつ公共交通徒歩圏に該当するメッシュの人口を合算して算出

D：総人口 現況：平成 27 年国勢調査、将来：社人研推計値（H30 推計）

※ 鉄道駅の乗降客数：中野市・山ノ内町地域公共交通計画の目標値より
(基準値の時点：2019.4～2020.3、中間値の時点：2026.4～2027.3)

※ バス等の利用者数：中野市・山ノ内町地域公共交通計画の目標値より
(基準値の時点：2021.1～2021.12、中間値の時点：2026.1～2026.12)

第9章 計画の進行管理

1 基本的な考え方

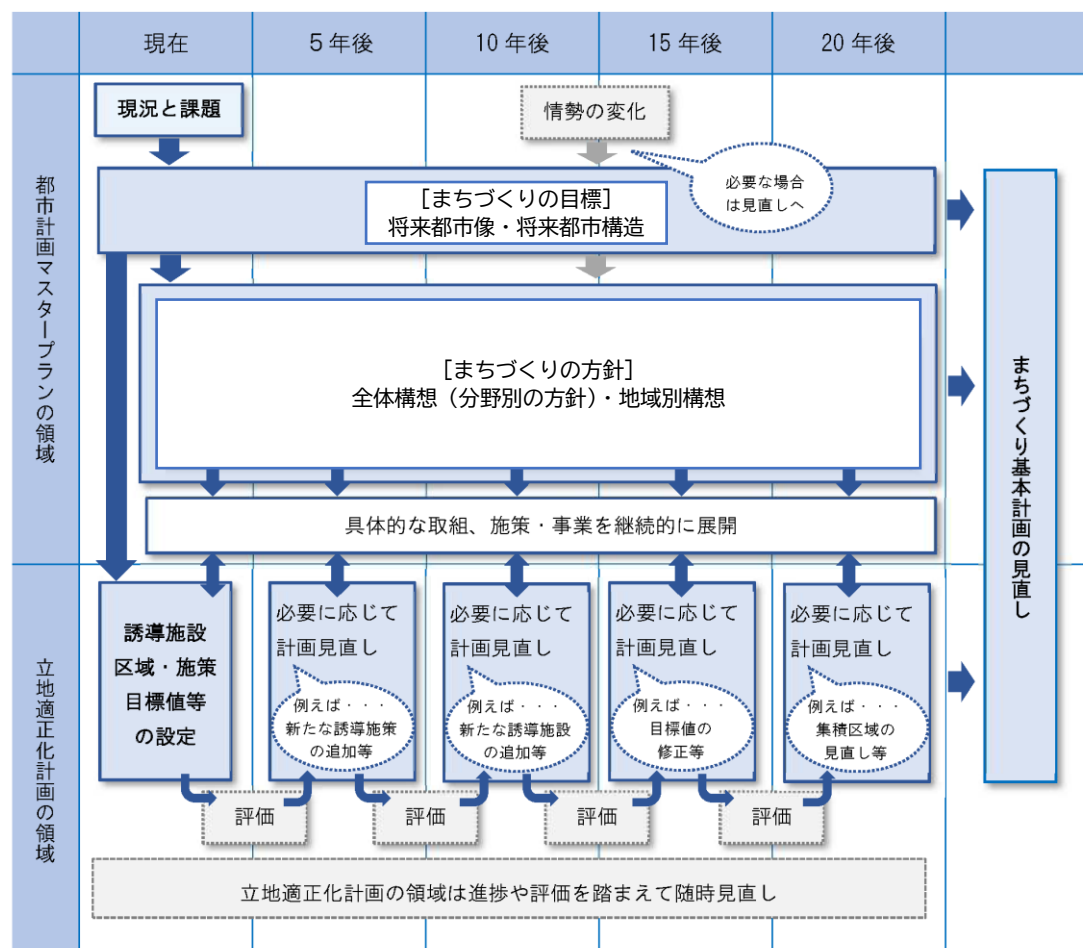
本計画の進行管理については、計画に位置づけた誘導施策の進捗状況や区域設定の妥当性などを評価・検証し、その結果を踏まえて誘導施策の充実・強化を検討するとともに、必要に応じて本計画や関連する都市計画の見直しなどを行うものとします。

また、計画策定後の社会・経済情勢、人口動向、都市機能の立地動向など、本市を取り巻く状況変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

2 施策の達成状況に関する評価の方法

施策の達成状況に関する評価は、計画の必要性や妥当性を市民などに客観的かつ定量的に提示することが求められるため、計画の目標指標について、達成状況などを分析することによって行うものとします。

具体的には、概ね5年ごとに、目標値の達成状況等について調査、分析及び評価を行い、必要に応じて、誘導施策・施設・区域等の見直しを実施していきます。また、用途地域や都市計画道路などの関連する都市計画の見直しと併せて、誘導区域の範囲等の見直しを検討し、計画へ反映するものとします。



中野市まちづくり基本計画 (立地適正化計画編)(案)

[発行] 長野県中野市 建設水道部 都市計画課
〒383-8814 長野県中野市三好町 1-3-19
電 話 0269-22-2111 (代表)
F A X 0269-22-5925